

平安時代後期における国府変容に関する考古学的研究

課題番号：20K01091

令和2年度～令和6年度科学研究費補助金
(基盤研究(C) 研究成果報告書)

令和6年12月

研究代表者 大橋 泰夫

島根大学法文学部

平安時代後期における国府変容に関する考古学的研究

令和2年度～令和6年度科学研究費補助金
(基盤研究(C) 研究成果報告書)

令和6年12月

研究代表者 大橋 泰夫

島根大学法文学部

例 言

本書は、令和2年度～令和6年度の科学研究費補助金（基盤研究（C））を受けて実施した、「平安時代後期における国府変容に関する考古学的研究」（課題番号：20K01091）の成果報告書である。

1. 研究組織

研究代表者：大橋泰夫（島根大学法文学部）
研究協力者：藤木海（福島県南相馬市教育委員会）

2. 研究経費（配分額）

令和2年度	直接経費	700	間接経費	210	合計	910	（単位千円）
令和3年度	直接経費	600	間接経費	180	合計	780	（単位千円）
令和4年度	直接経費	600	間接経費	180	合計	780	（単位千円）
令和5年度	直接経費	600	間接経費	180	合計	780	（単位千円）
令和6年度	直接経費	800	間接経費	240	合計	1,040	（単位千円）

3. 研究成果：論文等

- ・本書
- ・大橋泰夫 2021 「国府」 『都市科学事典』 春風社、90-91 頁
- ・大橋泰夫 2021 「古代史上の橘樹官衙遺跡群の価値づけ」 『川崎市リーフレット2 令和2年度橘樹官衙遺跡群保存活用事業』 川崎市教育委員会、16-25 頁
- ・大橋泰夫 2022 「出雲国における官衙と官道の展開」 『山陰における古代交通の研究』 島根県教育委員会、281-297 頁
- ・大橋泰夫 2022 「古代の村と役所」 『謎を秘めた古代都城-平安時代前期の様相を考える-資料集』 都城市教育委員会、1-6 頁
- ・大橋泰夫 2022 「役所と在地社会」 『東国と信越』 角川選書、株式会社 kadokawa、135-170 頁
- ・大橋泰夫 2023 「国府の成立」 『古代国府の実像を探る』 季刊考古学・別冊 37、雄山閣、14-19 頁
- ・大橋泰夫 2023 「国府・郡衙・寺院と窯業生産」 『東海の古代官衙・寺院と窯業生産地』 1-20 頁
地域と考古学の会
- ・大橋泰夫 2024 「地方官衙と条里」 『条里制古代都市研究会会誌』 39 号 35-58 頁 条里制古代都市研究会
- ・大橋泰夫 2024 「隠岐国における官衙関連遺跡の検討」 『隠岐の形成と特質』 島根県古代文化センター
- ・大橋泰夫 2024 『郡衙遺跡からみた地方支配』 同成社、総 274 頁

4. 執筆分担

本報告の執筆は、II-3 を藤木海が行い、他はすべて大橋が行った。

5. 研究協力

本研究報告書を作成するにあたっては、次の方々・諸機関から多くの御支援・御協力を賜りました。御芳名を記して感謝いたします。

石岡市教育委員会、伊賀市教育委員会、越前市教育委員会、香川県埋蔵文化財センター、倉吉市教育委員会、小松市埋蔵文化財センター、（財）とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター、高岡市教育委員会、垂井町教育委員会、東京都府中市教育委員会、栃木市教育委員会、豊川市教育委員会、島根県古代文化センター、七尾市教育委員会、広島県府中市教育委員会、前橋市教育委員会、宮城県多賀城跡調査研究所、宮津市教育委員会、酒田市教育委員会
安藤寛、出浦崇、伊藤武士、江口桂、岡平拓也、川畑謙二、河森一浩、木村等、志賀崇、篠原祐一、神保公久、杉山大晋、田尾誠敏、高見哲史、津曲大祐、館内魁生、永井邦仁、西脇菜々、平石充、堀部猛、藤川智之、前岡孝彰、松村一良、村田晃一、山口耕一、山路直充、横幕真、渡部裕司（五十音順、敬称略）

目次

はじめに	1 頁
I 各地の国府検討	
1 畿内・東海道	3 頁
2 東山道	9 頁
3 北陸道	18 頁
4 山陰道	20 頁
5 山陽道	24 頁
6 南海道	27 頁
7 西海道	29 頁
II 国府変容に関わる考察	
1 国庁・館・曹司の検討	40 頁
2 古辞書と考古学的検討による国府所在地	48 頁
3 陸奥国の事例研究:多賀城と郡衙の変容(藤木)	53 頁
III まとめ	71 頁

はじめに

考古学による古代国家の地方行政システムの解明は、山中敏史によって地方官衙遺跡の研究を通して体系化された（山中 1994）。近年、各地の国府で発掘調査が進展し、平安時代中期以降の動向も把握されるようになってきたが、多くは個別的な検討であり体系的には行われていない。いまだに10世紀以降の国府の空間構造は不明な点が多いままである。

現時点における考古学の有力説は、10世紀前半が8世紀以来の律令国家の国郡制における地方支配の大きな転換期とするものである（山中 1994）。山中敏史は、10世紀に国府の基本構造が変化し、所在地が他所へ移転したとみられる事例が多くなるとし、国衙が象徴的画一的な地方行政機関から、実質的な地方支配の実務を担う機関へ変化したと考えた。加えて、10世紀になって郡衙が衰退あるいは消滅していく中で、国府が郡衙の機能を吸収する形で、在地の諸条件に対応した多様な構造へと機構を改編し官衙施設の姿を変えたとする。ただし10世紀以降の国府の諸施設が、それ以前からどのように変容したかについては、国府の発掘調査事例も多くなかったために十分には検討できていない。

一方、文献史学では、10世紀以降の国郡制支配について制度を含めて膨大な研究の蓄積がある。10世紀以降、地方では受領（国司）による国務遂行体制へと移行していく。大きな画期は10世紀末以降とされ、院宮王臣家などの在地への浸透、在地社会の変質に対応して、国衙支配を担っていた受領を中心とする家政機関が国衙中枢機能を担い、在庁官人・郡司等を統括する構造へと国衙機構が再編成されていくと考えられている（佐藤泰弘 2017・2020 など）。

本研究を行う学術的背景として、考古学的には国府の発掘調査成果を含めて10世紀以降の地方官衙については個別的な遺跡の検討にとどまり体系的な把握ができておらず、平安時代中期以降の地方支配の拠点であった国府の実態が不明な状況になっている点が挙げられる。諸国の国府が、いつまで官衙として機能したかもわかっていない。そのため古代国家の地方支配のあり方が10世紀以降、受領を中心と

する構造へ変容していくという文献史学の見解に対して、遺構・遺物の分析を踏まえた上での十分な説明はできていない。10世紀以降の国府の構造や諸施設の実態が不明なため、考古学的には平安時代における地方支配の実態を把握することができていない。

これまで国庁を中心とした諸施設の廃絶時期について、文献史学では平安時代の説話集『今昔物語』（12世紀）に国庁と館が同じ意味で使用されている点から、『朝野群載』（12世紀）や『時範記』（11世紀後半）にも国庁の記載はあるが、国司館での意味と解され、国庁は国務が国司館で執られるようになるのに伴い10世紀以降は廃絶に向かい、国司館が国務執行機関の中心だったと考えられている（佐藤信 1997、佐藤信監修 2015 など）。こうした文献史学の成果が国庁の廃絶時期を考える上で参考にもされ、国庁が国司館より先に廃絶し、国司館が国庁を兼ねて国府の中心となっていたとされている。

しかし、儀礼的空間である国庁については廃絶時期を知る手がかりが乏しい場合が多く、いつ頃まで存続していたかを知ることは難しい。筑後国府では国庁は11世紀後半以降まで機能していたことが明らかにされたが、特殊事例とみられていた。陸奥国府の多賀城政庁が再検討の結果、11世紀前半まで機能していたことが明らかにされ、伊賀・常陸国府の国庁でも11世紀前半まで機能したと報告されている。各地の国庁の廃絶時期についても再検討が必要である。

また、各地の国府の発掘調査によって10世紀以降の曹司や国司館とみられる建物群も確認されている。

これまで国庁の廃絶時期について、文献史学側から提出された、「10世紀以降、国庁は廃絶し国司館が中心となって国務執行機関となっていた」という説について考古学的に、厳密に検証する必要がある。10世紀以降は国司館が政務の中心という理解は、国府跡の発掘調査成果からみて問題が多い。

各地の国庁とその周辺施設から出土する土器類をみると、11世紀代の施釉陶器などの優品もまとまって出土している例が多く、11世紀以降も機能してい

たことを推定した（大橋 2016・2018）。国府や国庁の存続時期を大まかに推定しただけであり、曹司を含めて国府の構造や変遷については検討を行っていなかった。

11世紀代の施設のあり方については、武蔵・備後・出雲国府などにおいて、10世紀までと大きく構造が変わり、塀などの区画施設もなく規模が小さく建物も小型化していく状況が把握されているが、国府がいつ頃まで存続し、国庁や曹司がどのような施設であったか明確になっていない。

平安時代の国府についての考古学的研究としては、江口桂によるものが挙げられる（江口 2017・2022）。武蔵国府を中心に各地の事例を検討し、10世紀後半以降も国庁は存続し、11世紀代に国府が廃絶していく状況を明らかにしており、本研究でも参考にした。

これまでに各地における国府の発掘調査成果は大きなものがあり、国府の諸施設が成立後にどのように変容・消滅していったのか、それをもたらした背景はどのようなものだったのかについて検討する。

本書の構成は、I章で各地の国府について発掘調査成果を中心に整理する。II章では国府変容に関わる問題として、まず国庁と館・曹司について検討を行い、ついで国府の移転を中心に古辞書記載を含めて扱う。この章では地方官衙遺跡の発掘調査が進んでいる陸奥国府（多賀城）と郡衙の変容について、藤木海が行った研究成果を加える。最後に、まとめとして、国府の変容と国郡制との関わりについて考究する。

引用文献

- 江口桂2017「平安時代における国府の変容 —武蔵国府を中心に—」『条里制・古代都市研究 32号』条里制・古代都市研究会
- 江口桂 2022「平安時代における国府の変容 —考古学の発掘調査から—」『古代国府の実像を探る 季刊考古学・別冊37』雄山閣
- 大橋泰夫2016『国郡制と国府成立の研究』平成24年度～平成27年度科学研究費補助金（基盤研究（C）研究成果報告書）
- 大橋泰夫2018『古代国府の成立と国郡制』吉川弘文館
- 佐藤信1997「宮都・国府・郡家」『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館
- 佐藤信監修2015『朝野群載 巻22 校訂と註釈』吉川弘文館
- 佐藤泰弘2017「受領の支配と地方の都市」『条里制・古代都市研究32』
- 佐藤泰弘2022「国府の変容—文献史学から—」『古代国府の実像を探る 季刊考古学・別冊37』雄山閣
- 山中敏史1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

I 各地の国府検討

国府の検討にあたって、国ごとに検討していく。

国府の位置や構造全体を詳しく述べることは行わず、平安時代以降を中心にみていく。国府の概要把握については、下記の文献によったところが大きい。

- ・国立歴史民俗博物館1986「国府研究の現状(その一)」『古代の国府の研究』国立歴史民俗博物館研究報告第10集
- ・日本考古学協会三重県実行委員会 1996「下野国」『シンポジウム2 国府 ―畿内・七道の様相―』日本考古学協会 1996 年度三重大会
- ・条里制・古代都市研究会 2015『古代の都市と条里』吉川弘文館
- ・大橋泰夫・江口桂編 2020『季刊考古学 152 号 古代国府・最新研究の動向』雄山閣

1 畿内

畿内の山城・大和・河内・和泉・摂津国については、文献資料・地名などから国府所在地は推定されているが、考古学的な調査は進んでおらず、その実態は判然としない。

これまでの研究によって、畿内の国府は遷都を契機として移動する離宮や外交施設を転用するという特色がある(平井 2015)。その一方で、遷都の影響を受けているという見方に対して、慎重に検討すべきという意見も出されている(家原 2020)。畿内の国府について実態解明は、今後の発掘調査を待つとし、ここでは七道諸国を対象とする。

2 東海道

平安時代、東海道の属した国は、伊賀・伊勢・志摩・尾張・三河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸国である。国庁などの国衙施設がみついているのは、伊賀・伊勢・尾張・三河・遠江・相模・下総・常陸国である。

(1) 伊賀国府 (三重県伊賀市)

伊賀市坂之下の国町地区において国庁が確認されている。奈良時代後半から平安時代後期まで4期の変

遷があり、創設期(I期)は掘立柱塼に囲まれた中に、掘立柱建物の正殿・前殿・東西脇殿がコの字形に配置される。規模は一辺40から50mと小さい。後に、礎石建物に建て替えられ、11世紀中頃に廃絶する(三重県 1993・2003、上野市1995)。発掘調査によって知られている伊賀国庁は、奈良時代後半(8世紀後半)に設けられており、当初の国府ではなく長岡京期から平安京遷都直後ぐらいの間に移転したものである。

国庁の変遷の中で、もっとも大きな変化は政庁4期(10世紀後半~11世紀中頃)であり、それまで正殿と両脇殿からコの字形配置の定型化国庁であったが、西脇殿を欠き、正殿と東脇殿が方位が振れたL字形に配されるように変わる(図1)。

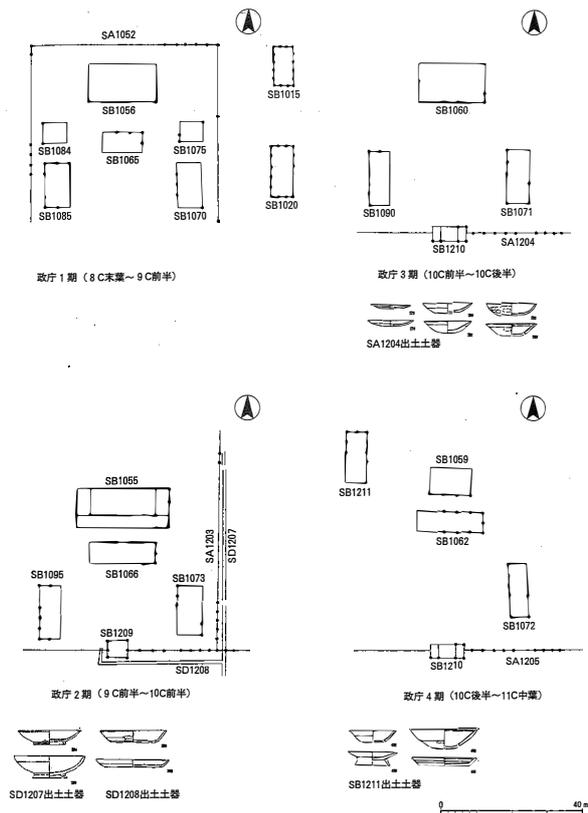


図1 伊賀国庁の変遷

(2) 伊勢国府 (三重県鈴鹿市)

長者屋敷遺跡が伊勢国府である。瓦葺建物の国庁とその西隣に同規模の西院があり、その北側には南北3

区画・東西3～4区画の方格地割が形成され、その内部にも瓦葺建物9棟と掘立柱建物1棟が確認されている(鈴鹿市教委2000)。国庁はコの字形配置で8世紀第2四半期に造営され、周囲に方形街区が形成され、平安時代初めまで存続する。

伊勢国府としては長者屋敷遺跡の他に、三宅神社遺跡が推定されている。新田は、長者屋敷遺跡は実務的な官衙施設の曹司や国府を支えた職員の生活の痕跡が乏しいことから8世紀第2四半期に新造されたとし、一貫して国府町の三宅神社遺跡に国府が置かれ、ある時期に国庁を中心とする国府機能の一部が広瀬町の長者屋敷遺跡に展開したとみる。単なる移転ではなく三宅神社遺跡では奈良時代前半以降鎌倉時代にいたるまで多くの遺構や遺物が見つかることから、長者屋敷遺跡に国庁が造営されても国府の実務を担う諸施設は一貫して国府推定地の三宅神社遺跡に設けられていたとしている(新田2014・2015・2020)。ただし、三宅神社遺跡の実態について不明な点が多い。

(3) 尾張国府(愛知県稲沢市)

尾張国府跡は三宅川の自然堤防上に立地する。国庁はみつからないが、永井邦仁によって大国霊神社を中心にした発掘調査地(稲沢市教委1979～1989)や東側にあたる塔の越遺跡などが国府域に含まれる点が明らかにされている(永井2012・2013)。国庁や国衙そのものの施設の実態はよくわかっていない。

(4) 三河国府(愛知県豊川市)

三河国府は愛知県豊川市の白鳥台地上で、3期にわたるコの字形配置の国庁が確認されている。これまでの検討によって正殿南東で確認された、やや振れが異なる掘立柱建物SB601とSB1が7世紀後半から8世紀に遡る可能性が指摘されているが、コの字形配置の国庁建物は、I期上限が9世紀第1四半期、II期が9世紀第3四半期、III期が10世紀第1四半期で10世紀半ばに廃絶したとされ、8世紀代の建物は把握されていない(豊川市教育委員会2022)。

一方で、出土瓦については丁寧な分析によって、国庁域周辺に8世紀半ばから後半にかけて数棟の瓦葺建物の存在が推定されている。その中には、隅軒

平瓦・隅軒丸瓦から寄棟造もしくは入母屋造の建物が推定され、瓦は三河国分寺系瓦であり10世紀代まで供給されている(豊川市2022-167頁)。

コの字形配置の国庁建物に先行して、大型建物が配置される例は出雲・日向国庁でも確認されており、いずれも評段階から8世紀前葉にかけてとみられている。また、国庁北側において8世紀前半に数条の区画溝と数棟の掘立柱建物が確認され、この頃に国府に伴う土地利用が推定されている点も諸国の国府と同様なあり方を示している。現状、三河国府そのものは8世紀前半までには国庁(未明)を中心に曹司や国司館などの諸施設を配して成立していたとみられるが、瓦葺建物の特定は難しい状況にある。

また国庁の存続年代であるが、10世紀代に入っても三河国分寺系瓦が供給される。廃絶は10世紀半ばとし、7期の10世紀半ば～11世紀初めの段階で、正殿の周囲で数基の土坑が確認されている点、国庁周囲の区画施設の溝が埋没している点を根拠としている(豊川市2022-127頁)。この時期には国庁周辺の土地利用が低調となり建物が少なる点が指摘されているが、その一方で、まだ国庁東北側に掘立柱建物が建て替えられていることは注目できる。

この後、8期の11世紀代に国庁域(曹源寺地区)では廃棄土坑状遺構から、ロクロ土師器がまとまって出土している点から祭祀が推定されている。その後、9期の12世紀代、10期の13世紀代に土坑や溝などが設けられるだけであり、土地利用が低調とされている。

三河国庁では、コの字形配置の国庁建物が10世紀半ばに廃絶したとされているが、11世紀代には祭祀に伴うとみられる廃棄土坑も見つかっており、国府としてこの頃まで機能していたとみられる。

(5) 遠江国府(静岡県磐田市)

遠江国では国分寺南方の磐田市御殿二之宮遺跡で、8世紀前半代に遡るL字形に配置された国司館とされる施設が確認されている(安藤1992、静岡県1994)。転用硯を含む多量の硯、奈良三彩も出土する。御殿二之宮遺跡の西隣に白鳳期の大宝院廃寺が存在し、別名「大光寺」とも呼ばれていたらしく、国府

があったことを示す傍証資料とされる。

御殿二之宮遺跡は10世紀半ばに衰微し、北方2kmにある中世の国府所在地の見付に国衙が移った可能性が高い(静岡県1994)。移転の背景について、木村弘之は小海進を想定する(木村2003)。

(6) 相模国府(神奈川県平塚市)

相模国府の所在地については、古辞書の『和名類聚抄』に大住郡(平塚市域)、『伊呂波字類抄』に余綾郡とある点から移転説があった。大住郡から余綾郡へという二遷説と、大住郡の前に別の地に国府が置かれたとする三遷説である。三遷説の初期国府としては、国分寺が建立された高座郡(海老名市域)に求める高座郡説と、足柄郡(小田原市域)の千代廃寺を初期国分寺として周辺に初期国府があったとみる足柄郡説があった(荒井1998、平塚市博物館2010)。

現在は平安時代の国府所在地については、『和名類聚抄』記載や発掘調査の成果から大住郡にあたる平塚市域に求めることは異論がない(田尾2002)。その後、平塚市四之宮の坪ノ内遺跡第7地点で確認された掘立柱塼で区画された大型掘立柱建物2棟を国庁の両脇殿とする説がだされた(かながわ考古財団2009)。この施設を国庁とみる意見が強い(平塚市博物館2010、明石2013、田尾2015)。筆者も「国厨」などの墨書土器・多量の施釉陶器・鈿帯・佐波理匙・海老錠などの出土遺物、大住郡にあたる四之宮周辺に国府が設置されていたと考える。一方で、坪ノ内遺跡の大型建物を国庁の脇殿とし国分寺創建前の8世紀前半に四之宮周辺に設置されていたと断定するには他国の国庁からみて異例な点が多く、曹司や国司館などの可能性も考慮すべきである(大橋2018)。

平塚市域における発掘調査によって8世紀前半から10世紀代に、大住郡に国府が設置されていたとみられる。問題は、大住郡(平塚市域)から余綾郡(大磯町域)への移転時期と要因である。明石新によれば相模国庁は9世紀前後に廃絶し、近くの高林寺境内の「下ノ郷廃寺跡」(国庁の南500m)の大型建物と緑釉陶器の出土から9世紀代の国庁機能を持った国司館の候補とする(明石2013-43頁)。国庁は諸国の例からみて最も格式が高くなる9世紀代に国庁が独立して

存在しないとは考え難いので、相模国府でも国庁は国司館とは別にあったはずである。

一方、大住郡(平塚市域)に置かれた国府が、いつ余綾郡に移転したのか、よくわかっていない。平塚市域では竪穴建物は10世紀後半に激減し、鉄製品の出土点数も10世紀後半から11世紀前半頃に激減、この背景に鍛冶工房での生産活動を含め国府機能が低下したとされている(平塚市博物館2010-24頁)。10世紀後半頃までは平塚市域に国府があったと把握できる。

木下良は、十卷本『伊呂波字類抄』のみが余綾郡とし他書はいずれも大住郡とする点から、国府の移転は『拾芥抄』と十卷本『伊呂波字類抄』の間に限定されるとし、治承4年(1180)に源頼朝が論功行賞を行なった相模国府が余綾郡のものとし、大住郡から余綾郡への国府移転はそれ以前と推定した(木下1986-236頁)。その上で移転は天養元年(1144)頃に起きた「大庭御厨事件」を契機とすると考えた(木下1992a)。

明石新によって移転先の国府として有力な大磯町域の考古学的成果がまとめられている(明石2007)。有力候補地の大磯町馬場台遺跡については国府としての確証は得られなかったとした上で、遺構は9世紀代から10世紀代が主体であり、「12世紀前後の白磁の出土は「余綾国府」の存在を裏付ける資料の一つ」(819頁)とする。貿易陶磁器については、「少なくともその時期(11世紀後半から12世紀前半)には有力な豪族(武士団)が存在していたことを想定できる」(823頁)とまとめ、移転時期や理由については木下説を引き継ぎ、天養元年(1144)頃に起きた「大庭御厨事件」とし、砂丘に立地する大住国府から防御しやすく地の利のよい余綾に移転したと考えた(明石2007-827頁)。

現在、治承4年(1180)には国府は余綾郡に移転し、それを12世紀中頃と見る説が出されている。一方で、平塚市域の遺跡の動態をみると、10世紀後半から11世紀にかけて大きな変化があること、馬場台遺跡から出土した12世紀前後の白磁が出土している点を重視すると、これ以前の11世紀代にはすでに国府は余綾郡に移転していた可能性もある。

相模国府の移転については、7世紀後半から8世紀前半の創設期の設置場所とともに、まだ大住郡から余綾郡に移転した時期についても課題が多いが、10世紀

後半までは大住郡に国府はあり、それ以降に余綾郡に移転したと理解できる。

(7) 武蔵国府 (東京都府中市)

武蔵国府では国庁は見つかっていないが、ほぼ全体像が把握されている(府中市教委 2009、江口 2014)。形成は7世紀末～8世紀初頭にはじまり、国府域は東西約2.2km、南北約1.8kmと広く、国司館や曹司、宗教施設(寺院・社)、工房、雑務にあたった人々の竪穴建物が展開する。すぐ西側には官道の東山道武蔵路が北上し、国分寺と尼寺の間を抜けていく。国府域内にも諸施設をつなぐ、複数の道路が設けられ武蔵路に接続する。国衙東側では「多磨寺」と郡名を冠する寺名の文字瓦が出土する寺院が出土し、近くに多磨郡衙を想定する説も有力である(深澤 2010)。

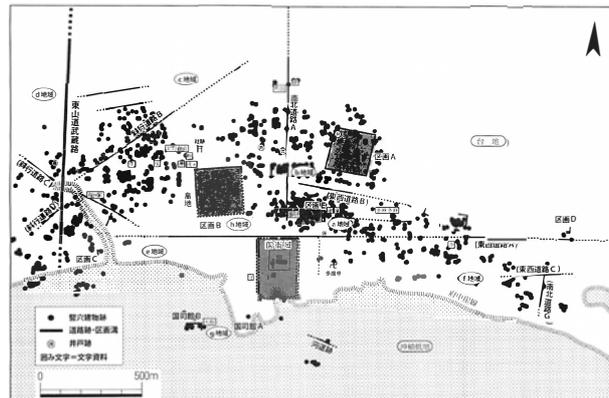
国衙は武蔵国総社である大国魂神社付近でみつきり、南北290m、東西200mの範囲が築地塀(推定)で囲まれる。その中に、国衙の中核施設が約100m四方の区画からなり、大型の東西棟建物が南北に並び、西側に総柱建物3棟が並び建つ。

国衙の大型建物は掘立柱建物から礎石建物へ複数回の建替えがあり、8世紀前葉から10世紀後半まで存続した。多量の瓦・磚が出土し、8世紀中頃に磚を用いた瓦葺掘立柱建物が建ち9世紀中頃に瓦葺の礎石建物に建て替わる。脇殿がなく国庁そのものではなく、国庁近くに併設された特別な儀式や宴会などに対応する中核官衙と考えられる(府中市 2009)。

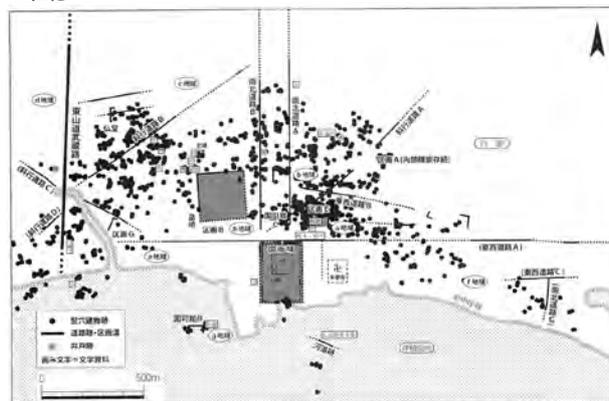
平安時代以降の武蔵国府について、江口桂が遺構・遺物から時期ごとに整理している(江口 2017・2024)。

7世紀末から8世紀初めに成立し、8世紀前葉に中心となる国衙中枢部の大型建物が大国魂神社境内から東側一帯に整備され、東西約2.2km、南北約1.8kmの範囲に国衙の諸施設が広く展開する。その後、9世紀に国衙が礎石化し、北方で新たに曹司が建設され南方の低地にも国司館が設置され国府機能が充実する。

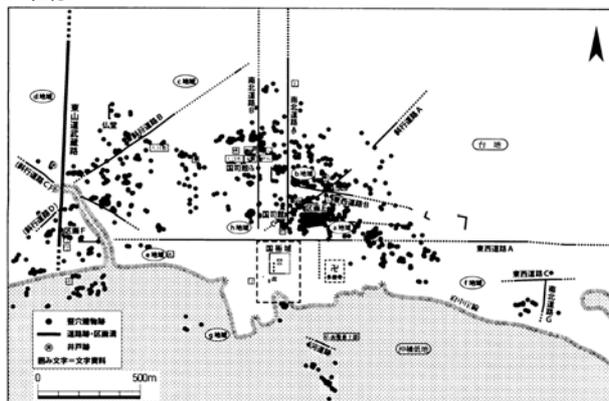
大きな変革期は10世紀代である。10世紀前葉～中葉になると、曹司や竪穴建物などは国衙北方地域への集約化が進む。10世紀後葉に国衙中枢建物が廃絶し、この時期を大きな変容期とし、篠丁に関わる竪穴建物も



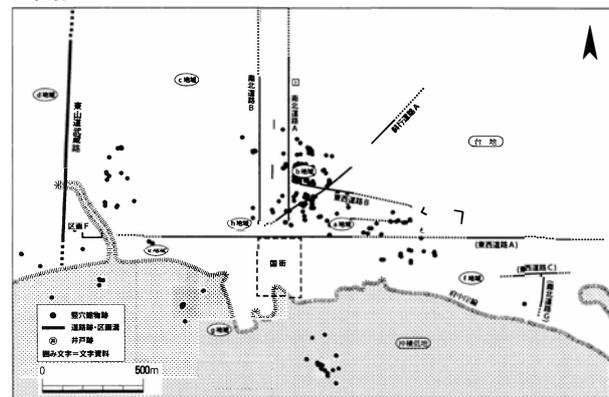
8世紀



9世紀



10世紀



11世紀

図2 武蔵国府の変遷

これ以降に激減する点から国府の機能低下としている。この時期に生産関連遺構が激減し、分布が国衙北側と国府東方に限られ、より一層の集約化が進む。続く10世紀末～11世紀初頭に、さらに規模が大幅に縮小し、竪穴建物は11世紀前葉に営みを終え、11世紀代に国府の機能を失う。ただし10世紀後葉に廃絶すると考えられてきた国衙中枢南半部の一部の掘立柱建物は、11世紀前半まで機能した可能性があり、他国の国庁と同じように11世紀前半まで存続した可能性が指摘されている（府中市郷土の森2016、江口2022、図2）。

国府の中枢施設と重なる大國魂神社は武蔵国の惣社で、11世紀以降に惣社として成立していたとみられ、以来、府中の中心核として機能し続けた。この神社境内において12世紀代の大型掘立柱建物群が確認されている点が注目される（深澤2020）。深澤靖幸は武蔵国府の発掘状況から10世紀の官衙の衰退と、11～12世紀の都市的空間の変貌について、二つの画期とし中世への移行をとらえている（深澤2023）

武蔵国府の平安期の画期は10世紀後半にあり、国衙中枢施設が衰退し、周辺の曹司や徭丁に関わる竪穴建物も激減する。国府機能が無くなったのではなく、官衙施設は中枢官衙付近に集約化が進み、官衙施設が廃絶し国衙機能が停止するのは11世紀代である。

（8）下総国府（千葉県市川市）

下総国府は、葛飾郡内にあたる和洋学園国府台キャンパス内遺跡で4期に大別される奈良・平安時代の遺構が確認されている。国庁はみつかっていないが、道路・溝・掘立柱建物跡が確認され、下総国府が8世紀前半から始まり10世紀初め頃までは機能していた（駒見1998）。下総国府は交通の要衝地に設けられ、真間の入江を国府津として葛飾郡衙、井上駅家と一体になって機能していた（山路1998・2010・2020）。

国庁は、国府台においてやや高い位置にあたる字「府中」西側に想定されている（山路2019）。国庁はみつかっていないが、近年の発掘調査によって、その南方で国庁推定地に向かう南北道路遺構がみつき、その東側の国府台遺跡192-2・3地点で区画溝の中に高床倉庫群が確認され、葛飾郡衙正倉院の可能性が高い（千葉県教育委員会2019・2024、図3）。

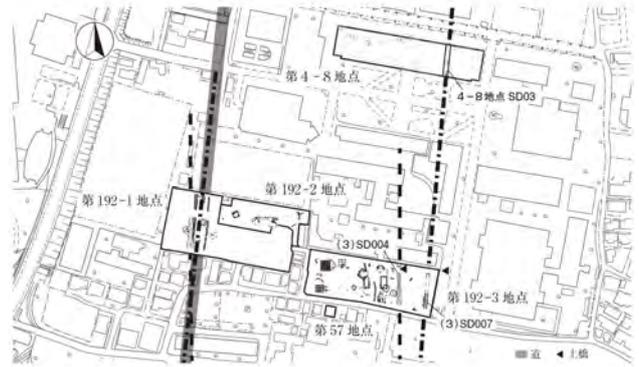


図3 国府台192-2・3地点と付近の遺構

下総国府では国庁や主要な国衙の実態は不明だが、調査が進み平安期の土地利用の変化が把握されている（加藤2019）。国府域は9世紀前葉、竪穴建物や掘立柱建物が南北約4キロメートル、東西約4キロメートルでと広い範囲に及び、9世紀後葉頃まで続いた。10世紀以降、国府域内の遺跡の様相が変わり、国府台では10世紀前半には竪穴建物が国衙の推定地である台地の南側を中心に分布するようになる一方で、国衙を区画する施設とみられる溝が埋まり、道路も機能を失っていく。10世紀後半により一層建物の数が減少し、建物の分布範囲も狭くなる。この時期、国府東方の北下遺跡で行われていた国府の境界祭祀も終わる。11世紀以降にはさらに建物などの遺構は減少する。

下総国府の平安期の様相については、国庁も見つかっておらず、不明な点が多いが、国府域内の動向をみると、10世紀前半から後半と11世紀に大きな変化が認められる。

（9）常陸国府（茨城県石岡市）

常陸国府は、国庁と西側に隣接する曹司とみられる施設が確認されているが、他の曹司や国司館などの諸施設などは未確認である。国庁は7世紀末から8世紀初頭に、正殿と脇殿からなるコの字形をとる定型化した国庁の造営をもって成立し、8世紀前葉に定型化国庁として成立する。その後、国庁は隣接した曹司とともに建て替えなどを行い、9世紀前葉に塀が築地塀となり、正殿の両脇に楼閣を設け、殿舎の一部を礎石立ちにして最も整備された時期となる。10世紀前半になると定型化したコの字形の国庁は、脇殿がなくなり正

殿を中心とした配置となり、西側の曹司もなくなる。最終期、正殿は同じ場所で建て替えられ国庁の中軸線は踏襲されるが、この建物だけとなり11世紀代に廃絶する（石岡市2009、箕輪2013、図4）。

注目できる点は、大きな画期として10世紀前半における定型化国庁からの転換である。大型の東西棟

建物2棟から構成され、遮蔽施設や脇殿を設けず、北側の建物が正殿として機能したとみられる。この時期に8世紀中葉以降、国庁西側に隣接して機能した曹司も廃絶している。常陸国府は国庁の変遷は解明されているが、周辺の状況は未調査であり曹司や国司館など不明な点が多い。

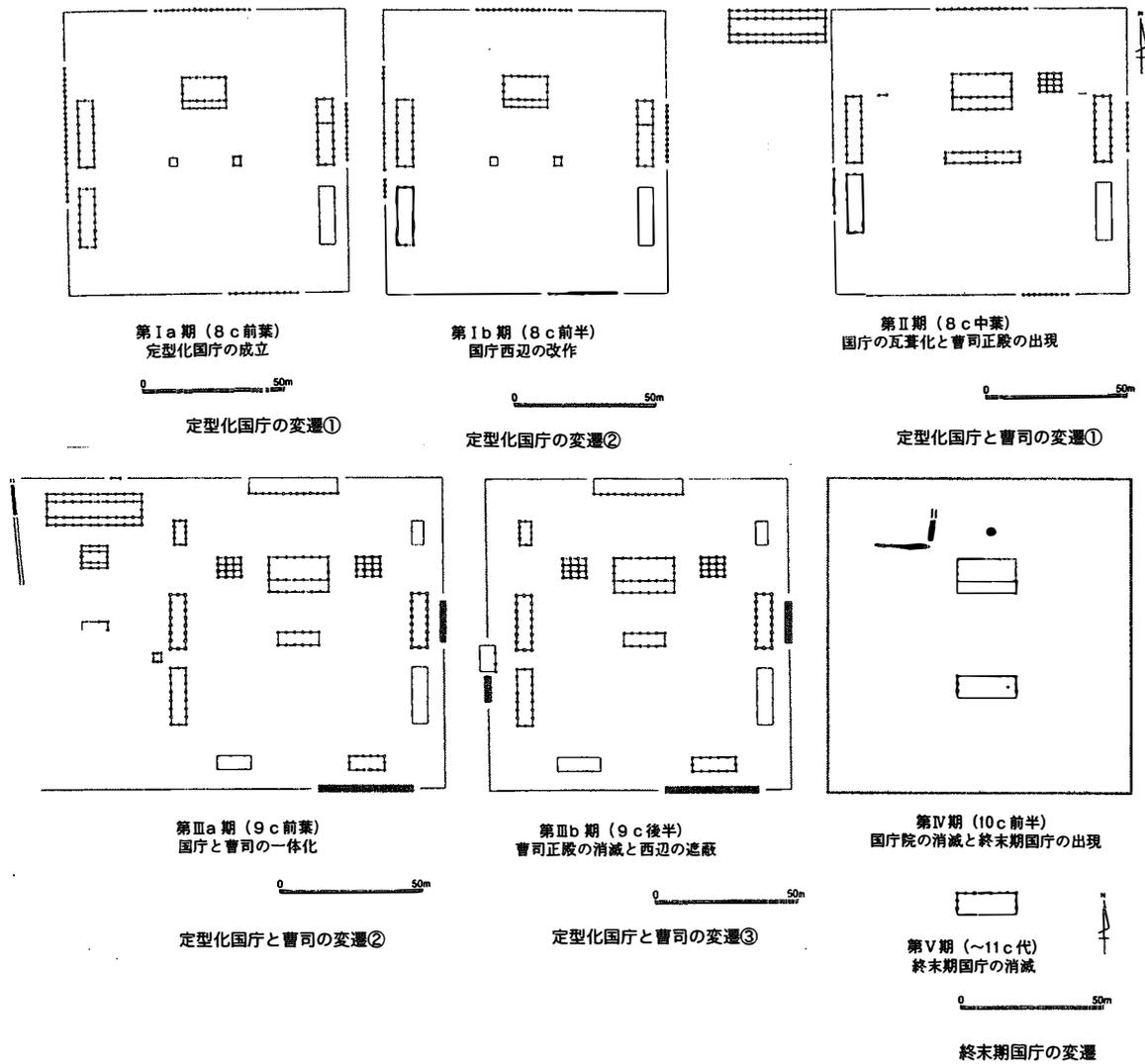


図4 常陸国庁の変遷

3 東山道

『延喜式』によると、東山道は近江・美濃・飛騨・信濃・上野・下野・陸奥・出羽国である。近江・美濃・下野・陸奥・出羽国で、国庁や国司館・曹司がみつまっている。

(1) 近江国府 (滋賀県大津市)

近江国府において 1963 年からの発掘調査によって、はじめて国庁が正殿・後殿・脇殿からなる整然としたコの字形配置をとることが明らかになった(滋賀県教委 1977)。8 世紀中葉以降、国庁を中心に駅路の東道道沿いに、堂ノ上遺跡(勢多駅家か)、青江遺跡(国司館)、惣山遺跡(倉庫群)や瀬田廃寺が丘陵上に展開し、丹塗り瓦葺建物として威容を示した。

近江国府は出土瓦・陶磁器類や火葬墓などから、8 世紀中葉から始まり 10 世紀後葉まで存続した(滋賀県教委 1977-36 頁、平井 2010)。その後、国庁東郭において築地や基壇建物が廃絶した後、11 世紀前半に溝で区画された中に小鍛冶に関わったとみられる掘立柱建物群が営まれており、中世国衙に付属する工場の可能性が推定されている。国庁東方 300m の地点でも 11 世紀後半から 12 世紀の溝・柵で区画された掘立柱建物群が確認され、付近に中世国衙の関連施設と推定されている(平井 2010-90 頁)。

国庁廃絶は 10 世紀後半だが、この時期以降も何らかの形で国府は 11 世紀代まで存続したとみられる。

(2) 美濃国府 (岐阜県垂井町)

美濃国府は正殿と前に脇殿を東西に配置したコの字形をした国庁が確認されている。東側に溝で区画された官衙施設がある。国庁は、Ⅰ期：掘立柱建物、Ⅱ期：掘立柱建物、Ⅲ期：礎石建物へ建て替わる。それぞれの時期は、Ⅰ期が奈良時代初頭、Ⅱ期が奈良時代中頃、Ⅲ期が奈良時代後半からで、10 世紀中頃に廃絶したとされている(垂井町教育委員会 2005)。ただし、国庁の機能が失われた 10 世紀中頃以降に、国庁周辺地域において掘立柱建物や土坑状遺構などが展開し、

「10 世紀～13 世紀初頭にかけて、一般集落とは異なる、なんらかの勢力をもった存在が活動していたことが断片的ながら判明してきている。それら勢力が何であ

るのか、国府廃絶後にどのように利用されていたのか、これらの解明も今後にのこされた課題であろう」としている(垂井町教育委員会 2005-207 頁)。

10 世紀後半以降を国庁廃絶後とするが、こうした遺構については、それ以前と時期的に断続しないことから平安時代後期の国府に関わる可能性があり、今後の課題となっている。

(3) 上野国府 (群馬県前橋市)

『和名類聚抄』に「国府在群馬郡」と記されており、国分寺、総社から前橋市元総社町周辺が有力候補地とされてきた。

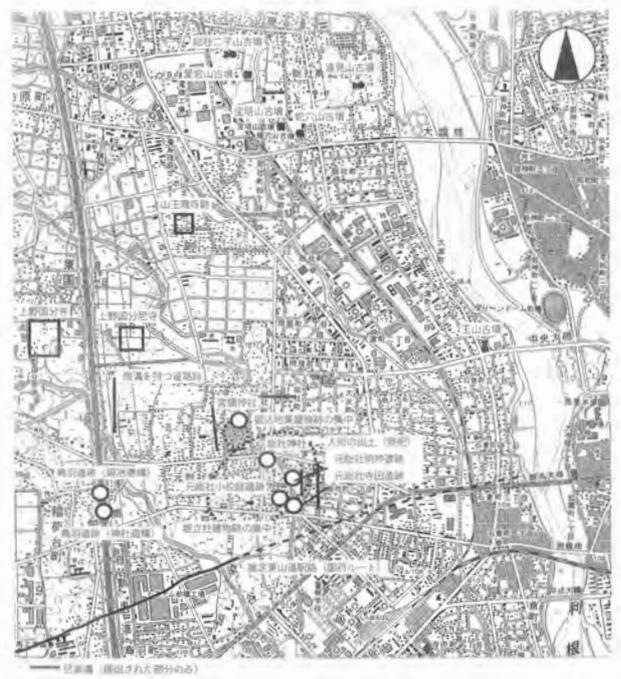


図5 上野国府周辺の遺跡と宮鍋神社周辺の遺構

前橋市教育委員会によって元総社町周辺の発掘調査が行われ、この地の古代の変遷が明らかになりつつある(前橋市教育委員会 2024、阿久澤 2020、図5)。総社の故地とされる宮鍋神社南側では版築地業を持つ礎石建物6棟が溝で区画され、ここが群馬郡正倉院として8から9世紀代は群馬郡の正倉院となっていた。10世紀代には正倉院は廃絶し、竪穴建物を主としたものとなる。11世紀以降、土師器皿などが大量に廃棄された土坑が見つかっており、国府に関わる饗宴に使用されたと考えられている。

宮鍋神社南方の元総社小学校校庭では大型の掘立柱建物を含む6棟が見つかり、国衙の曹司や国司館などの可能性もあるが明確でなく、8世紀から10世紀までの国庁、国衙についてははっきりしない。今のところ、宮鍋神社付近に国府関連の施設が営まれたのは11世紀以降と考えられる。

(4) 下野国府 (栃木県栃木市)

下野国府では、国庁を中心に南大路が延び、曹司や国司館とみられる諸施設が分散的に配置されていることが明らかにされている(図7)。

国府はIからVI期に大別される(栃木県教委1979～1990、栃木市教1987～1989)。I期が8世紀前半代、II期は国分寺の創建期をやや下るころ、750年から791年頃、III期はそれ以降9世紀代、IV期終末は10世紀前葉である。V期は10世紀代からで、VI期の終末は11世紀前半である。私案では成立年代は7世紀末から8世紀初頭とみている(大橋2018)。国庁の南側には堀に区画された院が設置され、東側の院では南北棟の基壇が確認されている。この院の機能はよくわかっていないが、国庁と同じくI期からIV期まで存続した。

下野国府域に関わる施設としては、I期に国庁中央から東約2.5町(272m)に思川河岸とを限る東大溝(幅6m)があり東限になる可能性がある。西側は、国庁の西約1.5町を南流する大溝(運河か)の南端部が国庁の南約3.5町付近に向かって東折しているが、よくわかっていない。南北については、国庁中心の北方約4町(429m)を東西に走る溝があり、国庁中央の北方約7町(750m)でも東西溝が確認されており、この溝でみると南北は約10.5町(1134m)の範囲に

及ぶことになる。国庁の北西約1kmの長原東遺跡や北西約800mの寄居遺跡で掘立柱建物・竪穴建物・井戸などが調査され、その西方でも水路工事立会い調査により国庁から約1.2km付近まで掘立柱建物・竪穴建物・溝・井戸が確認されている(木村1999、栃木県文化振興事業団1986)。国府に関わる諸施設は広範囲に展開しているが、方形に画する外郭施設は認められず範囲も明確とはなっていない。

曹司と篠丁の居所

国府北西の寄居遺跡では、道路建設に伴う南北約300mに及ぶ調査によって、奈良・平安時代では掘立柱建物2棟、竪穴建物14棟、溝10条、井戸1基などが確認されている(図8、栃木県文化振興事業団1986)。遺構は広く分布するのではなくまとまり、竪穴建物も同じ場所で建て替えられた。掘立柱建物、竪穴建物の特徴はおおむね国府の官衙施設と大きく変わらない方位を取ること、一般集落でみられない井戸枠を持つ井戸であること、木簡が出土し、国衙で暮かされた瓦が二次的に持ち込まれるなど国府と深い関わりがあった。掘立柱建物の規模は小さく柱穴も円形で、官衙施設そのものではなく篠丁らの居所と考えられる。竪穴建物の存続期間は8世紀中葉から9世紀前半が中心で、9世紀後半以降、急減した。

長原東遺跡では掘立柱建物2棟、竪穴建物30棟以上、井戸枠を持った井戸4基などが確認され、井戸か

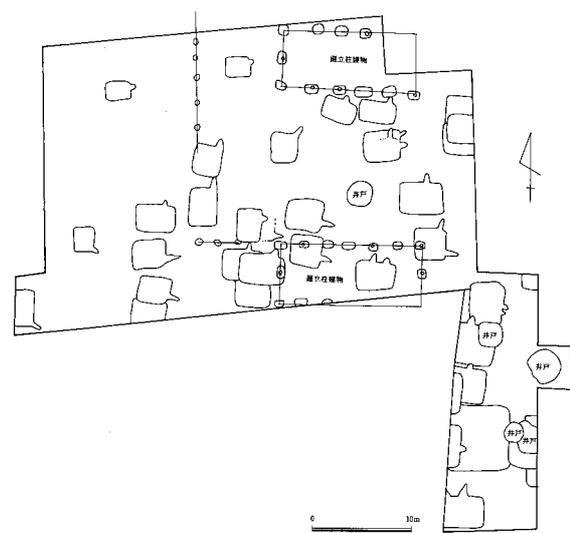


図6 長原東遺跡の平面図(栃木市教育委員会提供)

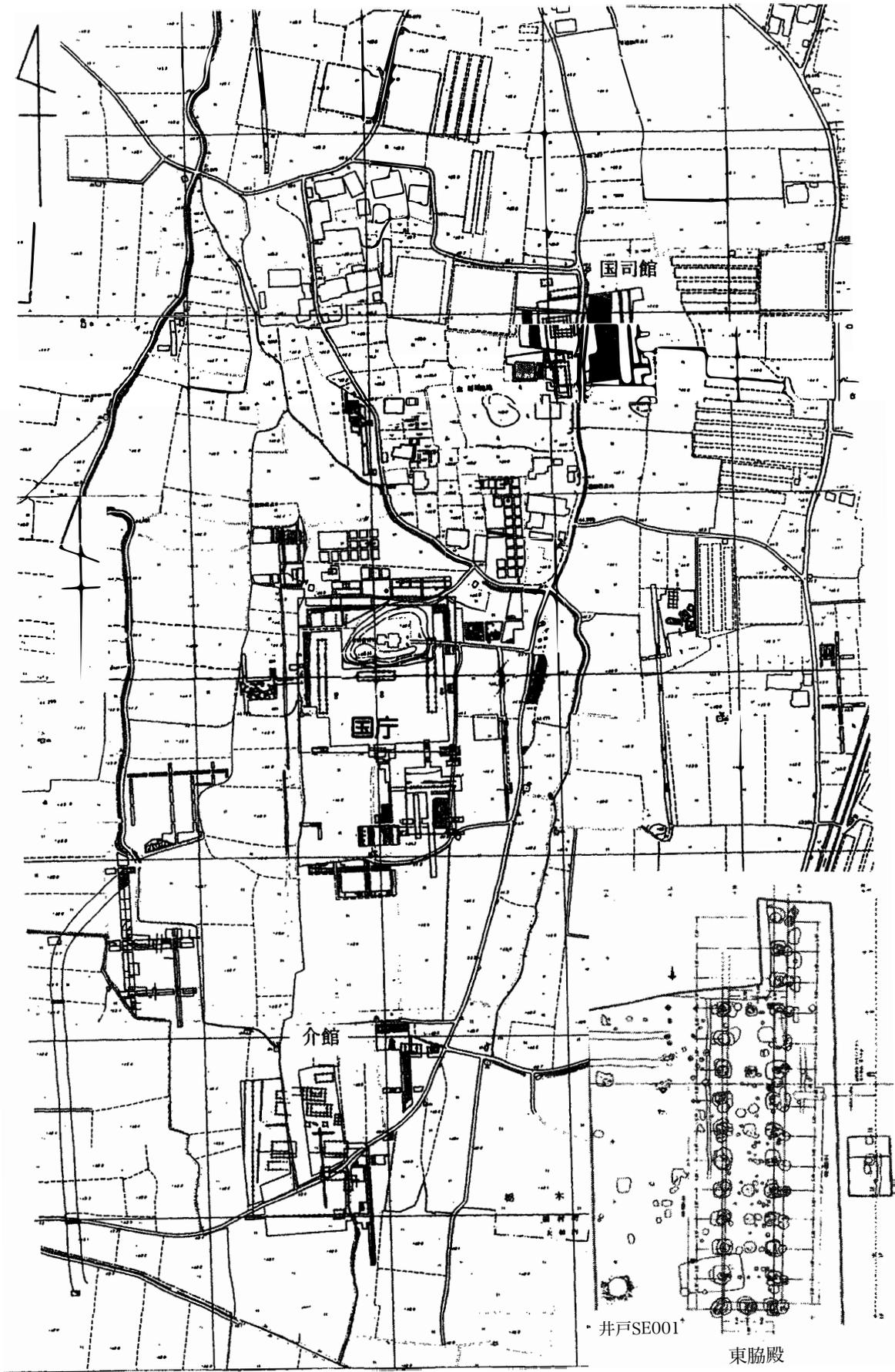


図7 下野国府跡の遺構配置と東脇殿

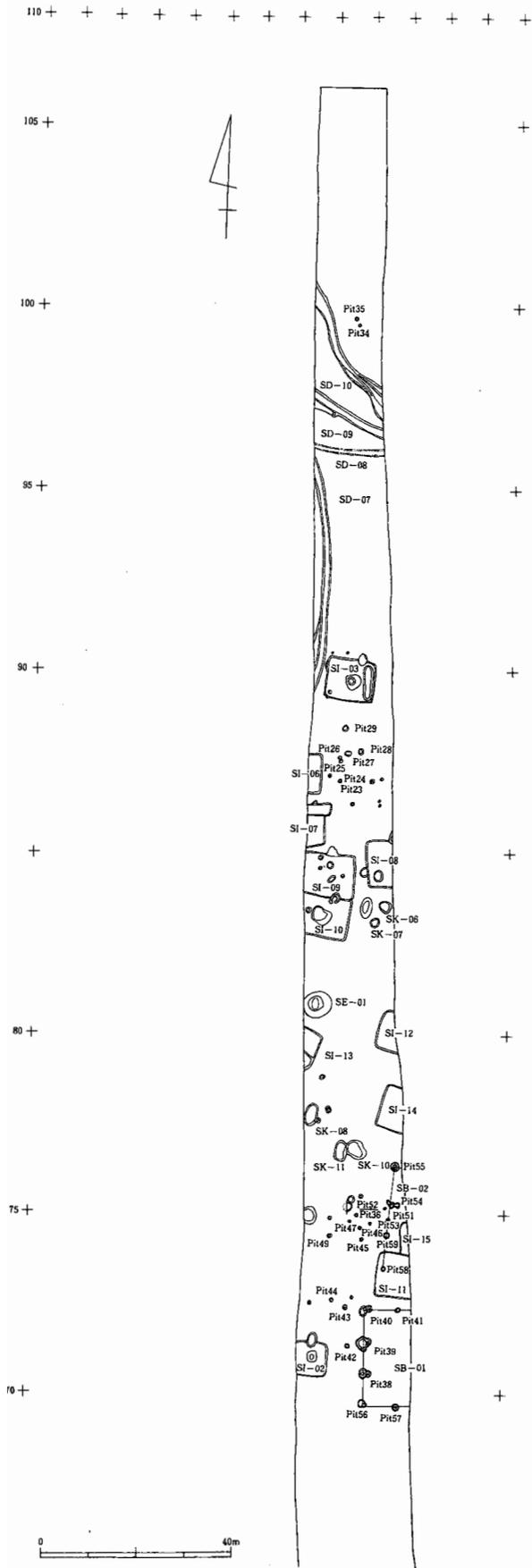


図8 下野国府: 寄居遺跡の遺構配置配置

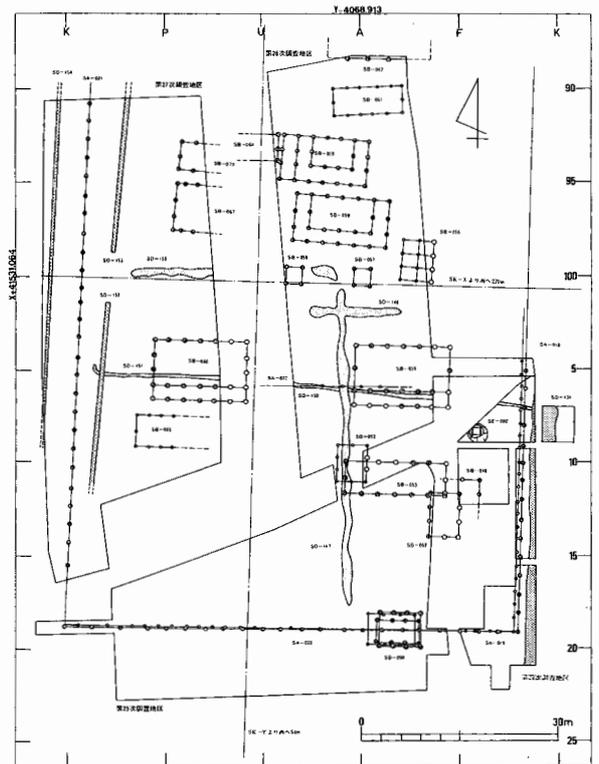
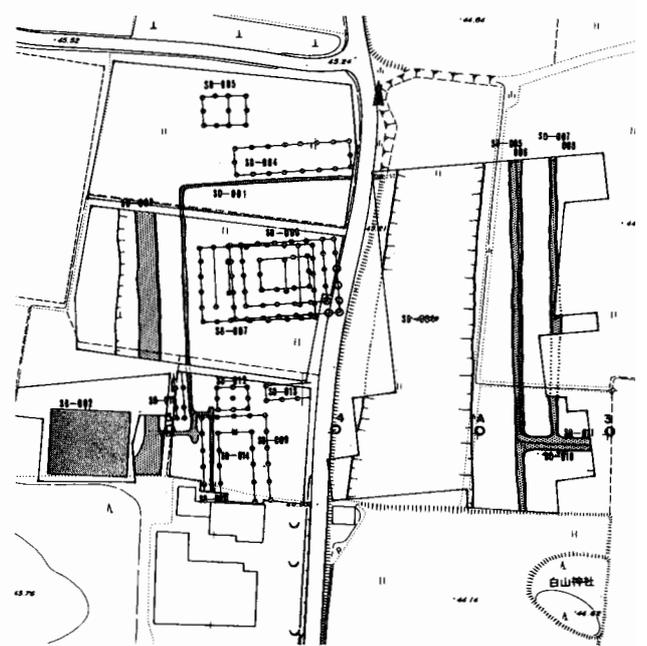


図9 国司館 (上)、介館 (下) の遺構

らは木簡も出土している。奈良時代（8世紀中頃）は掘立柱建物2棟が塀を持ち計画的に配置され、曹司とみられる。その後、竪穴建物が同じ場所で建て替えを繰り返している（図6）。掘立柱建物は国庁と同じような方位をとる。この地区は曹司から徭丁の居所に変わる（木村1983）。長原東遺跡の詳細な変遷については報告書が未刊行で不明だが、竪穴建物や井戸などから出土した土器類をみると8世紀初め頃から始まり、10世紀後半から11世紀初め頃まで竪穴建物が存在している（栃木市教育委員会で見実）。

下野国府では国庁から1km以上離れた北方から西方まで曹司や徭丁の居所が8世紀以降に広く展開し、9世紀後半以降に衰退し11世紀以降になくなる。

終焉時期の検討

下野国府の大きな構造の変化は、10世紀前半とされてきた（田熊1988）。国庁が廃絶し各所に配置されていた曹司とみられる諸施設も機能を失う。国庁廃絶後の10世紀後半、その北方約200mにおいて国司館とみられる施設が展開する。建物方位はそれまでと異なる。こうした施設も10世紀末頃から11世紀初めに機能を失い、この時期が国府の終焉時期とされる。この後、11・12世紀については不明な点が多い。下野国府の北方数kmの栃木市惣社周辺において、地名として残る大蔵・蔵屋敷・内匠屋・鋳物師・東小路・錦小路付近に中世国府はあったとみられている（小川1978）。中世における国衙機構を運営した在地最有力者は、在庁官人の下野大掾小山氏だが、中世における考古学的な情報は少なく課題となっている。

ここでは、下野国府において、10世紀前半に国庁が廃絶し、国庁から北東部の国司館に機能が移行し、10世紀末から11世紀初め頃に国府機能が終焉を迎え移転したという点について再検討する。国庁の廃絶時期の根拠は、東築地塀内側の溝から出土した土器類である（栃木県教育委員会1981-31頁）。築地塀の内側溝SD-039出土の灰釉陶器2点は大原2号窯式で10世紀前半となる（栃木県教育委員会1987）。しかし、築地塀の側溝出土土器を根拠に、国庁建物がそこまで機能を廃止したとすることはできない。常陸・出羽国府のように、最終期の国庁は明確な遮蔽施設を失い、脇殿を設けない場合がある。

もう一つの根拠が方位の違いであった。国庁北方約200mに営まれた国司館の建物は、西に約5度ほど振れており、国庁を中心とした施設が正方位で異なり、この方位の違いが時期差とされ、国庁が先に廃絶したとされていた。しかし、国庁を中心として下野国府の諸施設は南大路を含めて正方位を意識しているが、すべての施設が厳密に正方位を採用するわけではない（図7）。国庁でも東・西脇殿はIV期の建て替え時点では正方位から4度30分ほど東に振れ、南大路沿いに確認された介館とみられる建物群や塀も正方位でなく東に4度ほど振れる時期もあった。国府域内で確認された曹司と見られる他の建物も正方位を向くものばかりではない。方位の違いを根拠に国庁が先に廃絶したとすることはできない。

国庁内の出土土器

下野国府は遺構と遺物の検討に基づく総括報告書が未刊行となっている。ここでは国庁の概要報告書（栃木県教委1987）と施釉陶器資料編（栃木県教委1987）、土器類報告（栃木県教委1988）に基づいて廃絶時期を検討する。年代の手がかりとなる土器は次のものである（図10）。

- ・東脇殿：北妻（柱穴）の最終期のIV期柱抜取穴から出土した灰釉陶器（大原2号窯式）の碗2点（栃木県教委1988-第38図）。→10世紀前半以降に廃絶
- ・国庁東築地塀の内溝SD-039：灰釉陶器（折戸53号窯式、虎溪山1号窯式）が出土（栃木県教委1988-第38図）。→10世紀後半以降に内溝埋没
- ・前庭の石敷遺構SX-012：灰釉陶器（大原2号窯式、折戸53号窯式）が出土。10世紀後半～11世紀頃の土師器高台付皿が出土（栃木県教育委員会1988-第38図）。→この頃まで石敷遺構は機能した
- ・国庁の北西部地区：遺構外だが10世紀後半～11世紀頃の土師器高台付皿が出土（栃木県教委1988-第37図）。→国庁が11世紀頃まで機能した可能性

以上の国庁内出土の土器から判断すると、東脇殿は10世紀前半以降に廃絶し、国庁東築地塀の内溝は10世紀後半に埋まっていた。国庁前庭の石敷遺構の廃絶時期は明確ではないが、灰釉陶器や土師器からみると10世紀後半から11世紀までは機能していた。

遺構外だが、国庁内から10世紀後半～11世紀頃

の土師器が出土している点や灰釉陶器からみると、国庁は10世紀後半まで存続していた可能性が高いと判断できる。

国庁の機能変化や廃絶を考える上で、東脇殿の南西側で確認された井戸SE001が問題となる(図7)。報告では「政庁内郭域を占める建物と併に構築されたものであるか否かは、明らかではない」となっている(栃木県教育委員会1988-31頁)。井戸枠を持ち、土師器皿が出土し11世紀頃とされている。国庁はこの井戸以前に廃絶した可能性もあるが、城輪柵跡(出羽国府)のように、井戸が最終段階の国庁に伴う可能性もある。

介館地区の検討

国庁から延びる南大路沿い南約350mほど離れた西側(第16、25～27次)に展開した施設は8世紀前葉から始まり4時期の変遷があり、建物構造や墨書土器「介」(8世紀)から介館とされ、10世紀前半に国庁とともに廃絶したとされてきた(栃木県教育委員会1983)。一方、この南東部で確認された井戸SE002出土の土師器(図10)は、国府廃絶後のVI期で11世紀前半に位置付けられていた(栃木県教育委員会1988)。井戸に伴う建物は確認されていないとされるが、一般集落でみられる素掘りでなく井戸枠を持ち、官衙施設に伴う可能性がある。現在、井戸出土の土師器は北関東地域(下野・上野国)での類例から10世紀後半から11世紀にかけてとなる(山口耕一氏ご教示)。これまで井戸は国府廃絶後と位置付けられてきたが、この頃まで国庁南方の施設も官衙として存続したとみられる。この時期には介館としてでなく、別の機能を持つ施設に変わった可能性もある。

国庁と国司館の併存

正殿が未調査で、最終期の構造は不明だが、土器類からみると国庁そのものは10世紀後半から11世紀頃まで存続していた可能性が高い。これまで示されたように国庁が10世紀前半で終焉を迎え、北方の国司館に機能が移るという点については修正する必要がある。国庁と北方の国司館は10世紀後半代に併存していた可能性が高い。

また、国府域内からは10世紀末～11世紀初頭の灰釉陶器(丸石2号窯式)や土師器皿が出土している。一

般集落から灰釉陶器は11世紀以降、ほとんど出土しない点から、国府として存続していた可能性がある。

今回、10世紀以降の土器類については、山口耕一氏(下野市教育委員会)のご教示を得て検討した。灰釉陶器の年代については、井上喜久男2015「第5節 編年論 瓷器」『愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系』、齋藤孝正1994「東海地方における施釉陶器生産—猿投窯を中心に—」『古代の土器研究—施釉陶器—』古代の土器研究会第3回シンポジウムなどを参考にした。

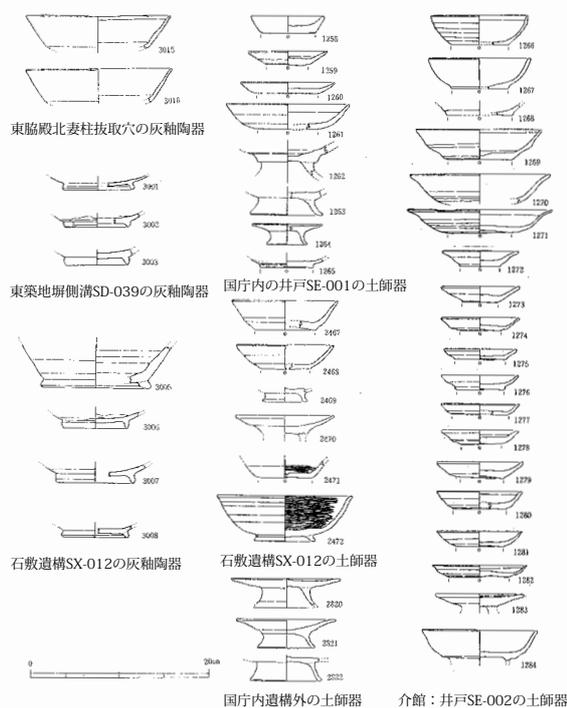


図10 国庁・介館の出土土器

(5) 陸奥国府：多賀城(宮城県多賀城市)

陸奥国府は、郡山遺跡Ⅱ期官衙が第1次国府で、多賀城がそれを引継ぎ、移転した第2次国府である。陸奥国府・多賀城の第I期の成立は、養老・神亀(717～728)頃で、多賀城碑によれば神亀元年(724年)になる。政庁は正殿の前面に両殿を東西に置いた、品字型配置をとり、築地塀で区画され、東西約103m、南北約116mとやや南北に長い。各辺の中央に門が取付けられ、南門は八脚門で威容を示し両外側に東西棟を設ける(宮城県多賀城跡調査研究所1982・2010)。

政庁は大きく4時期の変遷がある。基本的な配置は、I期の品字型配置を踏襲し、これに各時期で建物が付

加されている。Ⅱ期の殿舎は8世紀中頃～宝亀11年(780)で多賀城碑の修造記事から762年とされている(宮多研1982・2010)。Ⅱ期の殿舎は宝亀11年(780)の伊治公岩麻呂の乱に対応し焼けている。ただし、私見ではⅡ期の始まりについて瓦類を検討した結果、天平宝字6年(762)の藤原朝鸞による修造に先行し、天平年間の積極的な奥羽政策のなかで正殿などは瓦葺礎石建物となったと考えている(大橋2016)。

Ⅲ期は火災後に復旧された政庁であり、貞観11年(869)の大地震までの期間とされている。このⅢ期中の9世紀代、城内では実務官衙施設が城前・大畑・作貫・六月坂・金堀・五万崎地区の6地点に広がり、もっとも建物が増え充実し、計画的な建物配置がみられる時期であり、鍛冶工房なども置かれた。多賀城南面の城外に方格地割が整備され、9世紀後半に範囲が最大となる(武田2020)。

Ⅳ期は貞観の地震後の政庁で、貞観11年(869)から多賀城終末までの時期であり10世紀以降に大きな変化が認められる(村上2024)。注目すべき変化は、最終段階のⅣ-3期であり、正殿と両脇殿の左右対称は踏襲される一方で、北西部に小さな掘立式建物が追加され、やや配置の対象性が失われる(図12)。この北西に追加された掘立柱建物群については、新たな機能が付加されたものと価値付けされている(宮城県多賀城2010-102頁)。

10世紀以降、城内の実務官衙は建物数が減少し、それまでとは別の地点に新たな官衙が設けられ機能した。政庁内で10世紀以降、土器が数多く出土するようになり、儀礼の場として存続していた(高橋2020)。

終末期は11世紀前半で、政庁と政庁南大路だけが機能したことが確認され、それ以外の実務官衙は不明となっているが、古川一明は城内の曹司(城前地区・作貫地区・大畑地区・金堀地区・五万崎地区・六月地区)のいずれでも11から12世紀の遺物が出土し、古川は曹司の機能を継承した国衙組織=所が各地区に存在したと考える(古川2024)。

古川一明は、多賀城の終末過程の中で10世紀後半の大きな変化を追認した上で、「建物の対称性の喪失や政庁内の土器の廃棄行為は、聖域として扱われてきた政庁に対する意識の変化の表れ」(古川2020)

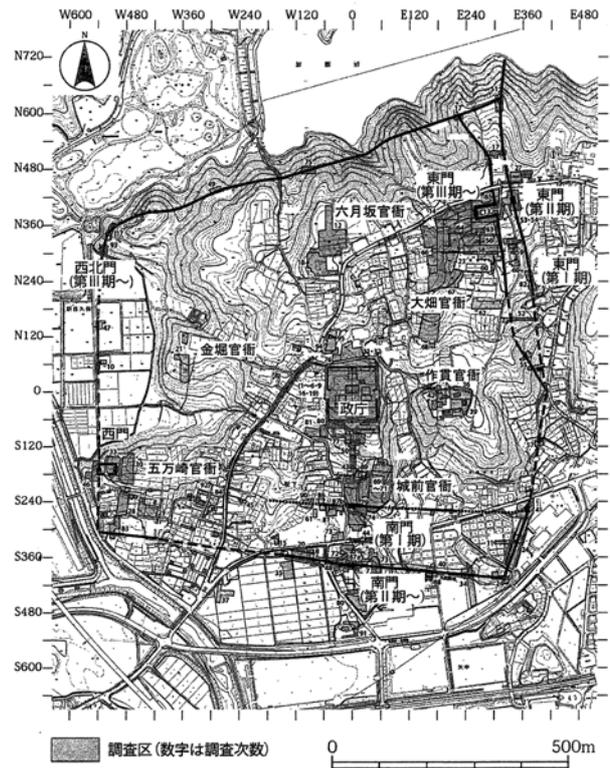


図11 多賀城の各地区

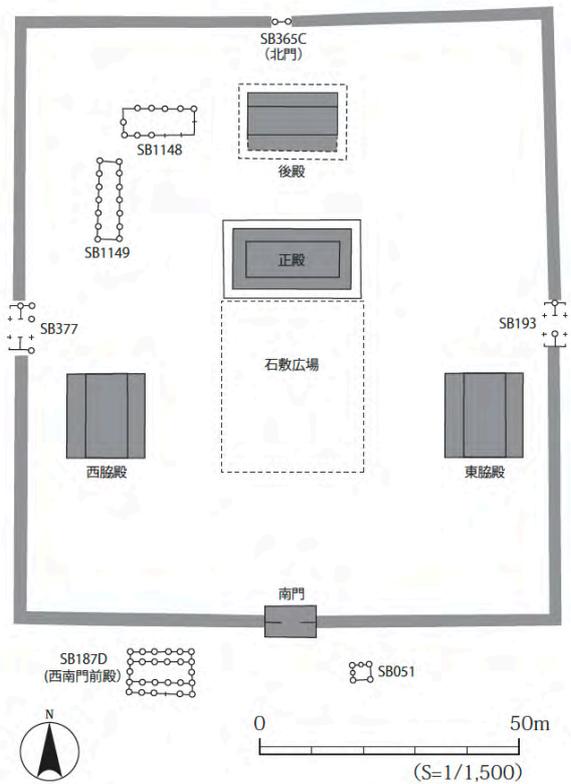


図12 多賀城政庁Ⅳ-3期の平面図

とし、陸奥国府そのものは移転せずに12世紀に平泉藤原氏が支配権を確立するまで職掌を世襲化した在庁官人と呼ばれる官吏たちが官庁を私邸化し、政庁でおこなわれる公的儀式とは別に城内各所で儀式や饗宴をおこなっていたとする(古川2020-274頁)。

政庁についても、出土土器類から11世紀後半以降も存続し儀式の場として機能したと考える(古川2024)。

千葉孝弥も、城内において城外とは異なり10世紀後半以降も大畑地区では四面廂建物が設けられており、大規模な官衙施設から在庁官人の屋敷へ国府の機能が移るというあり方を反映しているとみる(千葉2022)。

一方で、11・12世紀、多賀城の城内に在庁官人の館が存在し、城内の各所にそれまでの曹司の機能を継承した国衙施設(所)があったとする点について、疑問がある。11・12世紀の土器が出土することで、何らかの役割はあったとは考えられるが、城内の曹司の多くは10世紀前葉から後葉で一度、機能を停止し、11世紀以降にそのまま継続しないのではないかとみる。村田晃一による城内の実務官衙の検討成果に基づくと、もっとも施設の構造と変遷が明らかになっている城前地区では、8世紀前半から計画的な建物が建て替えを行うが、10世紀前半で機能を停止し、作貫地区・金堀地区・六月地区も同様で、大畑地区・五万崎地区のみが10世紀後半まで存続するだけである(村田2019)。多賀城城内の曹司についても、他の国府と同じく10世紀前半から後半代に機能が衰退・消滅していく傾向がある。

多賀城における大きな変容の画期は11世紀であり、城内の各所に設けられた曹司も10世紀前半以降、衰退し廃絶し、政庁を中心とした儀礼的空間としての役割が中心となる。11世紀以降、城内において曹司があったとしても、10世紀前半までのあり方とはかなり異なっていた。

城外についても、方格地割の各道路は10世紀後葉～11世紀前葉頃までには廃絶しており、方格地割もこの頃廃絶したと推定されている(多賀城市2023、315頁)。この頃に曹司や篠丁に関わるとみられる施設も衰退していくとみられる(高橋2024)。

(6) 出羽国府(山形県酒田市)

出羽国府の所在地については、秋田城に出羽国府が置かれたことがあったか否かをめぐる議論がある。天平5年(733)から9世紀初めの延暦年中の間、国府は秋田城にあったとみる説と出羽国府は一貫して出羽郡にあり、秋田に移転したことはなかったとする説との論争で決着をみていない(平川1977、今泉1995)。古辞書類の記載との関係で、平安期の出羽国府について検討する。

古辞書類の記載では、『和名類聚抄』に国府所在が国名下註「平鹿郡」と郡名下註「出羽郡」とそれぞれ異なり、三卷本『色葉字類抄』に2郡併記、十卷本『伊呂波字類抄』に平鹿郡のみ、『拾芥抄』に出羽郡のみとなっている。木下良は、酒田市城輪柵、八森遺跡の発掘調査成果から9世紀から11世紀にかけて国府は出羽郡内に存在したとし、「三卷本『色葉字類抄』の2郡併記を文字通りに2国府並存と解すれば、『和名抄』成立の当時から、その状態にあったとすることもできよう。」と理解し、平鹿郡にも国府が並存していた可能性を考える(木下1986)。ただし、これまでに平鹿郡に国府が置かれた考古学的な状況は認められず、古辞書の平鹿郡記載の意味は不明である。

出羽国府については、『日本三代実録』仁和三年(887)五月条に、出羽郡井口の地に所在と記され、酒田市城輪柵跡に比定されており、同年に水害を避けるため「旧府近側高敵之地」に移された出羽国府が八森遺跡とされている(小野1997・2008)。最近の土器類の検討によると、八森遺跡の建物群は9世紀末から10世紀前半の中で廃絶し、土器類の量も少なく、性格については再検討の必要性が指摘されている(渡部2024)。

出羽国府である城輪柵の政庁は大きく4時期に区分される(小野1997・2008、図13)。

I期政庁は9世紀前半に建設され、定型的な正殿と脇殿をコの字形配置をとり、II・III期に後殿・後殿付属建物を加えながら、長期間にわたって当初の基本構造を10世紀代まで踏襲する。大きな画期はIV期の11世紀であり、それまでの政庁の構造が大きく変化する。中心部に大型の礎石建物を設置し、その前面を広場と

するが、脇殿を欠き、それまでのように全体を遮蔽施設で厳重に区画することをやめ、対称性も消失する。年代は11世紀前半と考えられている。

小野忍は最終時期について、「第IV期の年代を明確に示す資料はないが、11世紀代と考えている。政庁域内から12世紀の珠洲系陶器の壺や政庁域外の井戸や土坑から珠洲系陶器の播鉢や甕などが出土している。このことから、遅くとも12世紀までには国府機能が失われ国府域の荒廃が進み、国府所在の意識も途絶えて、政庁域での墓地化に加え、城輪柵一帯で中世の新たな集落の形成が進行していたことが窺われる」（小野2008-2頁）とまとめる。

荒木は、微視的にみると他の国庁にはみられない特徴が多いとし区画施設が板塀であること、政庁内に井戸が存在する時期があること、11世紀まで機能していることを挙げて独自の特徴があるとし、井戸について

は饗宴に関わるものとする（荒木2010）。板塀や11世紀まで下る例は各地で見られるが、荒木が指摘したように、10世紀代になって井戸が政庁内に設けられることは注目できる。諸国で国庁が廃絶したり、大きく構造を変える時期が10世紀後半代にあたる。城輪柵においても独自性という点で理解するだけでなく、政庁の機能そのものが変わるといって全国的な動きと共通すると見ることもできよう。その後、最終期の11世紀代に構造が大きく変わることも理解しやすい。

なお、出羽国北半の城柵である秋田城・弘田柵について、伊藤武士は10世紀が大きな変容の時期とする（伊藤2022）。外郭と政庁からなる古代城柵の基本構造と城内外施設を持つが、秋田城跡では9世紀前半から中頃、弘田柵跡では9世紀後葉から10世紀初めに最盛期を迎えた後、秋田城跡については古代城柵としての基本構造と機能が10世紀中葉まで存続した後、弘田柵跡については10世紀後葉まで存続した後失われる。出羽北部の古代城柵が担った行政と軍事などの基本的機能や生産施設としての機能など古代国家による直接的な地域支配拠点としての機能と役割は10世紀後半代のうちには失われている。伊藤によれば、11世紀には「実質的な地域支配は、在地勢力の柵などの拠点施設が担っていったものと考えられる。出羽国北部においては、地域支配の拠点が、古代城柵から在地勢力の「館」または「柵」へと移行していった」とする（伊藤2022-43頁）。

城柵である秋田城は10世紀中葉、弘田柵跡は10世紀後葉に官衙として終焉を迎えるが、出羽国府の城輪柵は10世紀後半に実務的な官衙機能が低下しつつも、国庁は構造が変化しつつも11世紀まで機能した。

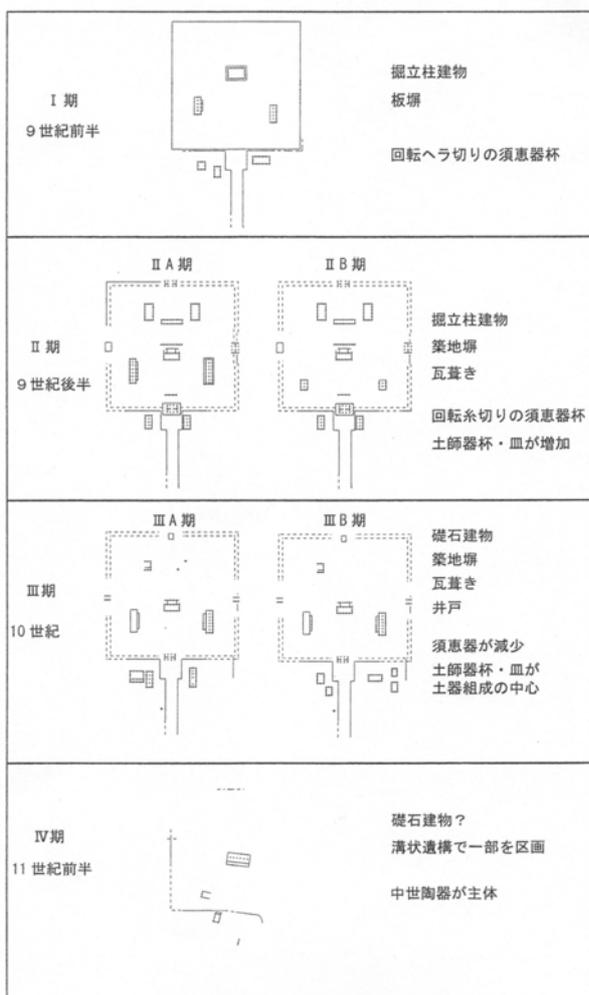


図13 城輪柵の政庁の変遷

4 北陸道

北陸道は、『延喜式』段階に若狭・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡国からなる。「越国」(高志国)は7世紀後半に成立し、7世紀末頃(683~685年)の国境画定によって、越前・越中・越後国に分割される。この頃に佐渡国も成立する。越前国は当初、能登と加賀両国を含み、養老2年(718)に能登国、弘仁14年(823)に加賀国として分かれた。

北陸道の国府所在地は『和名類聚抄』や地名などから推定されているが、国庁などの中枢官衙施設の実態は不明な国が多い。ここでは国府関連の遺構が確認されている加賀・越中・能登・越後国をとりあげる。

(1) 加賀国府(石川県小松市)

加賀国は弘仁14年(823)になって越前国から分かれて立国した。当初、加賀国は江沼郡と加賀郡からなり、後に江沼郡から能美郡、加賀郡から石川郡が分かれ4郡となる。

加賀国府の所在地は確定していないが、『和名類聚抄』国名肩(下)注と『拾芥抄』および10巻本『伊呂波字類抄』は能美郡とし、東急本「和名抄」の郡名下註と三巻本『色葉字類抄』は加賀郡となっている。

木下良は古辞書等の記述から、一時期、能美郡から加賀郡に移されたとし、国府由来の地名と総社は旧能美郡(小松市古府町)にあり、加賀郡には関係地名は認められない点から、国府は再び能美郡に復したと考えた(木下1986)。

ただし、大東急記念文庫本『和名類聚抄』の記述には、加賀郡の郡名の肩下には「国府」の註が記される一方で、別の箇所にも能見郡との記述があつて明らかに矛盾点があり、『和名類聚抄』の記述を移転の根拠にできないとし、「立国直後は、まだ加賀国内に整備された国府は置かれず、郡家など既存の施設を修理し、これを活用しながら、整備を進め国の等級を挙げるなど諸準備を行ってから国府を能美郡内に建てたと考える」という説も出されている(森田2004、森田・望月2022)。

11・12世紀における加賀国府の所在地については、『為房卿記』における寛治5年(1091)加賀下向記や安元事件に関する『平家物語』や『源平盛衰記』の記

載から11・12世紀には能美郡に国府が置かれていたと考えられる(吉岡1991)。能美郡の有力候補地は、文献史料、地名や瓦類(寺院)など総合的な検討から、小松市古府町の石部神社周辺が有力候補地である。加賀国設置から18年後の承和8年(841)、加賀国勝興寺を国分寺にし、講師1名と僧10名が置かれた。加賀国分寺とされるのが、7世紀末頃に創建された石部神社近くの十九堂山遺跡である(川畑2014、小松市2002)。

一方で、加賀郡から能美郡に移転したという説もあり、まだ立国時の加賀国府の位置はわかっていない。加賀郡域で注目される立国当時(9世紀代)の遺跡として、金沢市内で戸水C遺跡などで港湾施設とみられる大型建物群が確認され、立国当初は国津であった可能性も指摘されている(出越2005)。

古辞書類などの記載を含めて、まだ加賀国府の所在地については不明な点が多く、今後の課題となっている。

(2) 能登国府(石川県七尾市)

能登国は養老元年(717)に越前国から分置(第1次国府)され、天平13年(741)に越中国に併合された後に、天平宝字元年(757)に再設置(第2次国府)された。国府は七尾市古府や国下に推定する説が有力だが、吉岡康暢は第1次国府を後の国分寺南側の千野地区周辺、第2次国府を古府に想定している(吉岡1979)。

国府が推定されてきた七尾市古府の小池川原地区遺跡、栄町遺跡、八幡昔谷遺跡、古府・国分遺跡で8世紀中頃以降の掘立柱建物から構成される施設がみつき、国衙や郡衙に関わる施設の可能性が指摘されている(七尾市2011、北林2015)。

これまでの考古学的な成果から、第二次の能登国府は古府にあった可能性が高いが、平安期の実態解明は今後の調査を待つ必要がある。

(3) 越中国府(富山県高岡市)

越中国府は大伴家持が国守(746-751年)となり、「万葉集」に関係する国庁・国司館の記載がある。歴史地理学・考古学的な研究によって、国府は伏木台地

上に展開したことが明らかになっている（山口1996・城岡2015）。

中央台地先端にあたる勝興寺境内は約200m四方あり、国庁などの国衙中枢施設が推定されている。国庁そのものはみつかっていないが、周辺では8～9世紀代の掘立柱建物が数カ所でみつき、瓦や高級陶磁器も出土し、ここに国衙があったことは確実視されている。そのなかで勝興寺南接地区や牧野地区において、8世紀後半から9世紀代の大型柱穴を持つ一定の方位をそそえた建物群がみつき、国衙の一部とみられている（高岡市教委2009、杉山2015）。勝興寺の南西側にあたる御亭角廃寺からは白鳳期から奈良時代後半以降の国分寺と同種の瓦が出土しており、堂塔は不明だが7世紀末頃に創建された寺院が奈良時代以降も存続していた。

国衙中枢部とされる勝興寺付近において、平安期の国府を知る手がかりが得られており、勝興寺とその周辺の美野下地区、伏木測候所地区など各所から出土した陶磁器類の検討もされ、10から11世紀代において勝興寺を中心に曹司や国司館などが推定され、伏木台地上では8世紀から11世紀代まで国府機能は存続していた（山口1996、杉山2020）。

越中国府の所在郡については、『和名類聚抄』大東急文庫本では、国名肩註に国府を射水郡とする一方、郡名下註には砺波郡とする。また三卷本『色葉字類抄』に砺波郡に国府、射水郡に府と註があり、平安時代の一時期、国府が射水郡から砺波郡に移ったとみる説もある（木下1986）。

まだ国庁もみつかっておらず、9世紀代以降の詳しい動向は不明だが、同じ場所において国府が11世紀代まで存続している可能性が高く、現状では国府が移転したことを示す考古学的な証拠はない。

（4）越後国府（福井県越前市）

越後国府は『和名類聚抄』に頸城郡に所在したことが記されている。考古学的検討によって越後国府が和銅5年の出羽国分立から間もなく、頸城郡に移転した可能性が高い（坂井1994・2008）。一方で、徳竹亜紀子は越後国府の淳足郡より頸城郡への移転は天平11（739）年以降とし頸城郡への移転時期は課題となっ

ている（徳竹2019）。

国府に関連する頸城郡の遺跡として、上越市今池遺跡がある。越後国分寺と推定される本長者原廃寺に近接し、南北約700 mにおよぶ大規模な遺跡である。建物・住居は掘立柱建物を主体し、約100棟におよぶ建物のうち桁行5間以上のものが13棟である。これらのなかには方1町の規模で溝によって区画されるものがある。8世紀前半に成立し10世紀前半まで存続するが、9世紀中葉には遺跡の性格は変化し、官衙的な様相は失われる。

今池遺跡に隣接する下新町遺跡・子安遺跡に9・10世紀の大型建物が存在し、今池遺跡の機能が継承された可能性が高い。子安遺跡の動向をみると、古代の遺構群は、8世紀末～9世紀初頭、9世紀中葉～10世紀前半、11世紀の3次期に展開し、11世紀代は小規模であり、10世紀後半頃に画期が認められる（春日2003、笹澤2003）。

越後国府は奈良時代前半から10世紀後半代まで上越市今池遺跡・子安遺跡周辺にあり、11世紀代に離れた伝至徳寺跡周辺に移転したと推定される。

5 山陰道

山陰道に属したのは、丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐国である。伯耆と出雲で国庁などの中枢官衙施設が確認されている。因幡国府でも国衙施設がみつがっているが、国庁の実態はよくわかっていない。ここでは丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲を扱う。

(1) 丹波国府 (京都府亀岡市)

『和名類聚抄』に桑田郡に所在とあるが、その位置については諸説あり、移転説も有力である。亀岡市千代川町から船井郡八木町や亀岡市池尻町に移転したと考える説(木下1966、鶴島1992)と、亀岡市馬路町池尻から後に移転したと見る説(石崎2007)がある。

初期の国府は亀岡市千代川遺跡が有力候補地となっている。大型掘立柱建物や「承和七年」(840)銘の木簡・墨書土器・石帯が出土し、国府の付属的官衙と想定されている(高橋1995)。想定されている国府域の北西部で確認されている建物が8世紀前半からはじまり、8世紀中頃を画期として正方位をとり国府と関わりとみられており、8世紀前半頃～11世紀頃に国府として機能したと推定されている(樋口1996)。ただし、国庁を含む中枢官衙建物はみつがっていない。

一方で、亀岡市内の大堰川左岸でみつがった、池尻遺跡の建物群を国府と考える説がだされている(石崎2007)。白鳳期の瓦が出土し寺院跡説もあるが、石崎善久によれば大規模な区画内に配置された掘立柱建物跡群が複数存在し、瓦積基壇建物がみつがっている池尻廃寺は寺ではなく初期の国庁の可能性が指摘されている。池尻遺跡のすぐ南方を山陰道が通過し、その北側の池尻遺跡周辺では地割は正方位をとる(高野2014)。

丹波国府については、千代川遺跡説と池尻遺跡があり、どちらが国府かわかっていない。また平安期の国府についても位置を含めて課題となっている。

(2) 丹後国府 (京都府宮津市)

丹後国府所在地については、『和名類聚抄』・『伊呂波字類抄』に「加佐郡」、『拾芥抄』に「加佐郡」、「与謝郡」と記され、多くの議論がなされてきた。河森一浩が整理したように府中地名が残り、丹後一宮である籠神社、印鑰社が転化した飯役社や丹後国分寺跡の存在から、平安時代後期(11・12世紀)に

与謝郡中にあったことは諸説が一致している(河森2022)。現在の争点は8-9世紀の国府の所在地について、与謝郡の中で男山説と府中説に分かれている。

古辞書等に与謝郡とは別に記されている加佐郡においては、国府に関わる遺跡はみつがっていない。その一方で、与謝郡の宮津市国府町周辺の発掘調査では、8世紀以降の建物跡や土器類、瓦類の遺物が確認されている。ただし国府に関わることは断定できず、郡衙などの考慮も必要であり、丹後国府が奈良時代から平安時代まで与謝郡に所在したと即断できる状況にはない(宮津市1982・1983、河森2022)。

丹後国府については、移転の有無を含めて不明な点が多く、丹後国府の候補地の一つである安国寺遺跡の発掘調査が継続的に行われており、今後の調査成果を待ちたい。

(3) 但馬国府 (兵庫県豊岡市)

但馬国府は、「日本後紀」により延暦23年(804)に気多郡高田郷へと移転した第2次但馬国府は豊岡市日高町の中部にある祢布ヶ森遺跡や深田遺跡などの一帯にあった(豊岡市教育委員会2012・2020)。移転前の奈良時代の国府所在地は明らかになっていないが、同じ気田郡内に求める意見が有力となっている。

移転後の9世紀代の第2次但馬国府で国庁はみつがっていないが、国分寺近くにおいて祢布ヶ森遺跡や深田遺跡を中心に官衙施設が置かれ機能していた。

祢布ヶ森遺跡では10世紀前半の土器類が最も新しいものであり、これ以降の時期の遺物はほとんど確認されておらず、この頃に再び国府が移転したと考えられている(第3次但馬国府)。移転先については、国府関連地名が残る「国府」地区が想定されているが、発掘調査が行われておらず、移転後の実態は不明とされている(前岡2014)。

現状では、延暦23年(804)の移転によって成立した第2次但馬国府は10世紀前半で機能を失い、移転した可能性が高い。

(4) 因幡国府 (鳥取県鳥取市)

『和名類聚抄』に記された法美郡にあたる鳥取市国府町で、1972～1979年に圃場整備に伴う発掘調査

で奈良時代末期～鎌倉時代初期の5時期にわたる掘立柱建物群・柵列・溝・井戸などが確認されている。

I期は奈良時代末期～平安時代初期で、第6次調査区で溝によって東西150mに区画され、東西5間×南北4間で二面廂の東西棟が建ち、因幡国庁跡として国史跡となっている。「仁和二年」(886)と記された木簡や石帯などが出土している(鳥取県教育委員会1973～1980・1992、国府町1987)。建物については国庁と断定することに慎重な意見がある(中山1996)。格式が高い廂付き建物を採用しながらも、同位置・同規模で建て替えがなされていない点や周辺から緑釉陶器などの土器類がまとめて出土している点から、国司館の可能性もある。

因幡国府の創設状況もよくわかっていない。調査では、葺かれた建物は不明だが、白鳳期から国分寺創建以降の瓦類が出土している。瓦は二面廂建物がみつかった大権寺地区から出土している。鎌倉時代の池庭を持つ邸宅風の遺構が確認され、その敷地の整地層中から多量の瓦が出土している。報告(鳥取県教委1980)では国府に関わる倉庫に葺かれた可能性を指摘しているが、寺院に関わる可能性もある。

平安期における因幡国府の構造や変遷についてよくわかっていないが、陶磁器類や土地造成のあり方からみると、10世紀以降、中世まで国府が存続していたと理解できる(玉木2014)。

因幡国府は、因幡守に任じられた平時範が承徳3年(1099)2月から3月に任国下向したことが、『時範記』に記され、当時の因幡国府の様子を知ることができる(村井1995、森2016、図14)。因幡守に任じられた平時範は、総社の西舎で着任の儀式を行い、南庭を持つ庁で国務を行った。『時範記』による因幡国府の空間構造は、国庁が南庭を持った儀礼空間として政始の場であった。『時範記』に記された庁は、政始の場としての機能が中心だった。

(5) 伯耆国府(鳥取県倉吉市)

伯耆国府では、8世紀後半から10世紀の4期にわたる国衙の変遷が認められていた(倉吉市教委1977・1979・2012、眞田1996、小田2020、図15)。I期は8世紀中頃から末期で、国庁は掘立柱塀で

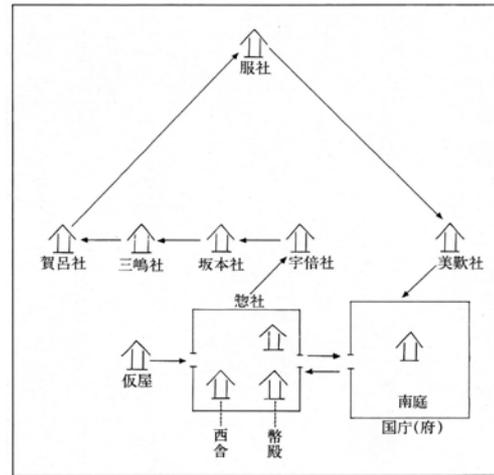


図14 因幡国府の構造(村井1995より)

区画され南門・前殿・正殿・後殿を配置し、正殿の東西に細長い脇殿と脇殿の南に楼閣風建物を設ける。建物はすべて掘立柱建物で正殿を中心にコの字形に配置する。II期は9世紀初頭ころ、国庁内建物を掘立柱建物で建て替える時期で脇殿の北側に楼閣風の建物を新設する。III期は9世紀中ころ、国庁内の建物が南門を除いて礎石建物として建て替え、塀も築地塀に替わる。IV期は9世紀末から10世紀代で、国庁内の建物・築地塀がIII期を踏襲し国庁を区画する溝が位置を変え新たに南と西を拡張する。伯耆国府では正殿・脇殿がコの字形配置を踏襲し、同位置で建て替えられる点が特徴である。

伯耆国府は10世紀代に機能を失うと報告されてきたが、近年、土器類の再検討が行われ、国庁などの官衙施設は12世紀代まで形・性格は変化していったとしても存続すると推定されている。

「従来、伯耆国庁跡は遺構・遺物の変遷が追えなくなる11世紀で姿を消すと言われてきた。しかし近年の調査により11世紀以後の遺物も出土する遺構が存在することが明らかになった。もちろん中枢部の建物配置・変遷が大きく変わる訳ではなく、国庁の機能がそのまま同位置であり続けたとは言えないが、遺跡の存続時期・性格の変遷については、今後検討する必要がある。また国庁周辺では同時期の遺物が出土する遺跡が比較的集中する」(岡平2014-17頁)

伯耆国府の廃絶時期については、11世紀以降にも存続する可能性が指摘され、今後の課題となっている。

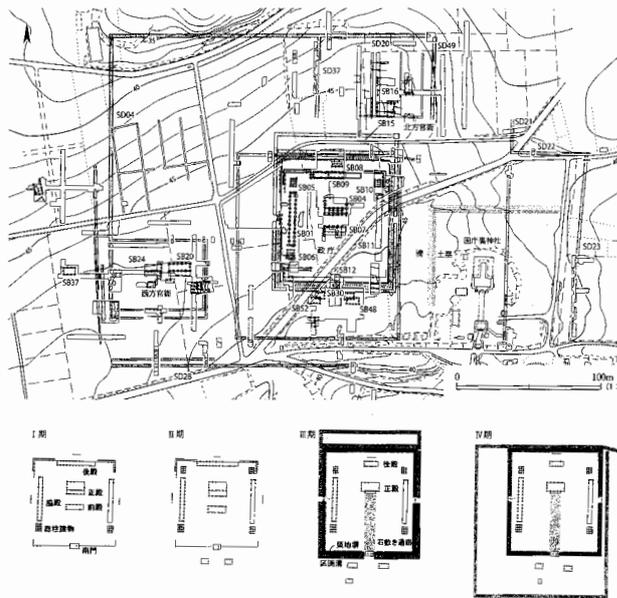


図15 伯耆国府跡の全体図、伯耆国庁の変遷

(6) 出雲国府 (島根県松江市)

『出雲国風土記』(733年)に国庁と記された出雲国府跡は、1968(昭和43)年より現在まで断続的に行われた発掘調査によって変遷と構造が把握され、国庁・曹司・国司館・工房などが確認されている。変遷は7世紀後葉に始まり、I期～VI期(11世紀後半～12世紀後半)に区分されている(島根県教育委員会2023)。

7世紀後葉のI期は、斜め方位をとる施設で後の国庁付近に限定的な広がりを持つ拠点の官衙として始まる。II期は正方位で7世紀末から8世紀第1四半期、複数の建物から構成されるが、全体の構造はよくわかっていない。北側に曹司が設けられ国府として機能していた。大きな画期はII-2期(8世紀第2四半期～第3四半期)である。正殿と脇殿からコの字形配置をとる国庁が成立し、この後、III期、IV期と10世紀前半まで定型化した配置が踏襲されていく。また、国庁を中心に、曹司(宮の後地区)、国司館(大舎原地区)、工房(日岸田地区)などが分散的に配置された(図16)。

国庁を中心に諸施設が機能した構造が大きく変わるのは、V期の10世紀後半である。国庁北側の宮の後地区で井戸が設置され、大舎原地区、工房だった日岸田地区で遺構はほとんど確認できない。遺構や遺物の多くが宮の後地区に集中する点から、10世紀後半は「これまでの広域分散型の機能別配置から、宮の後地

区周辺へ諸機能を集約させる一極集中型の配置へ変化した」となっている(島根県教育委員会2013-306頁)。

国庁がこの時期まで存続していたかどうかは判断が難しいが、「正殿や東脇殿とこの時期に帰属する確実な遺構との切り合いがなく、この時期まで建物などは存続していた可能性がある」とされる(島根県教育委員会2023-120頁)。筆者も国庁は正殿を中心に10世紀後半から11世紀前半頃まで存続していたとみているが、後方の宮の後地区には井戸も設けられるようになり、10世紀前半までの構造から変質している。

VI期の11世紀後半～12世紀後半、六所脇地区で正殿と脇殿が廃絶した。一方、北側の宮の後地区や大舎原地区では、多量の貿易陶磁器や硯などが出土しており、ここが国府として機能していたと考えられている。

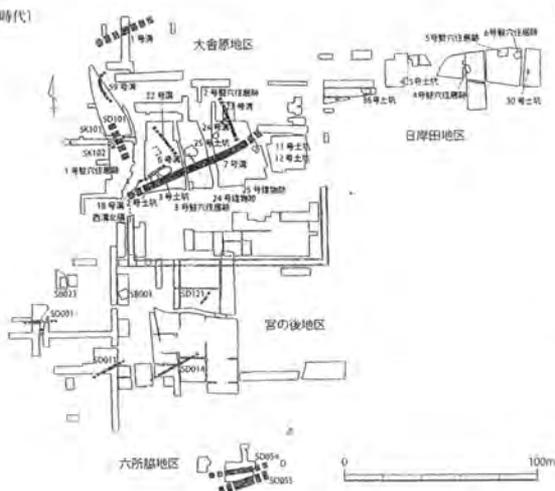
出雲国府は、II-2期(8世紀第2四半期)～V期(10世紀後半～11世紀前半)までコの字形配置が踏襲され、周辺に曹司や工房が配置され機能していた。その後、大きな変化として10世紀後半に諸施設が機能を停止し、国庁が構造を変えつつ11世紀前半代まで機能した。

出雲府中の画期は11世紀後半から12世紀にかけてで、陶磁器が出土する遺跡が出雲国府跡だけでなく離れた大草町の天満谷遺跡、大庭町の出雲国造館跡、竹矢町の中竹矢遺跡、東津田町の石台遺跡にも広がり、国衙と在庁官人の屋敷などに関わると推定されている(西尾・広江2014)。山代町の山代沖田遺跡では大型の柱穴を持つ建物などが確認され、中世前半の有力者の居宅とされている(松江市2012)。



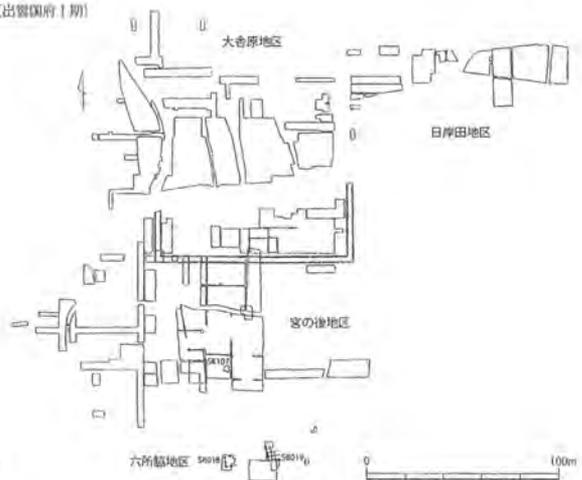
図16 出雲国府跡の遺構配置

〔古墳時代〕



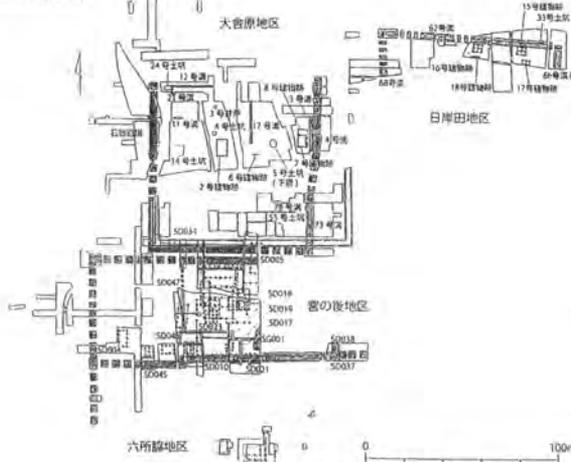
古墳時代

〔出雲国府Ⅰ期〕



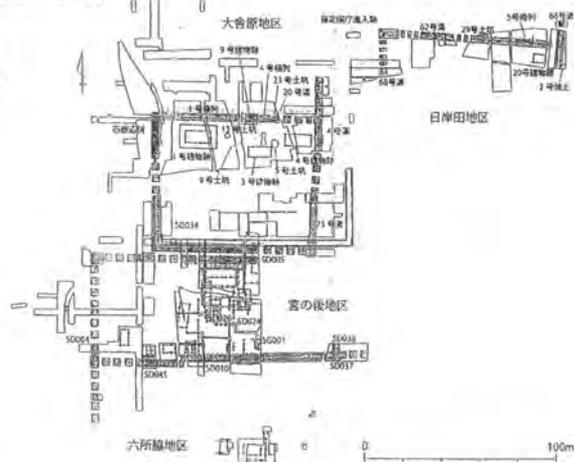
Ⅰ期：7世紀後葉

〔出雲国府Ⅱ期〕



Ⅱ期：7世紀末～8世紀第3四半期

〔出雲国府Ⅲ-Ⅰ期〕



Ⅲ-Ⅰ期：8世紀後半

〔出雲国府Ⅲ-Ⅱ期〕



Ⅲ-Ⅱ期：8世紀末～9世紀前半

〔出雲国府Ⅳ期〕



Ⅳ期：9世紀中葉～10世紀前半

図 17 出雲国府の変遷

6 山陽道

山陽道に属したのは、播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・周防・長門国である。国庁などの中枢官衙施設が確認されているのは、美作国府だけである。播磨・備後・周防国では国衙はみつがっているが、国庁の実態はよくわかっていない。

(1) 播磨国府 (兵庫県姫路市)

播磨国府の国衙中枢部とみられるのは本町遺跡であり、遺構と出土遺物の研究がすすむ。まだ国庁はみつがっていないが、本町遺跡周辺にあたる姫路城下町の東南地域にあった(山本2010、今里2013)。

本町遺跡は国庁そのものでなく、その周囲に設けられた付属官衙と推定されている。ここで7世紀末から13世紀初頭にかけての国府、あるいは国衙関連遺構が各種検出されており、遺構は出土遺物、方位等から大きく4期に区分されている(姫路市1984、山本2010)。

I期は7世紀末～8世紀前半である。掘立柱建物群とその東側を画する堀が確認されており、方位は大きく振れたN-約21°-Eで、飾磨郡条里の方位と一致する。柱穴は大型の方形掘方で、この期が厳密な計画性と基準に基づいた官衙と評価されている。

II期は8世紀後半から9世紀前半で、方位が大きく変化し、ほぼ正方位を採用する。付近に瓦葺建物が出現し、9世紀前半ころまで葺き替えが行われていた。

III期は9世紀後半から10世紀代でII期を踏襲して建物が設置されるが、建物柱穴は円形掘方になり、小型化が進む。官衙機構の他所への移転、あるいは衰退の様相を呈する。

IV期は12世紀～13世紀初頭である。井戸、溝等が主な遺構で、建物としてまとまる柱穴はない。遺構はほぼ真北方位を踏襲し、播磨国衙関連の瓦が出土している。この時期は井戸と区画溝を備えた生活要素の強い空間利用が考えられている。

国衙の一つである本町遺跡の官衙施設は方位がII期の8世紀後半に建物や溝はほぼ正方位となる。大きな画期は10世紀代であり、官衙機能を失う。まだ国庁や他の官衙施設も不明だが、播磨国府において10世紀代に大きな画期があった。

(2) 美作国府 (岡山県津山市)

美作国は、備前国から和銅6年(713)に分立した。国庁は南幸畑地区でみつき、I・II期に区分される(津山市1994)。I期は座標北から約8度東偏した長舎型の政庁で、分国の和銅6年(713年)以降に使用された初期国庁と考えられる(大橋2018、安川2011)。

II期は掘立柱堀で囲まれた区画内に東面する政庁で、正殿は未確認だが、南北の脇殿には2度の建替えがあり、掘立柱建物から礎石建物となる。II期は細分され、IIA期が奈良時代前半～中葉、IIB期が奈良時代中葉～末、IIC期が奈良時代末から平安時代前期にあたる(津山市教育委員会1994)。

国庁東方においても発掘調査が行われ、8世紀から12世紀代の建物・溝・道路遺構、多量の土器類や瓦類が出土し、国衙の状況が一部だが判明している(岡山県古代吉備文化財センター2011)。8世紀代に国庁東方に掘立柱建物跡11棟、井戸1基などが確認され、実務的な機能を持った曹司とみられている。ここでは9世紀から12世紀代まで建物や溝、道路側溝と推定される溝などが確認され、平安期(12世紀)

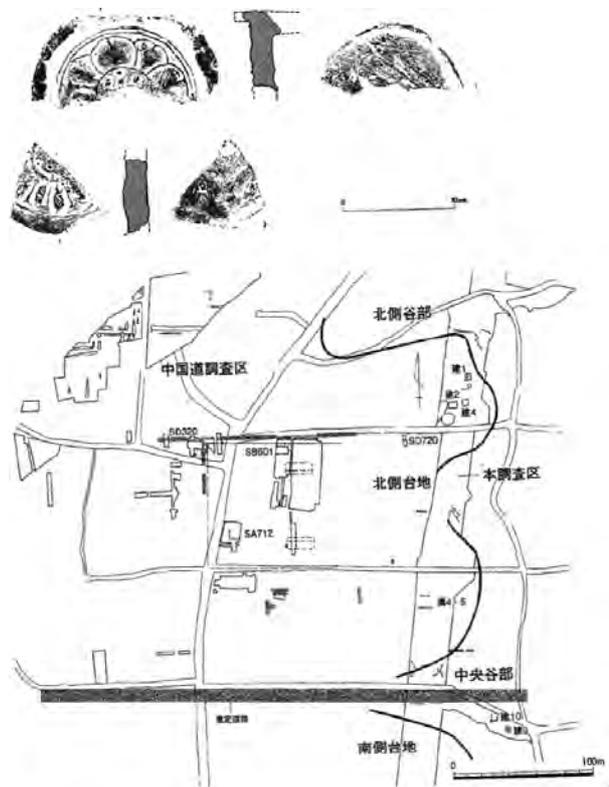


図18 美作国府の遺構と出土瓦

を通して国府は移転しなかったとされる。また国府の台地とは別に南側の台地上にも一部、曹司とみられる建物が確認され、広く官衙施設が配置されていたことが明らかになった。

これまで国府の存続年代は9世紀代とされているが、国府南辺堀（推定）の隣接地区や東方で美作国分寺・尼寺跡と同範瓦で11世紀頃の軒瓦が出土している（図18）。少量である点と地点が国府内でない点から、「構造もそれまでの国府と大きく変わったもの」（美作市1995-22頁）と推定するが、瓦は国府に葺かれ11世紀頃まで存続していた可能性がある。

（3）備前国府（岡山県岡山市）

備前国府の所在地は古辞書の記載、地名や賞田廃寺や幡多廃寺から、岡山市国府市場一帯が有力とみられてきた（岡山県1988）。まだ国府をはじめとする官衙施設そのものはみつかっていない。

備前国府の関連施設としては、賞田廃寺と幡多廃寺の間でみつかったハガ遺跡が注目される。瓦塔や泥塔、灯明に使った土器や「寺」と墨書された土器が出土し、国府域内における寺の機能を含む官衙で、「国府寺」としても機能したと考えられている（岡山市教育委員会2004）。創建は7世紀末頃に遡り12世紀頃まで機能し、一町四方の中に内郭と数棟の掘立柱建物群が建ち、内郭は国府に関連した寺院とされる。堂塔はみつかっていないが、平城宮系瓦や備前国分寺と同文瓦が出土し仏堂が想定できる。また、羊形硯1点、蹄脚硯2点、圈足硯5点、風字硯1点、転用硯2点が出土し、官衙と深い関係が指摘され、その近くの成光寺地区が山陽道や小字地名、平城宮系軒丸瓦などから国府と想定されている（草原2004）。

備前国府については不明な点が多く、平安期の様相も未解明となっている。

（4）備後国府（広島県府中市）

備後国府は、『和名類聚抄』に芦田郡にありと記され、平安時代の国府は芦田郡（府中市）に比定されていた。一方で、国分寺の存在と地名「方八町」から当初は安那郡（福山市神辺町）にあり、後に芦田郡（府中市）に移転したとみる説があった（米倉1980、

木下1992b）。

府中市教育委員会を中心とする府中市街地の発掘調査によって国府は芦田郡内に設置されていたことが半明している（府中市2016）。ツジ地区から伝吉田寺までの東西約1kmにわたって官衙施設や寺院が展開する。古代の遺構や遺物の分布は古代山陽道の北側に東西約3kmにわたって点在する。

ツジ地区では8世紀中頃以降は瓦葺建物を含む大型建物が継続的に10世紀代まで建て替えられ、数多くの陶硯、腰帯具、高級な施釉陶器（奈良三彩・唐三彩・緑釉陶器）・銅鏡の出土から国司館が推定されている。ツジ地区西側の砂山地区からは8世紀中頃の平城宮系軒瓦が出土し、国府などの中枢施設の存在が推定されている。

備後国府の画期の一つは8世紀中頃になる。国府は見つかっていないが、砂山地区で瓦葺の殿舎が推定され、東側のツジ地区（国司館）では廂を付けた大型建物が配置され高質化する。ツジ地区から伝吉田寺までの東西約1kmに官衙施設が展開する。ツジ地区では、10世紀末頃まで廂付建物や礎石建物といった格式の高い大型建物と小規模な建物で構成される建物群が継続して設けられる（図19）。

次の画期は11世紀初頭であり、ツジ地区に大型建物が見られなくなる。その一方で、貿易陶磁器や国産搬入土器などの高級食器や箸移品の出土量は12世紀後半までは多い点から、平安後期を通して国府として機能していたと推定される。

その後、12世紀末から13世紀代になるとそれまで見られた貿易陶磁器などの出土量は急減することから、国府の機能が低下あるいは中世府中の中心域の移転という歴史の変遷を具体的に示すものと考えられている（府中市2016、道田2020）。

発掘調査によって、備後国府が当初から芦田郡（府中市街地）に設置され、国府はみつかっていないが、8世紀中頃までに国府（推定）と国司館や曹司は計画的に配置され、同じ場所で10世紀代まで機能していた。国府は移転していないが、11世紀初頭以降には建物が明確に確認されず、それまでとは構造は大きく変わったとみられる。

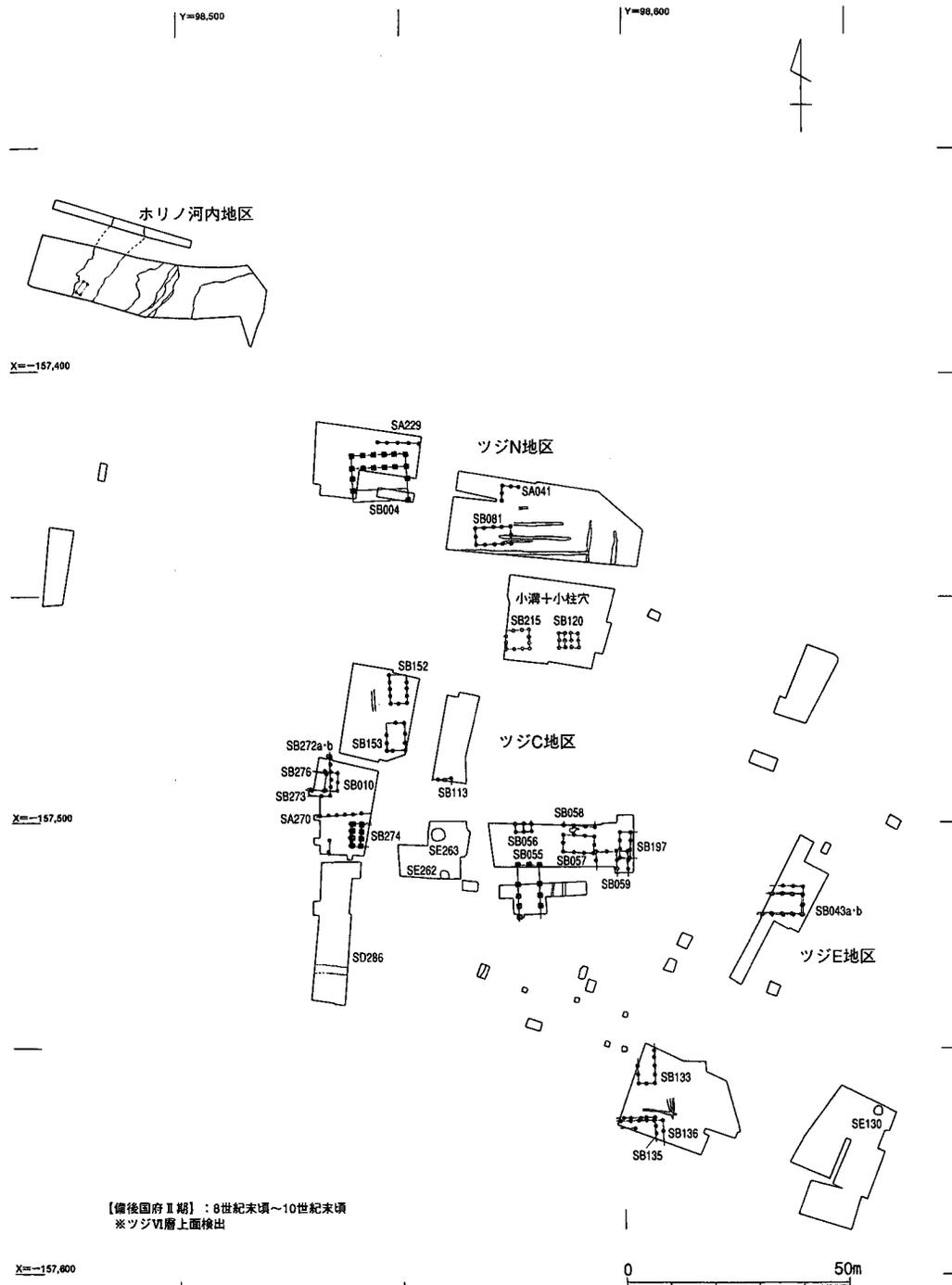


図19 備後国府：ツジ地区の遺構
(8世紀末から10世紀末)

(5) 周防国府 (山口県防府市)

周防国府は方格状で方八町の形態と考えられていた(三坂 1933)。現在は都城と異なり、方八町の国府域や基盤目状の地割は否定されている(吉瀬・大林 1996、吉瀬 2015、平井 2021)。官衙施設は広い範囲に分散し、北方の字草園地区(8前半～9世紀代)や南方の築地地区(10世紀前～11世紀初)で国

司館とみられる施設、東南部の船所地区周辺で国府津関連施設(8世紀～13世紀)、天田地区で「釋奠」銘の墨書土器から付近に国学が推定されている。一方で、国庁を含めて平安期の状況は不明な点が多い。築地地区や船所地区の調査成果が10世紀前葉と11世紀初め頃に画期が求められる可能性がある。

7 北海道

北海道に属したのは、紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊予・土佐国である。また国庁が確認された国はないが、讃岐・阿波国府では曹司や国司館とみられる施設が確認されている。

(1) 阿波国府 (徳島県徳島市)

阿波国府は地名や国分寺の位置などから徳島市内に推定され、出土木簡や周辺地区の発掘調査成果によって観音寺遺跡周辺が有力地となっている(藤川2002、和田・藤川2011)。観音寺遺跡では自然流路から阿波国府および国府以前の木簡と土器類、瓦類が多量に出土している(徳島県教委2002・2008a・b・2009)。ここから出土した木簡「板野国守」「五十戸税」「麻殖評」「己丑年」(689年)から国府の成立は7世紀末まで遡るが、国庁を含めた主要な国衙施設の実態はよくわかっていない(和田・藤川2011)。

国府の構造については、一山典の分析によって観音寺遺跡周辺で掘立柱建物などの遺構は正方位を指向するものと条里地割を指向する方位に大別されている(一山2002:607頁)。

大きくは8世紀前半に正方位指向の施設が広く東西6町・15町の広範囲に建てられ、建物等に対する強い規制が働き、一方で8世紀中葉以降の阿波国分僧寺・尼寺などは当初から条里地割を意識して建立される。その後、9世紀後半から10世紀に官衙施設は周辺の条里地割と同じような方位へと転換する。

藤川も阿波国分尼寺が条里の地割を基準とし、国府周辺の奈良時代前半までの遺構で正方位を指向するものがある点、9世紀以降の遺構は正方位から西に偏向しているものが多い点から、阿波国府では8世紀初頭から中頃以降に施設配置に大きな転換があり、遺構と遺物(土器類・瓦類・文字資料)の検討から7世紀末に国府が成立した後、掘立柱建物などの検出密度が高い時期が9世紀後半から10世紀初めにかけてであり、この時期に各施設において再編成が行われたとする(藤川2002・2013・2023)。

国府の整備は8世紀前半代にあり、その次の画期は9世紀後半、国府関連施設が条里地割に沿って造営されるというものであり、諸施設は10世紀初頭頃

まで存続している。観音寺遺跡では国府域を流れる自然流路から多量の木簡が出土し、内容からは10世紀初頭頃までは国府としての機能が指摘されている(和田・藤川2011)。出土層位でみると、もっとも多いのは8世紀後半の層からであり、9世紀後半から11世紀初頭の土器類と共伴した木簡も出土している(徳島県教育委員会2008、70-73頁)。

10世紀以降も施設そのものの状況はよくわかっていないが、国府として機能していた。

(2) 讃岐国府 (香川県坂出市)

『和名類聚抄』に国府は阿野郡と記され、坂出市府中に比定されてきた。菅原道真は讃岐守(886~890年)となり、漢詩集『菅家文草』に「開法寺は府衙の西にあり」とみえる。開法寺は塔などが確認されており、この東方から北方にかけて国衙が想定されてきた。

讃岐国府と開法寺の調査は、1976年から始まり、途中、中断を挟みながら継続されてきた。開法寺跡の東側から北側にかけての微高地上に掘立柱建物・礎石建物・塀や区画溝などの遺構とともに、地方では稀な緑釉瓦を含む多量の瓦類、数多い陶硯、緑釉陶器をはじめとする土器類などの出土から、官衙施設が広範囲にわたって展開した。国庁は確認されていないが、香川県教育委員会による調査が継続的に行われており、開法寺周辺において官衙施設が展開することが明らかになっている(香川県2019、信里2013、松本2020)。

讃岐国府は、7世紀中葉から13世紀にかけて施設が営まれ5期に区分されている。

1期は7世紀中葉に出現する竪穴建物群で近くの古代山城の城山城との関係が注目されている。

2期は7世紀後葉から8世紀初頭で官衙的な建物が出現し、まず斜めに振れた建物群が出現し、7世紀末から8世紀初頭に正方位の建物群に変わる。筆者は初期国府に関わる施設の可能性をみている。

3期は8世紀前葉から中葉で、建物が正方位から周辺の条里地割と同じに変わり、国衙との関わりが推定される。開法寺の伽藍も同じ方位に整備される。

4期は8世紀後葉から11世紀前葉で、大型の建物群が同位置で建て替えを繰り返し長期間に渡る。開法寺に隣接した東方地区の性格については、その一

部は官衙そのものでなく開法寺の運営に関わった大衆院とみる説（渡部 2023）もあるが、国衙や国司館の可能性もあり、その識別は難しい。開法寺から北側と東側に広く諸施設が展開し、陶製硯も 2 期以降、4 期に至るまで多量に出土し文書実務が行われており、国衙や国司館が展開していたと理解できる。

5 期は 11 世紀中葉から 13 世紀であり、大型建物群が廃絶し小柱穴が高密度で分布し、井戸を伴う一辺 40m ほどの屋敷地的なまとまりが複数、復元されている（図 20）。中国産陶磁器類も多量に出土する。11 世紀中葉に大きな変化があり、在庁官人による讃岐国府の政務を執り行った留守所の実態を反映している可能性が指摘されている（松本 2020-83 頁）。

国庁はみつかっていないが継続的な調査によって、開法寺周辺に国衙が展開し、11 世紀前半まで官衙として機能していたことが判明している。

（3）土佐国府（高知県南国市）

土佐国府は古辞書類を参考にすると、10 世紀前半頃の『和名類聚抄』、12 世紀以降を示すとされる『拾芥抄』『色葉字類抄』『伊呂波字類抄』のすべてが長岡郡に国府があったと記されており、10 世紀以降は長岡郡にあったと推定できる。

長岡郡にあたる南国市比江付近の地名に「内裏」「国庁」「府中」「総社」や軍団に由来するとされる「旦ノ上」などがあり、国分寺や白鳳時代に創建された比江廃寺も所在する点から国府が推定されている。昭和 52 年(1977)から平成 2 年(1990)に 25 次の発掘調査が行われ、平安期を中心とする建物跡などが確認され、陶硯や緑釉陶器・畿内産土師器も出土しているが、まだ国衙と確定できる官衙建物は確認されていない（岡本 1987、廣田 1996）。

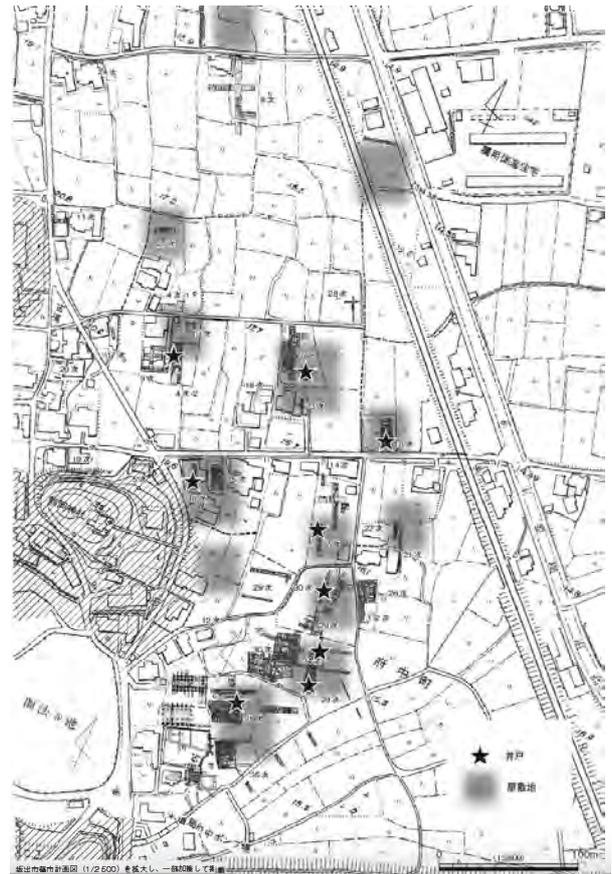


図 20 讃岐国府 5 期の施設群

8 西海道

西海道に属したのは筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向・大隅・薩摩国である。筑後・日向国で国庁が確認されている。その他、奈良時代の豊前国庁とみられる施設が福原長者原遺跡でみつがっている。

(1) 筑後国府 (福岡県久留米市)

『和名類聚抄』には「御井郡」とあり、国府は御井郡内の久留米市で確認されている。国府は7世紀末に設置された後、同じ御井郡内で12世紀半ば頃まで場所を三遷し、I～IV期と変遷する(松村1991・1994・2015)。国府設置前に先行官衙期として古宮遺跡I期遺構が設けられ、7世紀後半代に大溝と築地で区画された中に大型建物が確認されている。防御的色彩の濃い官衙であり、東アジアの政治的緊張状況の中で設けられた(松村1994、松村2015)。

国府I期は古宮遺跡I期遺構の領域を踏襲し、新たな官衙として、7世紀末頃に造営され、8世紀半ば頃に枝光地区に遷る。南北長約180m、東西幅は80m以上(推定120m)の敷地があり、周囲に築地塀をめぐらしている。先行官衙に続いて防御的な色彩が強いとされている。この後、国庁は同一場所で営まれるのではなく、御井郡内で三遷している(図21)。

国庁所在地名から成立順に、国府I期：古宮国府、II期：枝光国府、III期：朝妻国府、IV期：横道国府とされている。

- ・先行官衙期(古宮I期)：7世紀中頃から7世紀末
- ・国府I期(古宮国府)：7世紀末～8世紀前半
- ・国府II期(枝光国府)：8世紀半ば～10世紀前半
- ・国府III期(朝妻国府)：10世紀半ば～11世紀末
- ・国府IV期(横道国府)：11世紀末～12世紀後半

7世紀末に成立したI期(古宮国府)は、国庁が築地塀で囲まれ8世紀半ばまでの半世紀にわたる。定型化したコの字形配置を採用するのは、II期国府の8世紀中頃で、大宰府政庁II期と同じ建物配置となる。II期は10世紀第2四半期頃に火災で廃絶するまで、諸施設を国庁周辺に分散して機能していた。この時期、直線的な官道沿いに付属官衙群がブロックを形成し、工房や下級役人などの居住用と考えられる竪穴建物も広範囲に広がり、実務的な官衙施設が広範囲に拡散・

充実していた。広範囲に展開していた官衙施設群が減少するのは10世紀前半からである(神保2020-91頁)。

III期は10世紀中頃からで、国庁はII期国庁から東西道路を東方に約600m離れた朝妻地区に移転する。正殿の左右に南北2棟の両脇殿を設け、規模は一辺約140mと最大となる。曹司は国庁北方の上地区で確認されている。国司館は、国庁東隣接地で4時期以上の変遷があり、四面廂建物を中心として多数の建物が配され高級食器が多量に出土している。注目される変化として、この時期に各所に置かれた実務的な官衙施設が減少し、国庁地区周辺に集約化していくことである(神保2014)。

IV期は11世紀末から12世紀後半で、国庁・正倉・館に比定できる院を形成し、国庁と館の間には道路遺構が確認されている。国庁は一辺約75m程度の範囲を溝で区画し、正殿として大型の四面廂建物が設けられる。庭園に関わる遣水遺構も確認されている。IV期の行政実務は、ここで行われたと推定されている(松村2015、神保2014)。

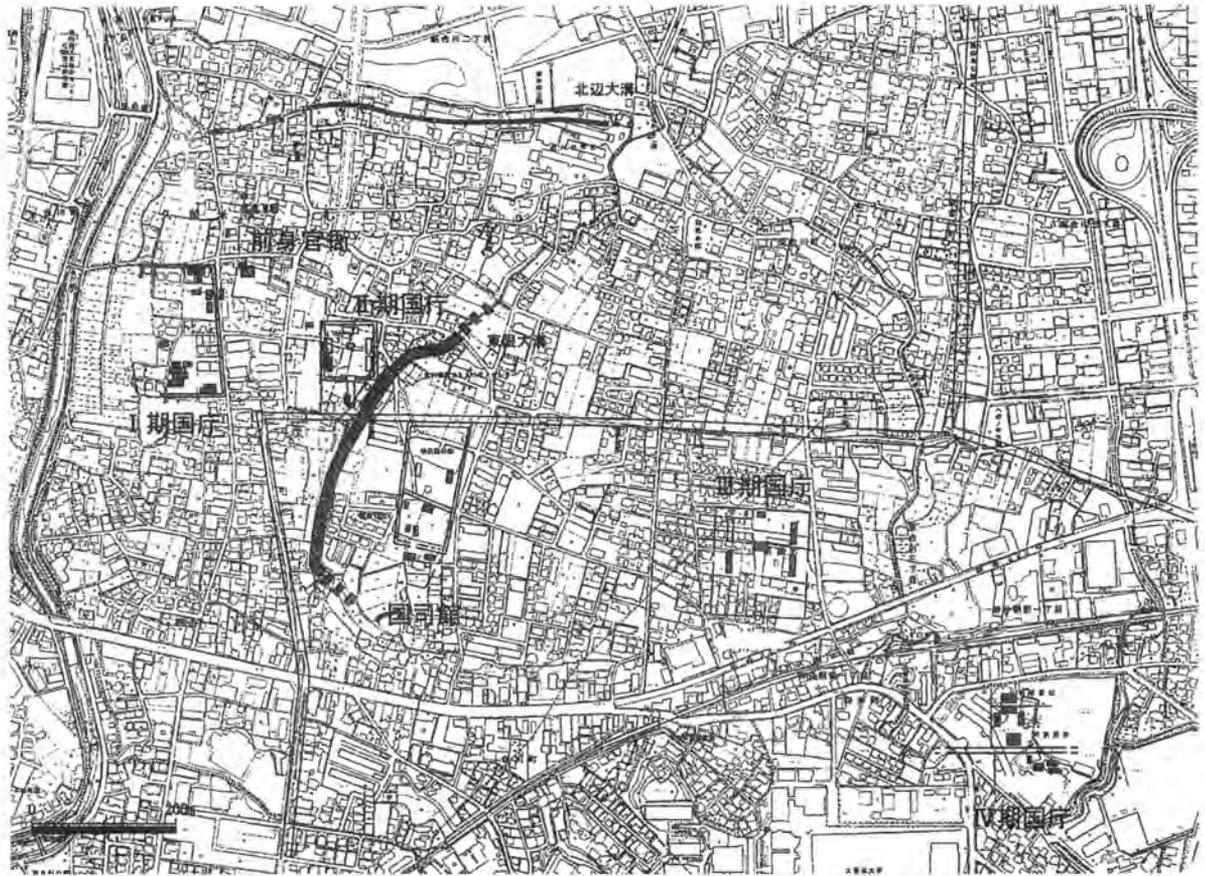
筑後国府では、7世紀末には国府として機能を開始し、国庁の位置を変えながら12世紀後半まで機能した。平安期の画期はIII期の10世紀中頃で、国庁が最大規模となり、隣接して国司館が設けられる。この時期までには、広域に展開していた官衙施設が減少する点も挙げられる。

(2) 豊前国府 (福岡県行橋市・みやこ町)

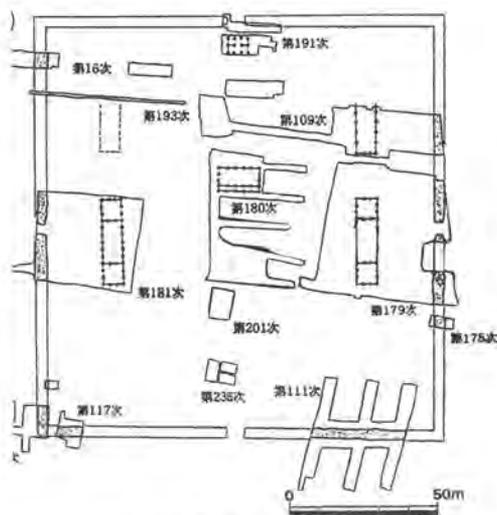
『和名類聚抄』などの古辞書類に「国府在京都郡」とあり、平安時代の国府所在地は京都郡に推定されてきた(木下1988、木本2004)。

平安期の豊前国庁とされているのは、旧仲津郡にあたるみやこ町国作の豊前国府跡である。みやこ町豊前国府跡では平安時代前期の国庁跡と推測される建物や溝が確認されている(豊津町教育委員会1995・2000・2003)。政庁地区は5時期に区分されている。I期：6世紀後葉～8世紀前葉、まだ官衙が出現せず集落が展開。

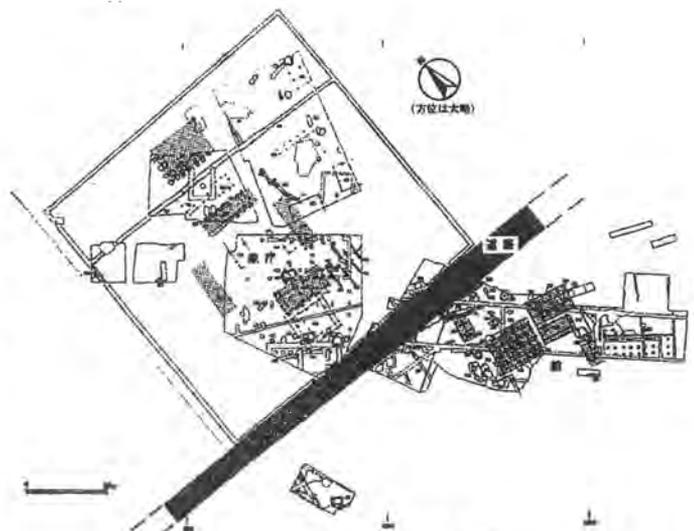
II期：8世紀中葉～9世紀中葉、南西隅で掘立柱建物と溝が検出され、政庁の整備時期。



筑後国府 主要遺構



III期国庁模式図



IV期国庁模式図

図21 筑後国府の位置と国庁

Ⅲ期：9世紀後葉～10世紀後葉、政庁が築地塀で区画され、南門は八脚門、東脇殿が設置。正殿と西側脇殿は未確認である。

Ⅳ期：11世紀前葉～12世紀前葉、政庁北東部に建物が設置される。

Ⅴ期：12世紀中葉～13世紀前葉、政庁地区で方形にめぐり大溝が設けられ、豪族居館と推定される、

注目されるのはⅢ期（9世紀後葉～10世紀後葉）の政庁で、溝と築地塀で方形に区画され、規模は南北105m×東西79.2mである（図22）。東脇殿や南門が確認されたが、後世の削平のためか正殿や西脇殿は未確認である。ただし東脇殿とされる建物の柱穴は小型であり、通常の国庁脇殿からみると貧弱である。Ⅳ期（11世紀前葉～12世紀前葉）に想定されている建物も北東部でみつまっているが、全体の構造は不明な点が多い。

みやこ町豊前国府跡に先行するのが、行橋市福原長者原官衙遺跡であり、奈良時代の豊前国庁の可能性が高い（岡田2014・2015、九州歴史資料館2014、行橋市2016）。旧仲津郡域にあたる京都平野の台地上に立地する。政庁のⅠ期は溝で区画され、東西約128m、南北128m以上、Ⅱ期は拡張され外側を一边約150m四方に大溝でめぐらし、その内側に一边120m四方の回廊状遺構で区画し、南門は八脚門である。7世紀末から8世紀中葉まで機能した。

豊前国府は福原長者原官衙遺跡から8世紀中葉以降、みやこ町豊前国府跡とその付近に移転したと推定される。亀田修一は福原長者原官衙遺跡を豊前国府（国庁）として理解し、移転先の国府として瓦や地割などから、みやこ町豊前国府跡（政庁地区）の南側・南西側にその前段階の国府を候補地とする。その後、みやこ町豊前国府跡が平安期の国府になっていたと考える（亀田2017）。

一方、古辞書類には「国府在京都郡」とあり、豊前国府跡は旧仲津郡域で異なる。木本雅康は、郡界の移動は考えがたいので『和名類聚抄』の国府が京都郡にありとするのは、仲津郡の誤記とし他の古辞書類もすべて国府を京都郡となっている点が問題とする（木本2004）。筆者も古辞書の記載とは合わないが、考古学的成果から8世紀中葉以降、国府は旧仲津郡にあたる、みやこ町豊前国府跡付近にあった

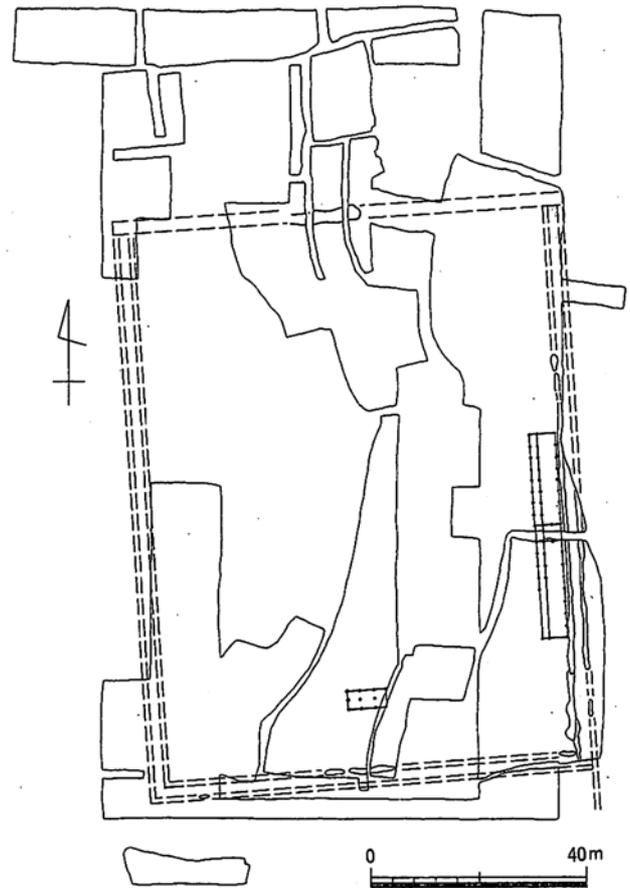


図22 豊前国府跡Ⅲ期の遺構配置

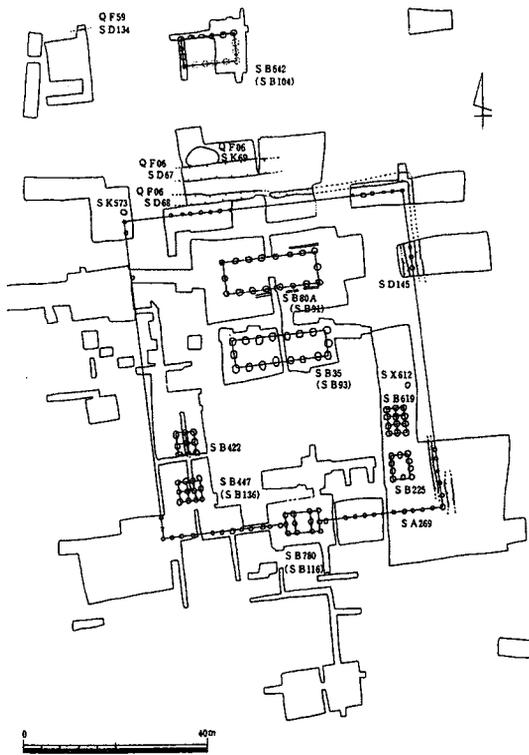
と考える。建物は国庁とするには、建物配置が定型的でなく東脇殿の柱穴が小型でありして問題は残るが、ここに豊前国府は平安期も存在したとみている。

古辞書の記載とは合わないが、8世紀中葉以降、平安期の国府は、みやこ町豊前国府跡とその付近にあった。Ⅲ期の10世紀後葉に政庁が廃絶し、この頃に大きな変化が看取できる。

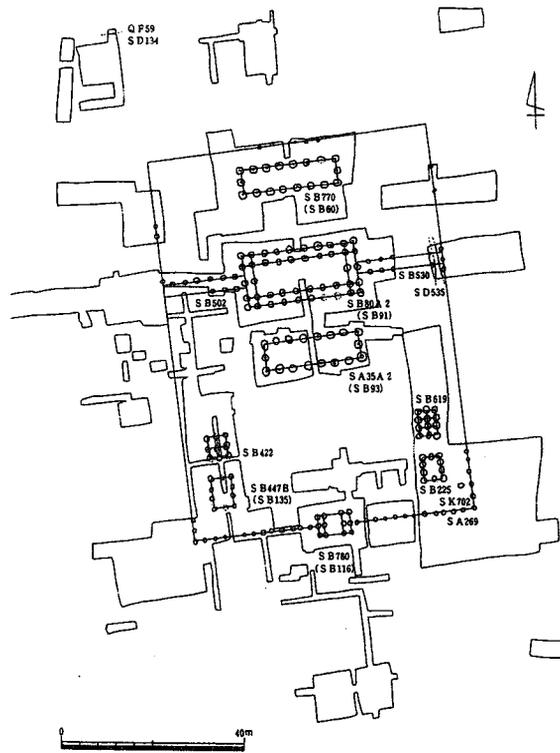
（3）肥前国府（佐賀県佐賀市）

肥前国府では佐嘉郡で、国庁とその周辺において複数の官衙施設が確認されている。国庁は8世紀前半に創設され、4時期の変遷があり10世紀代まで機能した（佐賀市2006、図23）。

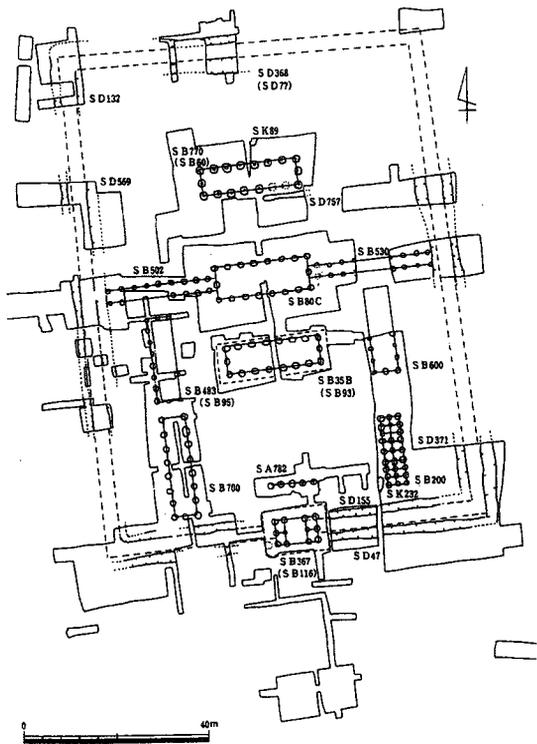
第Ⅰ期は8世紀前半に遡り、東西約64m、南北約68mで掘立柱塀に区画され、掘立柱式で正殿前の左右に小型建物2棟が東西に配され、前殿と南門をもつ。建物は特定されていないが、瓦が葺かれた。



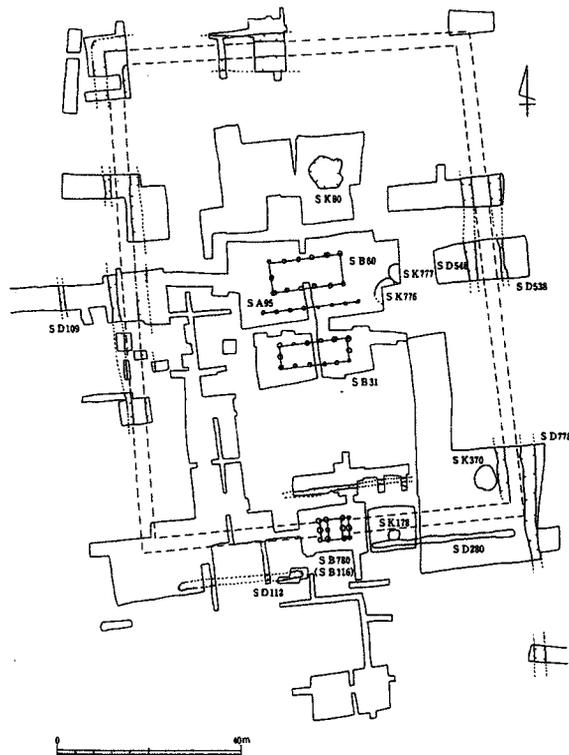
I期：8世紀前半



II期：8世紀後半



III期：9世紀前半



IV期：10世紀代

図23 肥前国庁の変遷

第Ⅱ期は8世紀後半で、大宰府政庁第Ⅱ期と類似した建物配置をとる。正殿は四面廂で後殿と正殿に掘立柱式の翼廊が付加される。

第Ⅲ期は9世紀前半で、後殿と翼廊を除く国庁内の建物が礎石建ちとなり、東西脇殿も第Ⅱ期後半に長舎化した建物を踏襲する。塀も築地塀となる。

第Ⅳ期は10世紀代で正殿と前殿が小規模な掘立柱建物に建て替えられ、東西脇殿については再建されなかった。定型的な国庁の配置が崩れた。

国庁周辺の官衙遺跡は、8世紀代の久池井B遺跡、久池井六本杉遺跡や惣座遺跡が知られている(佐賀県1990)。久池井B遺跡は国庁北東に位置し、Ⅱ区は廂を持つ側柱建物がL字形となり、北側には総柱建物5棟が规格的に配置されており、国司館と推定されている。Ⅲ区は側柱建物が中心となって構成される施設であり、国衙の曹司と推定されている。惣座遺跡は国庁の北西に位置し、総柱建物が確認され正倉とみられる。

国庁周辺に分散的に配置された曹司や国司館、郡衙正倉は9世紀前半までに廃絶する一方で、嘉瀬川を挟んだ対岸の東山田遺跡で築地塀に囲まれた正方位の四面庇建物が出現し、国府域が西へ拡大するとともに東岸では施設の整理や統合が行われたと考えられている(谷澤2020)。国庁周辺の曹司については9世紀代までは分散配置され機能していたが、10世紀以降には実務的な官衙は衰退したのか確認されていない。

肥前国庁は8世紀前葉に建設された後、建て替えを繰り返し、正殿と前殿だけとなって定型的な配置が崩れたが、10世紀代までは構造を変えつつ存続した。

(4) 肥後国府 (熊本県熊本市)

二本木遺跡は格式の高い大型建物や多量の硯・瓦の出土から、肥後国府の可能性が高く、「二本木官衙」とされている(熊本市教育委員会2007、網田2010)。奈良時代の肥後国府であり、塀で区画された東ブロックは国庁の可能性が高い(大橋2018)。

二本木官衙は、塀や溝で官衙施設をブロック的に配置し東ブロックを区画する2号柱列が政庁の板塀となり、内側の3号建物(掘立柱建物)が西脇殿の可能性が高い。東ブロックから瓦が大量に出土し、国庁は国分寺創建期から瓦葺建物と推定される。9

世紀以降の瓦も出土し瓦葺建物の大規模な補修もしくは追加が想定されている。一方、政庁西側に建つ6号建物は8間×8間で総柱式の大型建物で、曹司もしくは倉庫とされている。二本木官衙は建物や出土遺物からみると、国府として奈良時代に機能し、成立は7世紀代に遡る可能性がある(大橋2018)。一方で、二本木遺跡では官衙としての機能は9世紀後半代までで、10世紀以降は別の場所に国府は移転したとみられる。

肥後国府の所在地については、古辞書記載、地名や国分寺の所在から検討されてきた(木下1986)。木下良は二本木遺跡が発掘調査によって肥後国府の可能性が高くなる前に古辞書記載の検討から、肥後国府は託麻郡・益城郡・飽田郡の順に移転したと考えた。古辞書記載も参考にすると、肥後国府は飽田郡の二本木遺跡で成立し10世紀以降、託麻郡に移転し、また飽田郡に戻った可能性が想定できる。ただし現時点では、託麻郡・益城郡内において確実な国府とみられる遺跡はみつかっていない。

(5) 日向国府 (宮崎県西都市)

日向国府は『和名類聚抄』に児湯郡に所在とあり、児湯郡にあたる西都原台地の先端近くで7世紀後半から10世紀後半にわたる官衙施設が確認されている(宮崎県教委2001、西都市教委2020、津曲2020)。一方で、周辺の調査が進んでおらず、曹司や国司館などについては不明である。

I期官衙は7世紀後半、国庁に先行する官衙施設であり、正方位から斜めに振れた大型建物が確認されているが、全体の構造は不明である。

Ⅱ期官衙は7世紀末～8世紀初頭頃からで、掘立柱塀に区画された長舎で、3時期の変遷が確認できる。

Ⅲ期(8世紀後半)はⅡ期官衙を踏襲して政庁域を拡大し、正殿と脇殿をもつ定型化した国庁である。掘立柱建物から礎石建物に建て替え、塀も掘立柱塀から築地塀となる。Ⅲ-3期(9世紀中葉)に大きな変化があり、正殿や前殿、東西脇殿などが礎石建物となり塀は築地塀となる。政庁域は東西に拡張し、西側に広がった空間にも総柱建物や側柱建物などの掘立柱建物が増築される。Ⅲ-4期(9世紀末～10世紀前半)は、

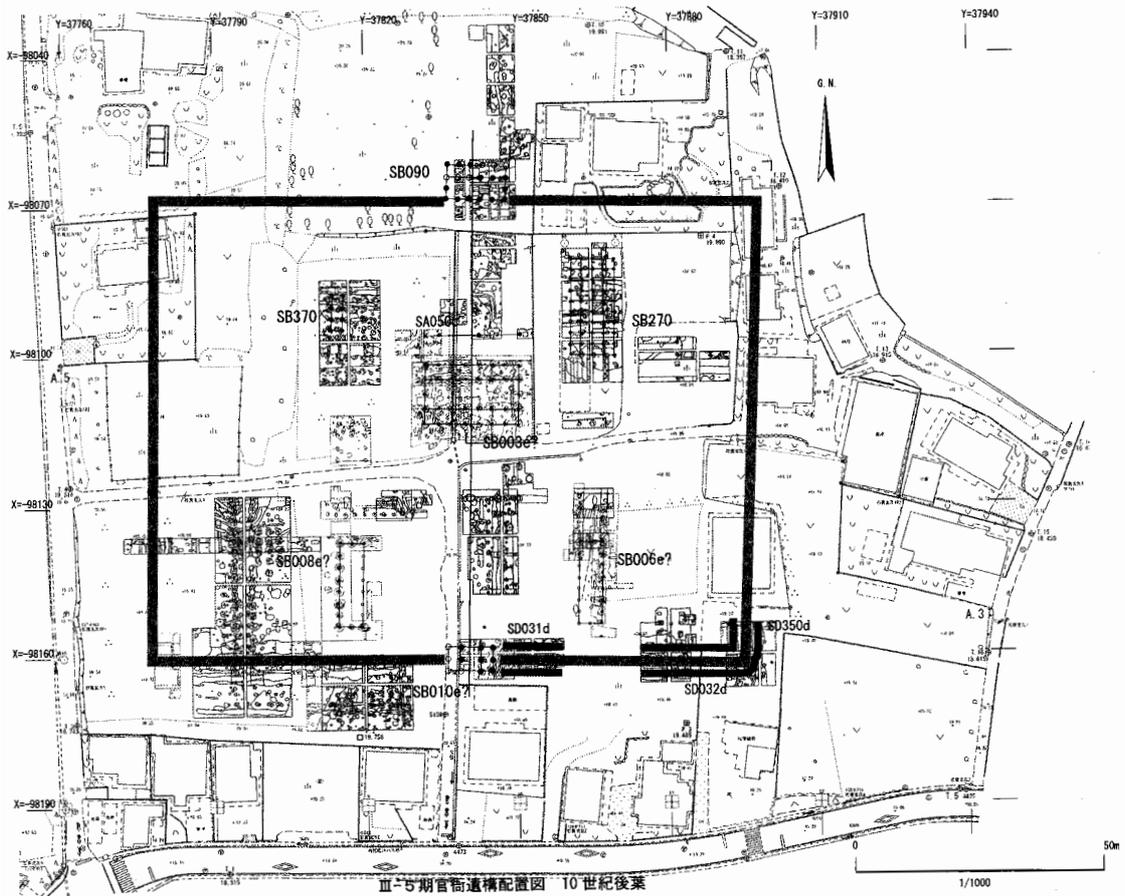


図 24 日向国庁の変遷

火災から復旧し、掘立柱建物となる。正殿の北西と北東で整地が行われ、掘立柱建物が新たに造営される。前殿は存在しないが、10世紀前半頃まではこの建物配置が維持される。Ⅲ-5期（10世紀後半）が最終時期で、国庁の築地塀側溝から10世紀中葉から後葉の近江産緑釉陶器や土師器台付皿が出土し、正殿や脇殿が10世紀後半まで存続していた（西都市2020-160頁、図24）。

国庁の11世紀の状況は不明な点が多いが、国庁域南東側で11～12世紀前葉の二面廂掘立柱建物96003が確認されている。その後、国庁域内の場所で12世紀後葉に大規模な整地が行われ、正殿の跡地に掘立柱建物SB004が建てられ、包含層からまともって中国産陶磁器（白磁・青磁）が出土し、在庁官人などの有力者の存在が推定されている（西都市2020-194頁、図24）。

日向国府の11世紀以降の状況は不明な点が多いが、11世紀代の方形塹穴建物が数多く確認されている点や中世後期の区画施設などから、中世国府の存在が推定されている（吉本2012）。

国府は『和名類聚抄』に児湯郡に所在とあり、児湯郡にあたる西都原台地で、10世紀後半まで国庁が機能していた。一方で、11世紀代については同地で国府が存在していたかは明確になっていないが、12世紀代に国庁周辺で大規模な整地が行われている点を重視すると、この時期に国府が存在していたとみられる。

日向国府の所在地について、木下良は三巻本『色葉字類抄』が「児湯国府」「那珂府」の2郡を併記する他は諸書いずれも児湯郡だけをあげる点から、国府に対して府と記された国衙機能の一部が一時期那珂郡に置かれ、後にはすべて児湯郡に復したとし、那珂郡への分置の時期は11・12世紀と考えている（木下1986）。

現在、日向国府については11世紀の様相が不明であり、この時期に日向国府跡が移転したか、そのまま同じ場所において中世国府に移行したかが課題である。

引用文献

愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第171集

阿久澤智和 2020 「国府と国分寺、その周辺」『季刊考古学 152号 古代国府・最新研究の動向』雄山閣

明石新 2007 「相模国府」『大磯町史10 別編考古』高志書院 768-829頁

明石新 2013 「相模国府」『東国の古代官衙』高志書院

網田龍生 2010 「池辺寺跡と二本木遺跡群」『先史学・考古学論究 V 下巻 甲元眞之先生退任記念』龍田考古会

荒井健治 2013 「武蔵国府の成立と展開」『東国の古代官衙』高志書院

荒井健治 2014 「武蔵国府の時系列的分析」『東京考古』32 東京考古談話会

荒井秀現 1998 「相模国府研究史」『相模国府とその世界』平塚市博物館

荒木志伸 2010 「城輪柵政庁に関する一考察」『日本古代学 第2号』1-16頁

安藤寛 1992 「御殿二之宮遺跡・見付端城遺跡」『磐田市史 史料編1』磐田市

家原圭太 2020 「畿内の国府・調査研究の現状の成果と課題」『季刊考古学 152号 古代国府・最新研究の動向』雄山閣

石岡市教育委員会 2009 『常陸国衙跡 一 国庁・曹司の調査一』

石川克博 1991 「上野国府と郡衙」『群馬県史 通史編2 原始古代2』群馬県

石崎善久 2007 「池尻遺跡第7次」『京都府遺跡調査概報』第123冊、京都府埋蔵文化財調査研究センター

一山典 2002 「阿波国府の考古学的考察」『論集 徳島の考古学』徳島考古学論集刊行会

伊藤武士 2022 「古代出羽北半における地域支配の特質」『国立歴史民俗博物館研究報告第232集』

今泉隆雄 1995 「秋田城の初歩的考察」（『律令国家の地方支配』吉川弘文館）

今里幾次 2013 「播磨の国府と国庁」『姫路市史 通史編第1巻 本編考古』

上野市教育委員会 1995 『伊賀国府跡発掘調査報告』

鶴島三壽 1992 『千代川遺跡』京都府埋蔵文化財調査研究センター

江口桂 2011 「武蔵国府の成立」『古代文化』63-3

江口桂 2014 『古代武蔵国府の成立と展開』同成社

江口桂 2017 「平安時代における国府の変容 一武蔵国府を中心に一」『条里制・古代都市研究 32号』条里制・古代都市研究会

江口桂 2022 「平安時代における国府の変容」『古代国府の実像を探る 季刊考古学・別冊37』雄山閣

江口桂 2024 「第7章第2節 国府の景観と変遷」『新府中市史 原始・古代通史編』府中市

大橋泰夫 2009 「国郡制と地方官衙の成立」『古代地方行政単位

- の成立と在地社会』奈良文化財研究所
- 大橋泰夫 2011「古代国府の成立をめぐる研究」『古代文化』63-3
- 大橋泰夫 2016「瓦葺掘立柱建物からみた多賀城政庁」『日本古代考古学論集』同成社
- 大橋泰夫 2018『古代国府の成立と国郡制』吉川弘文館
- 岡田諭 2014「福岡県・福原長者原遺跡の調査について」『日本考古学』38
- 岡田諭 2015「豊前の大形建物について —延永ヤヨミ園遺跡V-1区と福原長者原遺跡の調査事例—」『古文化談叢』74
- 岡本健児 1987「土佐」『新修国分寺の研究 第5巻上 南海道』吉川弘文館
- 岡山県古代吉備文化財センター 2011『美作国府跡・小田中遺跡・山北遺跡』
- 岡山県史編纂委員会 1988『岡山県史 第3巻古代II』
- 岡山市教育委員会 2004『ハガ遺跡 —国府関車遺跡の発掘調査報告—』
- 小川信 1978「下野の国府と府中について」『栃木史学』2、1978
- 小澤太郎 2012「西海道における四面廂建物の様相」『四面廂建物を考える 報告編』奈良文化財研究所研究報告第9冊
- 小田中遺跡・山北遺跡』岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 228
- 小野忍 1997「城輪柵遺跡」『日本考古学会1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本海』
- 小野忍 2008「城輪柵遺跡の調査と保存 (2)」『環境』21号 庄内測量設計舎
- 岡平拓也 2014「伯耆」『第14回 山陰中世土器検討会資料集 山陰地方における中世府中の様相』
- 小田芳弘 2020「伯耆国府 国庁と国府の実像」『季刊考古学』152 古代国府・最新研究の動向』雄山閣
- 香川県教育委員会 2016『讃岐国府跡1』
- 香川県教育委員会 2019『讃岐国府跡2』
- 春日真実 2003「下新町遺跡」『上越市史資料編2 考古』上越市
- 加藤貴之 2019「第4章第1節 変わる遺跡と遺物」『市川市史歴史編 III—まつりごとの展開—』市川市
- 金田一精・岩谷史記 2007「遺跡の性格」『二本木遺跡群』熊本市教育委員会
- 川畑謙二 2014「加賀国府について」『こしの国五市国府フォーラム資料集』小松市
- 亀田修一 2017「豊前国府の成立」『シンポジウム豊前国府の誕生』行橋市教育委員会13-21頁
- 河森一浩 2022「丹後府中の古代遺跡と国府論」『籠神社の総合的研究』清文堂出版株式会社
- 北林雅康 2015「能登国府と交通・交流 —国分寺・役所・道・駅・津・市・祓—」『こしのくに五市国府フォーラム 北陸の国府と交通・交流』資料集 小松市経済観光文化部文化創造課
- 木本雅康 2004「国府と郡家」『行橋市史 上巻』550頁
- 九州歴史資料館 2014「福原長者原遺跡第3次調査」東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告第13集
- 木下良 1966「丹波国府址」『古代文化』16-2
- 木下良 1986「古辞書類に見る国府所在郡について」『国立歴史民俗博物館研究報告第10集』
- 木下良 1988『国府—その変遷を主にして』教育社歴史新書
- 木下良 1992a「相模国府について」『大磯町研究』創刊号
- 木下良 1992b「国府と駅家再考」『國學院大學紀要30』
- 木下良 2009「讃岐国」『事典 日本古代の道と駅』吉川弘文館
- 木村等 1998「下野国」『シンポジウム東国の国府 in WAYO』シンポジウム東国の国府 in WAYO 実行委員会
- 木村弘之 2003「遠江国府跡の調査」『続文化財論集』文化財学論集刊行会)
- 熊本市教育委員会 2007『二本木遺跡群』熊本市教育委員会
- 倉吉市教育委員会 1977『伯耆国府跡発掘調査概報』第4次
- 倉吉市教育委員会 1979『伯耆国府跡発掘調査概報』第5・6次
- 倉吉市教育委員会 2012『伯耆国府跡国庁跡発掘調査報告書 第12次～第14次』
- 草原孝典 2004「備前国府の位置とその構造」『ハガ遺跡』岡山市教育委員会
- 国府町 1987『国府町誌』
- 小松市 2002「国府・国分寺の成立と展開」『新修小松市史 第4巻国府と荘園』
- 駒見和夫 2007「下総国須和田遺跡における律令期の再検討」『和洋女子大学紀要 人文系編』47
- (財)かながわ考古学財団 2009「湘南新道関車遺跡IV坪ノ内遺跡・六ノ城遺跡」『かながわ考古学財団調査報告書243』
- (財)栃木県文化振興事業団 1988『下野国府跡8 土器類調査報告』栃木県埋蔵文化財調査報告90
- 西都市教育委員会 2020『日向国府跡:平成23-30年度国庁確認調査総括報告書』
- 坂井秀弥 1994「北陸東部の官衙関車遺跡とその終末—越後を中心に—」『第3回東日本埋蔵文化財研究会 古代地方官衙の週末をめぐる諸問題』
- 坂井秀弥 2008「第3章 本長者原廃寺国分寺説・今池遺跡国

- 府説の検討』『古代地域社会の考古学』同成社
- 佐賀県教育庁文化課編 1990『惣座遺跡』
- 佐賀市教育委員会 2006『国史跡肥前国片跡保存整備事業報告書—遺物・整備編—』
- 笹澤正史 2003「子安遺跡」『上越市史 資料編2 考古』上越市
- 眞田広幸 1996「第5章 奈良・平安時代」『新編倉吉市史 第1巻 古代編』
- 滋賀県教育委員会 1977『史跡近江国衙跡発掘調査報告』
- 静岡県 1994『静岡県史 資料編二・考古2』
- 島根県教育委員会 2013「史跡出雲国府跡—9 総括編—』
- 島根県教育委員会 2023「史跡出雲国府跡11』
- 城岡朋洋 2015「北陸道 越中」『古代の都市と条里』吉川弘文館
- 進藤秋輝 2010『多賀城 古代東北統治の拠点』新泉社
- 神保公久 2012「筑後国府の成立」『古代文化』63-4
- 神保公久 2014「付属官衙からみた国府の変容—筑後国府を対象に—」『東アジア古文化論攷2』高倉洋彰先生退職記念論集刊行会
- 神保公久 2020「筑後国府 国庁の変遷と国府」『季刊考古学 152号 古代国府・最新研究の動向』雄山閣
- 杉山大晋 2015「越中国府と地域交通—陸上・水運・海運交通の結節点—」『こしのくに五市国府フォーラム 北陸の国府と交通・交流』資料集 小松市経済観光文化部文化創造課
- 杉山大晋 2020「越中国府跡の発掘調査成果」『高岡市万葉歴史館 紀要 第30号』高岡市万葉歴史館
- 田尾誠敏 2002「相模国府と律令制下の物流」『日々の考古学2』
- 田尾誠敏 2015「相模国府とその景観」『大地に刻まれた藤沢の歴史V 古代』藤沢市
- 高岡市教育委員会 2009『市内遺跡調査概報Ⅲ—平成19年度、越中国府・御亭角遺跡の調査他—』
- 高野陽子 2014「丹波国府周辺の条里関連遺構—近年の南丹市八木町域の発掘調査成果から—」『条里制・古代都市研究会 第30回大会』資料
- 高橋透 2024「山王・市川橋・館前遺跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡』古代城柵遺跡検討会 50周年大会記念資料集
- 高橋美久二 1995「丹波国府の造営」『新修亀岡市史』本文編 第1巻、亀岡市
- 田熊清彦 1988「下野国府小考」『考古学叢考』斎藤忠先生頌寿記念論文集刊行会 吉川弘文館
- 武田健一 2020「陸奥国府 東北支配の拠点」『季刊考古学 152号 古代国府・最新研究の動向』雄山閣
- 谷澤仁 2020「肥前国府 国庁と国府の実像」『季刊考古学 152号 古代国府・最新研究の動向』雄山閣
- 玉木秀幸 2014「因幡」『第14回 山陰中世土器検討会資料集 山陰地方における中世府中の様相』
- 垂井町教育委員会 2005『美濃国府跡発掘調査報告書』Ⅲ
- 千葉県教育委員会 2019・2024『市川市国府台遺跡第192地点』『市川市国府台遺跡第192-2・3地点』
- 千葉孝弥 2022「古代国府から中世国府へ」『古代国府の実像を探る 季刊考古学・別冊37』雄山閣
- 津曲大祐 2020「日向国府 国庁と国府の実像」『季刊考古学 152号 古代国府・最新研究の動向』雄山閣
- 津山市教育委員会 1994『美作国府跡』
- 津山市教育委員会 1995『美作国府跡—日本生命社宅新築に伴う発掘調査—』
- 出越茂和 2005「北陸の津湊と交通」『日本海域歴史大系 第一巻 古代篇Ⅰ』清文堂
- 徳島県教育委員会 2008a『敷地遺跡(Ⅰ) 道路改築事業(徳島環状線国府工区) 関連埋蔵文化財発掘調査報告書』徳島県埋蔵文化財センター調査報告書 第72集
- 徳島県教育委員会 2008b『観音寺遺跡(Ⅴ) 道路改築事業(徳島環状線国府工区) 関連埋蔵文化財発掘調査報告書』徳島県埋蔵文化財センター調査報告書 第75集
- 徳島市教育委員会 2003『可波国府跡発掘調査報告書』
- 徳竹垂紀子 2019「古代越後国の国府と城柵」『古代東北の地域像と城柵』高志書院
- 栃木県教育委員会 1979~1990『下野国府跡Ⅰ~Ⅸ』
- 栃木県教育委員会 1981『下野国府跡Ⅰ・Ⅱ』
- 栃木県教育委員会 1983『下野国府跡Ⅵ』
- 栃木市教育委員会 1987~1989『史跡 下野国片跡Ⅰ~Ⅲ』
- 栃木県教育委員会 1987『下野国府跡・資料集Ⅲ(施釉陶器)』
- 栃木県教育委員会 1988『下野国府跡Ⅶ 土器類調査報告』
- 鳥取県教育委員会 1973~1980『因幡国府発掘調査報告書Ⅰ~Ⅶ』
- 鳥取県埋蔵文化財センター 1989『歴史時代の鳥取県』
- 鳥取県教育委員会 1992「因幡国府跡」『鳥取県文化財調査報告書』第16集
- 豊岡市教育委員会 2012『祢布ヶ森遺跡第40・41次発掘調査報告書—第2次但馬国府跡の調査Ⅰ—』豊岡市文化財調査報告書 第12集

- 豊岡市教育委員会 2020『柵布ヶ森遺跡第53次発掘調査報告書—第2次但馬国府跡の調査 II—』豊岡市文化財調査報告書第12集
- 豊川市教育委員会 2022『白鳥遺跡（三川国府跡）発掘調査報告書』
- 豊津町教育委員会 1993『豊前国府跡平成4年度発掘調査概報』豊津町文化財調査報告書第12集
- 豊津町教育委員会 1995『豊前国府』豊津町文化財調査報告書第15集
- 豊津町教育委員会2000『豊前国府跡惣社地区Ⅰ』豊津町文化財調査報告書第23集
- 豊津町教育委員会2003『豊前国府跡御所地区』豊津町文化財調査報告書第30集
- 永井邦仁 2012『古代の塔の越遺跡』『長野北浦遺跡・塔の越遺跡』
- 永井邦仁 2013「尾張国府跡の研究(1)」『愛知県埋蔵文化財センター研究紀要 第14号』
- 中山和之 1996「因幡国『国府 一畿内・七道の様相—』日本考古学協会三重県実行委員会
- 七尾市2011「七尾市の原始・古代」『新修七尾市史14通史編Ⅰ』
- 西尾克己、広江耕史 2014「出雲」『第14回 山陰中世土器検討会資料集 山陰地方における中世府中の様相』
- 新田剛 2011a『伊勢国府・国分寺跡—掘り出された古代伊勢国の中核—』同成社
- 新田剛2011b「伊勢国府の成立」『古代文化』63-3 財団法人古代学協会
- 新田剛2014「伊勢国庁と関連遺構」『駒澤考古』39
- 新田剛2015「東海道 伊勢」『古代の都市と条里』条里制・古代都市研究会 吉川弘文館
- 新田剛 2020「国府と方格地割」『季刊考古学 152号 古代国府・最新研究の動向』雄山閣
- 信里芳紀2013「讃岐国府を考える」『屋嶋城が築かれた時代』第4回古代山城サミット高松大会開催記念企画展、高松市教育委員会
- 樋口隆久 1996「丹波国」『シンポジウム2—国府・畿内の様相—』日本考古学協会 1996年度三重大会資料
- 姫路市教育委員会1984『本町遺跡』
- 平井耕平 2021「周防国府 国衙と国府の実像」『季刊考古学 第152号』雄山閣
- 平井美典 2010『藤原仲麻呂がつくった壮麗な国庁 近江国庁』
- 平井美典 2015「畿内近国 近江」『古代の都市と条里』条里制・古代都市研究会 吉川弘文館
- 平川南1977「出羽国府論」（宮城県多賀城跡調査研究所「研究紀要」Ⅳ
- 平塚市博物館2010『検証相模国府』
- 廣田佳久 1996「土佐国」『シンポジウム2 国府一畿内・七道の様相—』日本考古学協会 1996年度 日本考古学協会三重県実行委員会
- 深澤清幸 2010「古代武蔵国府の成立」『府中市郷土の森博物館紀要第23号』（財）府中文化振興財団府中市郷土の森博物館
- 深澤清幸2020「武蔵府中の中世遺跡」『新府中市史 中世資料編』府中市
- 深澤清幸2023「第4章中世都市「府中」とその周辺」『新府中市史 中世通史編』府中市
- 藤岡謙二郎 1969『国府』吉川弘文館
- 藤川智之2002「考古学からみた阿波国府研究の現状」『観音寺遺跡（観音寺遺跡木簡篇）』徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター・国土交通省四国地方整備局
- 藤川智之 2013「発掘成果からみた阿波国府近郊の開発過程」『鳴門史学 第27集』鳴門史学会
- 藤川智之 2023「古代阿波国の交通路研究の新成果」『考古学と文化史 同志社大学考古学研究室開設70周年記念論集』同志社大学考古学シリーズXIII
- 府中市教育委員会 2009『武蔵国衙跡1』
- 府中市教育委員会 2012『武蔵国府跡（御殿地地区）』
- 府中市教育委員会 2016『備後国府関連遺跡1 第2分冊』
- 府中市郷土の森博物館2016『ブックレット17 よみがえる武蔵国府』
- 古川一明 2020「多賀城—城柵国府と街並み」『古代史講義 宮都編』ちくま新書
- 古川一明 2024「政治拠点としての多賀国府—新たな拠点平泉との関係—」『岩手大学平泉文化研究センター年報 第12集』
- 前岡孝彰 2014「袴狭遺跡と但馬国府」『出雲古代史研究 第24号』
- 前橋市教育委員会 2024『推定上野国府 令和4年度発掘調査報告書』
- 松江市教育委員会 2012『山代沖田遺跡』
- 松本和彦 2020「南海道の国府 讃岐国府を中心として」『季刊考古学 152 古代国府・最新研究の動向』雄山閣
- 松村一良 1991「西海道の官衙と集落」『新版古代の日本8 九州・沖縄』角川書店

- 松村一良 1994 「第5章歴史時代 筑後国府跡」『久留米市史』第12巻資料編（考古）久留米市史編さん委員会
- 松村一良 2015 「西海道 筑後」『古代の都市と条里』吉川弘文館
- 三重県埋蔵文化財センター1993 『伊賀国府跡（第5次）・箕升氏館跡』
- 三重県埋蔵文化財センター2003 「伊賀国府跡（第6次）」『研究紀要 第13号』
- 三坂圭治 1933 『周防国府の研究』積文社
- 道田賢志2020 「国府と山陽道」『季刊考古学152号 古代国府・最新研究の動向』雄山閣
- 箕輪健一2013 「常陸国府跡 一 国府の成立と展開一」『東国の古代官衙』高志出版
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1982 『多賀城跡政庁跡 本文編』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2010 『多賀城跡政庁跡 補遺編』
- 宮崎県教育委員会2001 『寺崎遺跡 一日向国府を含む官衙遺跡一』国衙跡保存整備基礎調査報告書
- 宮津市教育委員会 1982 『中野遺跡第3次発掘調査概要』
- 宮津市教育委員会 1983 『中野遺跡第4次発掘調査概要』
- 村井康彦 1995 「国府神社の登場 - 惣社の系譜」『国際日本文化研究センター紀要12』
- 村上裕次 2024 「多賀城跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡』古代城柵遺跡検討会 50周年大会記念資料集
- 村田晃一 2019 「第2章 総括」『多賀城跡 政庁南面地区II-城前官衙総括編』宮城県多賀城跡研究所
- 森公章 2016 『平安時代の国司の赴任『時範記』をよむ』臨川書店
- 森田喜久男 2004 「第2章第一節 国制の変化と対外交渉」『金沢市史 通史編1 原始・古代・中世』金沢市
- 森田喜久男・望月精司 2022 「第4章第3節 加賀立国と能美郡」『新修小松市史通史編I』小松市
- 安川豊史 2011 「美作国府の成立」『古代文化』63-3
- 山本博利 2010 「播磨国府跡」『姫路市史 資料編考古』姫路市史編集室
- 山口辰一1996 「越中国」『国府 一畿内・七道の様相一』日本考古学協会三重実行委員会編
- 山路直充 1998 「下総国府関連遺跡」『千葉県の歴史 資料編考古3（奈良・平安時代）』千葉県
- 山路直充2010 「二つの京・その後 -「京」墨書土器と国府域-」『房総の考古学 史館終刊記念』
- 山路直充 2019 「国と郡家」『国府の景観「国府のみち」市川市史』3 市川市
- 山路直充 2020 「国府と郡家 郡家一体型国府としての事例」『季刊考古学152号 古代国府・最新研究の動向』雄山閣
- 行橋市教育委員会2016 『福原長者原遺跡』行橋市文化財調査報告書第58集
- 吉岡康暢1979 「平安前期の地方政治と国分寺（下）一能登国分寺をめぐる問題一」『金沢大学日本海域研究所報告』9
- 吉岡康暢 1991 「加賀」『新修国分寺の研究』第3巻 吉川弘文館
- 吉瀬勝康・大林達夫 1996 「周防国」『国府一畿内・七道の様相一』日本考古学協会 1996年度三重大会
- 吉瀬勝康2015 「山陽道 周防」『古代の都市と条里』条里制・古代都市研究会 吉川弘文館
- 吉本正典2012 「寺崎遺跡・法元遺跡と古代末～中世の日向国府一児湯郡妻北地区遺跡群の検討（2）一」『宮崎考古 第23号』宮崎考古学会
- 米倉二郎1980 「条里制の分布」『広島県史』原始古代通史I、広島県
- 和田萃・藤川智之 2011 「徳島市観音寺木簡の歴史的意義」『徳島県埋蔵文化財センター研究紀要 真朱9』
- 渡部明夫 2023 「開法寺の諸問題 開法寺の維持管理・運営空間と出土瓦をめぐって」『香川史学 50号』香川歴史学会
- 渡部裕司 2024 「城輪柵跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡 古代城柵官衙遺跡検討会 50周年記念資料集』
- 図版典拠
- 図1：三重県教委 2003、図2：江口 2017、図3：千葉県教委 2024、図4：石岡市教委 2009、図5：前橋市教委 2024、図6：栃木市教育委員会提供、図7：栃木県教育委員会 1981・1983 『下野国府跡 II』・『下野国府跡 V』、図8：栃木県文化振興事業団 1986、図9：栃木県教育委員会 1983 『下野国府跡 V』、図10：栃木県教育委員会 1988 『下野国府跡 8 土器類調査報告』、図11・12：宮城県多賀城2010、図13：渡部裕司2024、図14：村井1995、図15：倉吉市教委 2012、図16・17：島根県教委 2023、図18：津山市教委 1995、岡山県古代吉備文化財センター2011、図19：府中市教委 2016、図20：香川県教委 2019、図21：神保公久 2020、図22：豊津町教委 2003、図23：佐賀市 2006、図24：西都市教委 2020

II 国府変容に関わる考察

1 国庁・曹司・国司館の検討

国府の基本構造は、国庁を中心に国庁・曹司・館、篠丁の宿舎などから構成される。ここでは平安時代を中心に各施設の構造や存続時期をみていく。

(1) 国庁の存続時期

国庁の創設は7世紀末から8世紀初めで、掘立柱式建物として建設され、国分寺創建の8世紀中葉以降に礎石建ち総瓦葺建物で丹塗りされ威容を示す(大橋2013・2018)。コの字形配置の定型化は国によって違いがあり、8世紀前葉から中頃である。国庁は同じ場所で長期間、建て替えや補修を行い、10世紀後半から11世紀まで存続した(表1)。国庁の廃絶時期の決定は難しく、出雲・陸奥では10世紀代とされていたが、遺構と土器類の再検討により11世紀前半頃まで機能していたと修正されている。I章で指摘したように、10世紀前半までとされた下野・美作の廃絶時期についても修正が必要とみている。

出雲・伯耆・筑後のように、コの字形配置の定型化した配置を終焉まで保つ例もあるが、構造を変える国が多い。国ごとに時期の違いはあるが、国庁の構造が変わるのは10世紀前半以降で、脇殿や塀を欠いたり、多賀城のように別の建物が建てられ、左右対称の配置が崩れていく傾向がある。肥前・常陸では大型礎石建物から小規模な掘立柱建物に建て替わる。終末期の国庁は簡素化するが、最後まで正殿と前庭を持つ点から、儀礼的空間としての機能を持っていた。

・伊賀国

国庁は8世紀後半に設けられ、建て替えられて11世紀中頃に廃絶した。10世紀後半に、正殿と両脇殿を基本としたコの字形配置から西脇殿を欠き、正殿と東脇殿が方位が振れたL字形に配される。

・伊勢国(長者屋敷遺跡)

政庁は、コの字形配置で8世紀中葉に造営され、8世紀末から9世紀初頭頃に廃絶する。それ以前と以降の国府、国庁については場所も不明である。

・三河国

コの字形配置の国庁建物は10世紀半ばに廃絶したとされているが、11世紀代には祭祀に伴うとみられる

廃棄土坑もあり、その頃まで国衙として機能していた。

・常陸国

国庁は7世紀末から8世紀初頭に、コの字形の定型化国庁として成立する。構造が変わるのは10世紀前半で、塀や脇殿を設けず大型の東西棟建物2棟から構成され、北側の建物が正殿である。その後、国庁は掘立柱式の正殿のみになり11世紀代に廃絶する。

・下野国

国庁は10世紀前半に廃絶し、北方の国司館に機能が移るとされていた。筆者は10世紀後半代まで国庁は国司館とともに存続し、国庁は儀礼的空間として機能していた可能性が高いとみている。

・陸奥国(多賀城)

政庁は8世紀前葉に左右対称の品字型配置として成立・踏襲され11世紀前半まで機能した。構造に変化が生じるのは10世紀後半であり、正殿と両脇殿の左右対称は踏襲される一方、北西部に小さな掘立式建物が追加され、やや配置の対象性が失われた。

・出羽国

国庁は9世紀前半に建設され、コの字形配置をとり、11世紀代まで機能した。構造が大きく変わるのは11世紀になってであり、脇殿を欠き全体を遮蔽施設で区画することをやめ、対称性が消失する。井戸が10世紀代に政庁地区に設けられることも注目できる。

・伯耆国

国庁は10世紀代までに機能を失うとされてきたが、11世紀以降にも存続する可能性が指摘され、廃絶時期については課題となっている。

・出雲国

定型的なコの字形配置をとる国庁は、8世紀第2四半期頃に成立する。前殿がなくなるが、コの字形配置を踏襲し、11世紀前半頃まで機能した。

・美作国

国庁はこれまで9世紀代で終わるとされていたが、隣接地で10世紀中葉から11世紀の軒瓦が出土しており、11世紀代まで存続していた可能性がある。

・筑後国

国庁は位置を変えて朝妻地区に10世紀半ばに移転

する。その後、さらに横道地区に11世紀末に移転し、国庁・国司館とともに12世紀中頃まで存続した。

・豊前国

国庁は福原長者原官衙遺跡から8世紀中葉以降、みやこ町豊前国府跡付近に移転したと考えられる。豊前国府跡で確認された施設は国庁とするには問題は残るが、10世紀後葉に廃絶している。

・肥前国

国庁は8世紀前半に左右対称で10世紀代まで機能した。10世紀に定型的配置が崩れ、正殿と前殿が小規模な建物に建て替えられ、脇殿は再建されなかった。

・日向国

国庁は7世紀末～8世紀初頭頃に成立し、建て替えてを繰り返し10世紀後半まで機能した。

小結

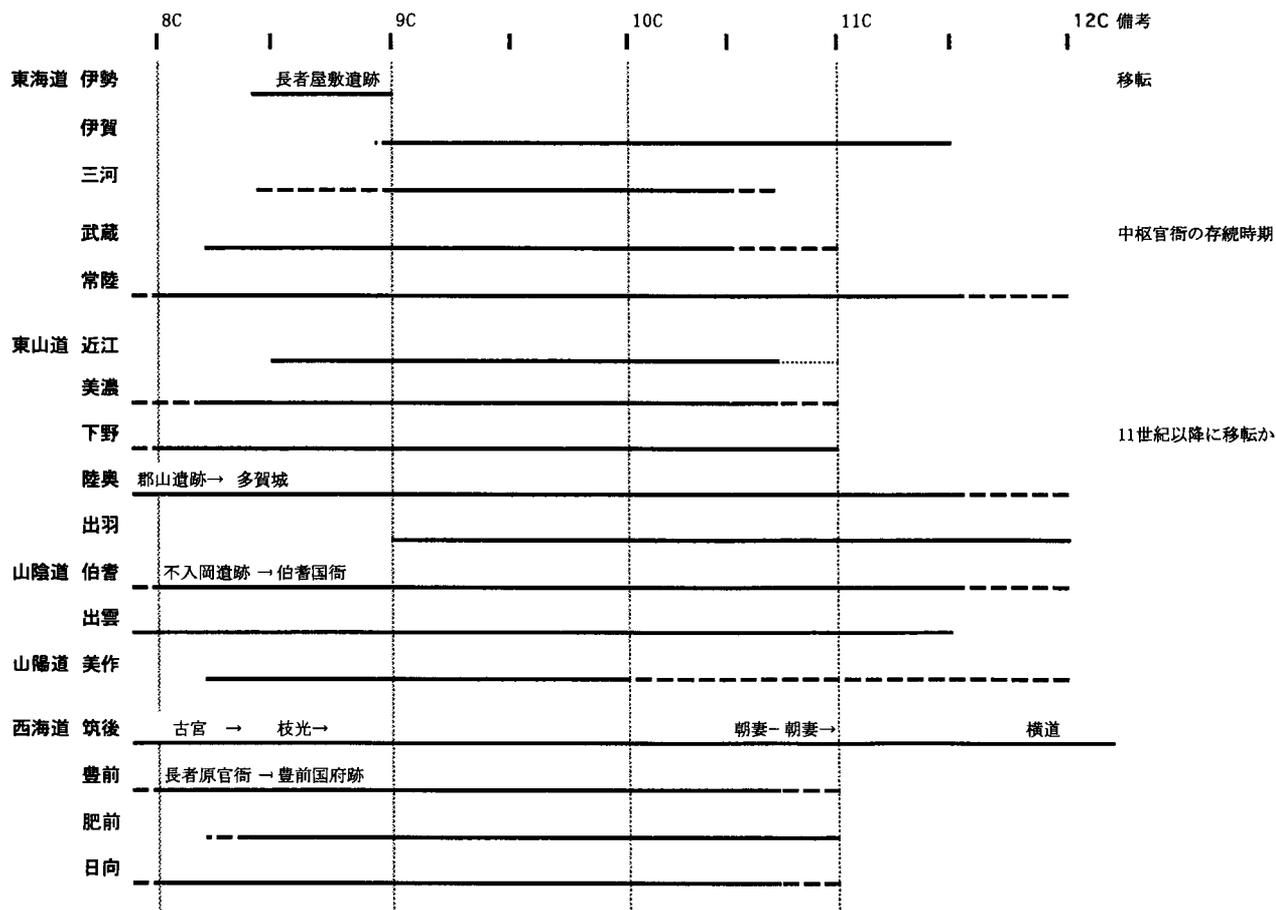
国庁では、10世紀前半以降、正殿と両脇殿からなるコの字形配置の定型化した構造が変わり、正殿と前庭

を中心とした空間構成をとるようになり、脇殿を欠く場合がある。8・9世紀代における脇殿には実務的な作業の場として機能したと考えている。脇殿が消失していく背景には、国庁において実務的な機能がなくなっていくことを示すのであろう。10世紀前半以降、国府の構造の変化として、国府域内の各所に置かれていた曹司が衰退・廃絶していく傾向も認められる。

国庁は10世紀以降、廃絶するとされたが、実際には多くの国府で11世紀以降も存続した。西海道諸国を統括した大宰府の政庁は、天慶4年(942)の藤原純友の乱による焼失後の10世紀後半に再建されている。政庁は11世紀中頃に儀礼的空間としての衰退が顕著となり、12世紀始め頃まで機能し前半頃に廃絶した(重松2005、杉原2008・2023)。一方、周辺の官衙施設は11世紀以降には衰退・廃絶していくとされる。

諸国の国庁は、大宰府と同じく儀礼的空間としての役割を11世紀以降も果たしていた。

表1 国庁の存続期間



(2) 曹司の変容

出雲・下野・肥前国府でみられるように、8世紀に国庁を中心に国府城内の各所には分散的に実務的な官衙施設である曹司が配置され、9世紀代まで位置を変えることはあっても存続していた。こうした構造について10世紀前半以降、大きな変化が認められる。曹司や篠丁に関わる建物、手工業生産のあり方について、I章でまとめた成果をもとに各地の国府の状況をみておく

・武蔵国府

8-9世紀代、東西約2.2km、南北約1.8kmの範囲に国衙の諸施設が広く展開していた。武蔵国府では9世紀中葉が大きな画期とされる。国衙が礎石化し、国衙北方隣接地域では、官衙ブロックが複数、造営され、新たに国司館が沖積低地に建設され、国府北西から西方地域において堅穴建物の稠密さが最大となり、9世紀後半を「国府第2次整備期」と位置づけている(江口2022)。その後、10世紀前葉~中葉に諸施設が減少し、官衙施設や堅穴建物などが国衙北方地域へ集約化が進む。10世紀後葉、国衙北側と国府東方に諸施設の集約化がさらに進み、篠丁に関わる堅穴建物、生産関連以降もこれ以降に激減する点から国府の機能低下とし、この時期も大きな変容期として理解されている。さらに10世紀末~11世紀初頭に規模が大幅に縮小し、堅穴建物は11世紀前葉に営みを終え、11世紀代に国府の機能を失う。

江口桂は、武蔵国府を中心とする分析を通して、中枢施設が機能を存続しながらも国庁周辺へ諸施設が集約化し、国府城内の手工業生産が激減する、10世紀後半が平安時代における国府変容として大きな画期とする(江口2017)。

・下総国府

国庁や国衙の実態は不明だが、9世紀代に広い範囲に掘立柱建物や堅穴建物などは展開していたが、国衙が推定されている国府台では、10世紀前半から後半に建物の数が減少し、建物の分布範囲も狭くなり、この頃が大きな変容の時期となる。

・下野国府

下野国府では10世紀前半が大きな変化の画期とされている。各所に配置されていた曹司も衰退してい

く。国府城の広がりはまだ明確になっていないが、国庁の北西約1kmの長原東遺跡、北西約800mの下野国府跡寄居遺跡で掘立柱建物・堅穴建物・井戸などが確認され、曹司や篠丁の居所が8世紀以降に広く展開し、9世紀後半以降に大きく衰退し、11世紀初め頃になくなる。

・多賀城(陸奥国府)

多賀城で城内の曹司がもっとも充実するのが9世紀代であり、実務施設が計画的に配置され、城外の方格地割に基づく町割りも整備される。10世紀前半以降に、城内の実務官衙は建物数が減少し、それまでとは別の地点に新たな官衙が設けられ、城外についても方格地割の道路が10世紀前半以降に道路が各所で機能を停止し、城内と城外の構成と機能が大きく変わる。

城内の曹司の多くは10世紀前半で機能を停止し、大畑地区・五万崎地区のみが10世紀後半まで存続するだけである(村田2019)。多賀城城内の曹司は10世紀前半から後半代に機能が衰退・消滅していく。

城外についても、方格地割の道路が10世紀前半以降に道路が各所で機能を停止し、11世紀には曹司や篠丁に関わるとみられる施設が衰退・消滅していく。

多賀城における大きな変容の画期は11世紀であり、政庁を中心とした儀礼的空間としての役割が中心となる。

・出雲国府

出雲国府も8・9世紀代と国庁北方に分散して曹司・国司館や工房が配置されたが、10世紀後半に国庁を中心に諸施設が機能し構造が大きく変わる。国庁の北方に置かれていた国司館(大舎原地区)、工房(日岸田地区)で遺構はほとんど確認できなくなり、国庁地区の後方や曹司地区だった宮の後地区で井戸が設置され、大きく変質し衰退期と捉えられている。武蔵国府と同じように10世紀以降、手工業生産も衰退していた。一方で、国庁は儀礼的空間として11世紀前半まで機能した。

・備後国府

国庁はみつかっていないが、国司館とされるツジ地区で、10世紀末頃まで格式の高い大型建物と小規模な建物で構成されたが、11世紀初頭には大型建物が見られなくなり、この頃が大きな変容の時期とされる。

・阿波国府

国庁や主要な国衙は明らかになっていないが、掘立柱建物が10世紀初め以降に減少することが明らかになっており、この頃に官衙施設の再編成が行われたとみられている。

・讃岐国府

国庁や主要な国衙施設は明らかになっていないが、8世紀から11世紀前葉まで大型の建物群が同位置で建て替えを繰り返し国衙機能はその頃まで存続する。その後、11世紀中葉に大型建物群が廃絶し小柱穴が高密度で分布し、井戸を伴う一辺40mほどの屋敷地的なまとまりが複数、復元され、留守所と推定されている。この時期が大きな変容期とされている。

・筑後国府

国庁が10世紀中頃に一辺約140mと最大となる一方で、国府域の各所に配置された官衙施設が減少し、国庁地区周辺に集約化していく、この時期が大きな変容期となっている。

・肥前国府

国庁周辺に分散的に配置された曹司や国司館、郡衙正倉が9世紀前半までに廃絶する一方で、国府域が西へ拡大し、曹司の整理や統合が行われたと考えられている。国庁周辺の官衙施設は9世紀代までは分散配置され機能していたが、10世紀以降には実務的な曹司は確認されていない。

小結

国府域内に配置された曹司や篠丁に関わる建物、手工業生産などの展開や変遷について、まだ明確になっていない国府が多いが、全国一斉に同じ時期に大きな変化をしたわけではないが、次のように二つの変化の動きを知ることができる。

8世紀から9世紀代に国庁周辺だけでなく広い国府域に配置されていた曹司や篠丁の居所、工房などが、10世紀前半以降に減少し消滅していく。その一方で、10世紀前半頃から国府や国司館周辺地区に官衙施設が集約化されていくことがいくつかの国で認められる。10世紀前半から後半が国府の構造が大きく変わる画期の一つと捉えることができる。国によって多少、時期は異なるが、曹司や篠丁の居所は11

世紀以降にはなくなっていく。

(3) 国司館の検討

法制度上は、国司が地方へ赴任している間の居住施設である国司館は、大宝令から国庁とは別に設置されていた(鬼頭1986)。下野国府や筑後国府など各地の国府では8世紀以降、国庁とは別に国司館が設置されていた。一方、国庁は8・9世紀代において元日朝賀をはじめとする儀礼や饗宴と政務の場であることは、文献史料や考古学的検討によって明らかにされている(山中1994、古尾谷2017)。

現在、国庁と国司館については、10世紀以降、国庁の機能が廃絶していく中で政務の場が国司館に吸収されていくと理解するのが有力な意見である。

飯沼賢司は、国司が政務を執るところ「庁」(政庁)と国司の官舎である「館」が11・12世紀の『今昔物語』において、「国ノ庁チ」と「館」そして「御館」は同一のものと解され、政務が執り行なわれる場所となっている」とし、国司館は10世紀半頃になると、本来の宿舎及び接客の場としての他に政務の場としての機能を持つようになったと考えた(飯沼1981-180・181頁)。

佐藤信は、『朝野群載』巻22の「国務条々事」にみえる条文などを用いて、国司の受領化が進む9世紀後半頃から10世紀初頭に国衙の儀礼が国庁から受領館に移ったとし、国庁から館へという理解を示した(佐藤1997)。山中敏史による10世紀に国庁を中心とする国府は衰退・終末を迎えたとする考古学的成果(山中1994)と整合するとして、現在までの有力な説となっている。

木下良も10世紀以降、受領がそれぞれ恣意的な国務を行うようになると国庁の存在意義はうすれて館に権力が集中してくることになり、公的な執務も館で行われるようになったと理解した(木下1988)。

鐘江宏之はコの字形配置の国庁が10世紀以降に廃絶していくとされた考古学的成果も参考に、平安後期になるが『今昔物語集』などに国司の館など受領の任国下向時の拠点施設として館が広く見られ、そこで「館」が「庁」の機能を吸収したとし、10世紀以降に国司の館に政務の場が吸収されていったとした(鐘江

1994)。その一方で、政庁は「国によってはあるいは形態を変化させたり、移転しながらも施設としては存続した可能性も否定できない」（109頁）とした。

国庁と国司館を考える上では、『今昔物語集』に加えて、12世紀前半にまとめられた『朝野群載』の境迎の記載が問題となる（佐藤信監修2015）。

「境迎の事 官人・雑人等、例に任せて来向す。或る国は印鑑を隨身して参向し、或る国は官人・雑人等を引率して参会す。其の儀式は土風に随うのみ。参着の間、若し悪日に当たれば、暫く国庁に返し、吉日之を領す。」

『朝野群載』の「国庁」記載について、注釈では「国庁 本来的には、国府の中核をなす官舎。正殿の東西に脇殿を持つコの字形配置を基本型とし、国司の政務・儀式の場となった。ただし国務が国司館で執られるようになるのに伴い10世紀以降は廃絶に向かったと考えられているため、実態としては国司館を中心として再編成された国務執行機関を指すとみられる。『今昔』26-5では「庁」と「館」が同義で用いられており、国司館そのものを指す場合もあったと考えられる」（262頁）とし、「庁」は国司館を指す場合もあったとした。

一方で、国司館で10世紀以降、国庁が廃絶し政務が行われるようになるということに対して、佐藤宗諱は『将門記』や『尾張国郡司百姓等解文』988年の記載から、10世紀後半代までは庁と国司館は別の施設として機能しているとし、12世紀以降に庁と館の区別がなくなる点を重視した（佐藤宗諱1989）。

山口英男は10世紀に国庁が廃絶していくという考古学による説（山中1994）に対して、史料との関係で問題があるとした（山口1995）。承平2年(932)の『法曹類林』記載によれば、国衙雑色人が国庁内に座を占めていたこと、10世紀初頭に雑色人の国務従事の体制が確立し国衙機構構成員は従来より増加したことからすれば参入するために国庁建物の整備・拡張がなされた可能性を指摘した。さらに11世紀頃の様相を示すとされる『朝野群載』国務条々に新任国守の国庁着座のことが見えると、儀礼の場としての国庁自体は時代を下るまで存続していたと考えざるをえないとした。

吉田敏も、『朝野群載』や『尾張国郡司百姓等解文』から国庁は10世紀代には存続すること、国庁に代わって国司館で10世紀以降に政務が行われるようになったのではなく、すでに8世紀の段階から国司館で政務を処理する動きがあり、実質的な政務が国庁でなく国司館で行われるようになって国庁では儀礼化した政務が執り行われるようになっていき、国庁の衰退を招いたとした（吉田2008）。

加藤友康も国司館が政務処理の場になるのは、永延2年(988)の尾張国郡司百姓等解の中で10世紀末でも政務を行う「場」は国庁であるという意識が反映されているとし、『今昔物語』に記された伊豆守小野五友の館における文書作成と捺印から11世紀初め頃に国司の政務を館でとり行うことが常態化しているとした（加藤2022）。

田中広明は、考古学的検討を中心に館を検討し、9から10世紀にかけて国庁近傍の国司館が大形化し、政庁の相対的な衰退と共に任国経営の拠点となっていく、館は派遣官のための施設から在庁官人のための施設となり、「御館」（『今昔物語』）などと呼ばれ彼らの尊称ともなっていく。さらに11～12世紀にかけ国府政庁が無実化するに従い、それまでの国府外の地域にも関連施設が出現し、現実的な在地経営の拠点へと変貌していくとした（田中2003・2022）。

これまでの国庁と国司館に関わる先行研究をみると、論点の一つは『今昔物語』にみえる庁と館が同じものとされていることが、10世紀代まで遡るのかがである。

現在、『朝野群載』巻22「国務条々事」に記された国庁について、国司館を指すとみる説と国庁そのものを示す説に分かれている。この『朝野群載』の巻22「国務条々事」については、堀部猛氏から下記のように、国庁と国司館があることを前提に説明されているとご教示をいただいた。

「・第8条「境迎事」後段の「返国庁」を「国庁に返す」と読めば、「官人・雑任」などの在庁官人層は、「国庁」が彼らの職場であったと読める。

『朝野群載』「国務条々事」は、国庁と国司館があることを前提に説明されています。国庁が在庁官人らの執務の場であったことがうかがえます。これを考古学

的にどう評価するかは難しいところですが、「11世紀まで国庁・国衙が機能していた」との評価と、『朝野群載』の記載は矛盾しないように読めます。」

筆者は、諸国の国庁の多くが11世紀代まで存続している点から、『朝野群載』や『時範記』(1099年)に庁と記された施設は、国庁そのものを示すと考える。

国庁から国司館への移行説について

従来は定型化した国庁が10世紀以降に廃絶していくという説(山中1994)が有力な中で、その頃から政務の場が国庁から国司館が中心になっていくと理解することが多い。しかし、各地の国庁の調査成果によると、陸奥(多賀城)・常陸・伊賀国府で11世紀代まで存続している点から、11世紀まで国庁・国衙が機能していた国は少なくなかったとした(大橋2016・2018)。江口桂も10世紀後半～後葉に国庁が廃絶し、政治の場は国司館へ移行し国司の政治・経済活動の拠点になる一方で、国庁は儀礼の場として存続するとした(江口2017・2022)。

国庁の構造は10世紀前半から後半にかけて大きな変化があり、機能の変質が推定できる。正殿と両脇殿で左右対称のコの字形配置をとる定型的な配置が崩れ脇殿を欠くようになる。出羽国府(城輪柵)の政庁では井戸が設けられるなど構造が変わる。

国庁は、伊賀・常陸・陸奥(多賀城)・出羽・出雲・筑後国のように10世紀後半以降も存続し、11世紀前半から後半に終焉を迎える国が多い。

筑後国府では10世紀中頃から11世紀後半にあたるⅢ期国庁は正殿の左右に南北2棟の両脇殿を設けた定型化したもので、規模は一辺約140mと最大となる。隣接地で確認された四面廂建物が国司館とみられる。ここでは11世紀代まで国庁と国司館は隣接し、それぞれ独立した形で機能していた。この時期、筑後国府では分散して置かれていた実務的な諸施設も減少し、国庁と国司館地区に施設は集約化していた。その後、Ⅲ期国庁が廃絶後、その東側で東西方向の道路を挟んで、北側にⅣ期国庁、南側に館と考えられる施設が設けられ、12世紀後半まで国庁と館はそれぞれ別々の施設として設置されていた。

国庁は8・9世紀代には儀礼に加えて日常的な政務の場としても機能した。国庁地区で硯が数多く出土す

ること、下野国庁のように隣接地で多量の木簡が出土することも裏付けとなる(加藤1993)。10世紀前半以降において、脇殿を欠くような国庁の構造変化は、それまでの日常的な政務の機能が減少したことが推定できる。10世紀前半以降、国庁では日常的な実務的な機能が失われていき、儀礼化した政務を執り行う象徴的な儀礼的空間として11世紀前半まで多くの国で存続していた。加えて、施釉陶器を含めて土器が出土することから儀礼空間とともに饗宴の場としても機能していた。

これまで10世紀以降、国庁が廃絶し国司館が機能を引き継いで儀礼や政務の場となったとする点については修正が必要である。多くの国で国庁は11世紀以降も建物配置など構造を変えつつ存続し、実務的な機能を失いながらも、正殿を中心に儀礼の場となっていた。国庁は儀礼的空間として11世紀前半から後半代まで国司館とは別にあって機能した。館が儀礼や政務の場の中心になるのは、国庁廃絶後の11世紀後半以降とみられる。12世紀にまとめられた『今昔物語集』にみえる館のあり方を10世紀代にそのまま投影させることはできない。

小結

国府は中枢施設である国庁、行政実務を分掌する曹司・国司館・徭丁らの居所、民家などから構成された。国庁を中心に8・9世紀代と諸施設は広い範囲に分散的に置かれた。こうした構造が大きく変わるのは、10世紀以降であり、陸奥(多賀城)・下野・武蔵・筑後国府などで各所に置かれた実務的な曹司とみられる施設が減少するとともに、国庁や国司館周辺地区などに新たに小規模な施設が設けられ、官衙施設が集約していく傾向が認められる。ここで9世紀代までの分散的に置かれた曹司の機能を引き継いだ可能性が考えられる。一方、まだ10世紀前半には国庁の構造そのものは大きく変わらず、左右対称性を保ち定型化した国が多い。国庁は、それまでと同じく儀礼の場であったとみるが、日常的な行政実務がどの程度、行われたのか考古学的に検証することは難しい。文書作成に関わる硯は下野国府などで10世紀代まで出土している(田中2007、山口耕一2005)。多賀城では政庁と曹司から

硯が出土し、平安期のⅢ期(780~869)、Ⅳ期(869~10世紀中頃)では政庁地区からの出土が多く、ここで文書等作成業務が曹司地区よりも盛んに行われていた(生田2003)。

国府の変化について、山中敏史は郡衙を含めて10世紀が8世紀以来の律令国家の国・郡制による地方支配の大きな転換期であるとした(山中1994)。10世紀に国庁の基本構造が変化し、所在地が他所へ移転したとみられる事例が多くなるとし、国衙自体が象徴的画一的な地方行政機関から、実質的な地方支配の実務を担う機関へ変化したことを意味するものと考えた。加えて、10世紀になって郡衙が衰退あるいは消滅していく中で、国衙が郡衙の機能を吸収する形で、在地の諸条件に対応した多様な構造へと機構を改編し官衙施設の姿を変えていったと理解されている。郡衙が10世紀には衰退、消滅していくことは調査例が増えた現時点でも変わらない。

一方で、国府の実務を担った諸施設は、郡衙が衰退していく9世紀後半に拡充・活発化していくことが、筑後・武蔵・陸奥(多賀城)・筑後国府などで確認されている。国衙が郡衙の機能を吸収したのであろう(山中1994)。これは9世紀後期以降、国司受領化の進展に伴い、国司の行政機能が郡司や在地支配層に担われていくようになり、10世紀以降、郡司層を中心とする在地支配層が国司のもとに雑色人として国衙の実務を担い、国郡行政が一体化し、国郡の同一機構化が進化したことに関わるのであろう(山口英男1991)。

国府の構造が大きく変わるののは、国によって多少の違いがあるが、10世紀前半から後半である。国庁・国司館は存続するが、曹司が大きく減少していく。加えて、武蔵・下野国府で明らかになったように、国府域周辺に広く展開していた篠丁に関わる建物などは衰退・廃絶していく。

10世紀前半から後半以降、国庁や国司館地区において饗宴に用いたとみられる施釉陶器や土師器は数多く出土する一方、硯などの文書作成をうかがわせる遺物は少なくなっていく。11世紀以降は、儀礼的空間の国庁が中心になり、曹司・篠丁らの居所は衰退・消滅していく。

引用文献

- 飯沼賢司1981「王朝国家期の地方支配に関する一考察」『早稲田大学大学院文学研究科紀要 別冊7』早稲田大学大学院文学研究科
- 生田和宏2003「城柵官衙遺跡における陶硯の様相—多賀城跡を中心として—」『古代の陶硯をめぐる諸問題—地方における文書行政をめぐる—』奈良文化財研究所
- 江口桂2017「平安時代における国府の変容—武蔵国府を中心に—」『条里制・古代都市研究 32号』条里制・古代都市研究会
- 江口桂2022「平安時代における国府の変容—考古学の発掘調査から—」『古代国府の実像を探る 季刊考古学・別冊37』雄山閣
- 大橋泰夫2013「国分寺と官衙」『国分寺の創建 組織・技術編』吉川弘文館
- 大橋泰夫2016『国郡制と国府成立の研究』平成24年度~平成27年度科学研究費補助金(基盤研究(C)研究成果報告書)
- 大橋泰夫2018『古代国府の成立と国郡制』吉川弘文館
- 鐘江宏之1994「平安時代の「国」と「館」『城と館を掘る・読む』山川出版社
- 加藤友康1993「国・郡の行政と木簡—「国府跡」出土木簡の検討を中心として—」『木簡研究』15
- 加藤友康2022「国府の中の国司館—国庁と国司の館—」『山口県立大学学術情報 第15号』山口県立大学
- 鬼頭清明1986「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告 第10集』国立歴史民俗博物館
- 木下良1988『国府』教育社歴史新書
- 木村等1983「栃木・長原東遺跡」『木簡研究 第5号』木簡学会
- 木村等1999「下野国」『幻の国府を掘る 東国の歩みから』雄山閣
- 古川一明2024「政治拠点としての多賀国府—新たな拠点平泉との関係—」『岩手大学平泉文化研究センター年報 第12集』(財)栃木県文化振興事業団1986『下野国府跡寄居地区遺跡』栃木県埋蔵文化財調査報告78
- 佐藤宗諱1989「古代末期の国府」『国立歴史民俗博物館研究報告 第20集』国立歴史民俗博物館
- 佐藤信1997「宮都・国府・郡家」『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館
- 佐藤信監修2015『朝野群載 巻22 校訂と註釈』吉川弘文

館

重松敏彦 2005 「第8章第1節 大宰府の変容」 『太宰府市史通史編1』太宰府市

杉原敏之 2008 「大宰府政庁の終焉」 『九州歴史資料館研究論集33』九州歴史資料館

杉原敏之 2023 「大宰府政庁の改修」 『市史研究ふくおか』第18号』福岡市博物館市史編さん室

高橋透 2020 『多賀城施釉陶磁器』宮城県多賀城跡調査研究所資料V 宮城県多賀城跡調査研究所

田中広明 2003 『地方の豪族と古代の官人 —考古学が解く古代社会の権力構造』柏書房

田中広明 2007 「古代の官衙や集落と陶硯」 『財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団研究紀要 第22号』財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

田中広明 2022 「国府の施設—国司館を中心に—」 『古代国府の実像を探る 季刊考古学・別冊37』雄山閣

古尾谷知浩 2017 「国の「庁」とクラ」 『名古屋大学研究論集 史学63』名古屋大学文学部

古川一明 2024 「政治拠点としての多賀国府—新たな拠点平泉との関係—」 『岩手大学平泉文化研究センター年報 第12集』

松原弘宣 2014 「8・9世紀代における地方官衙の『所』」 『日本古代の支配構造』塙書房

山口耕一 2005 「栃木県内出土の陶硯 —円面硯を中心として—」 『古代東国の考古学 大金宣亮氏追悼論文集』慶友社

山口英男 1995 「平安時代の国衙と在地勢力—10世紀の国府・国衙—」 『国史学156号』国史学会

山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

吉田敏 2008 「国庁と国司館」 『今泉隆雄先生還暦記念論文集 社都古代史論叢』泉隆雄先生還暦記念論文集刊行会

2 古辞書と考古学的検討による国府所在地

平安時代の国府を考える上で、古辞書類の記載は所在地と移転を示唆している。これまで『和名類聚抄』・『伊呂波字類抄』・『拾芥抄』などの古辞書、国府地名や国分寺などの位置から検討が進められ、木下良によって総括された(木下 1986・1988)。木下は古辞書類間における国府所在郡の異同を手がかりに国府の移転関係を考え、発掘調査の成果と対照し、国府所在について検討した。その結果、国府所在について、『和名類聚抄』国名につく註(記)が最も古く10世紀前半頃、『和名類聚抄』郡名下註は国名につく註(記)より後で10世紀後半から12世紀前半までの間の早い時期、三卷本『色葉字類抄』は12世紀後半、『拾芥抄』は三卷本『色葉字類抄』以後として12世紀末から13世紀初め頃、十卷本『伊呂波字類抄』は13世紀中頃の状態を示すとした。10世紀前半に成立した『和名類聚抄』以前に、別史料から国府の移転があった国として山城・大和・出羽・但馬国などをあげた。また、発掘調査成果から肥前国府が佐嘉郡から『和名類聚抄』記載の小城郡に移転したとし、10世紀にかなりの国において国府が移転した可能性があると考えた。

古辞書類に記載された国府所在地は、10世紀前半以降の所在を示す。一方で、それ以前に国府移転があった国が推定できる例があるが、古辞書類だけでは知ることができない。また国府所在の記載は郡名であり、同郡内で移転があったとしてもわからない。古辞書類間の異同の成果として、もっとも古い『和名類聚抄』と『伊呂波字類抄』『色葉字類抄』『拾芥抄』との国府所在郡の違いについて、その間に国府移転が推定できることであるが、個々の国府がいつ移転したか明確にできない。古辞書類は国府所在地を検討する上で欠かせない史料であるが、古辞書等の記載を検討する上で考古学の果たす役割は大きい。

国府移転の事例

ここでは国府の所在地や移転について、発掘調査成果も踏まえて、所在地と移転について検討する。

・相模国

平安時代の所在地は、『和名類聚抄』記載や調査成果から大住郡にあたる平塚市域に求めることは異論がなく国分寺創建前の8世紀前半に大住郡に国府が設置されていたとみる意見が有力である(平塚市博物館2010、田尾2002)。国府は10世紀後半まで大住郡(平塚市域)にあった。余綾郡(大磯町)への移転の時期が問題である。平塚市域の遺跡の動態をみると、10世紀後半から11世紀にかけて大きな変化があり、11世紀に余綾郡に移転した可能性がある。古辞書記載から検討されたように、大住郡から余綾郡へ移転の可能性は高い。また現在、発掘調査で確認されている大住郡(平塚市内)の国府は8世紀初めまで遡らず、別の場所で創設された後、8世紀前葉に大住郡(平塚市内)に移転したとみられる。

・陸奥国

陸奥国府は、古辞書類に宮城郡と記され、これは多賀城にあたる。一方、考古学的成果によれば、当初の陸奥国府は郡山遺跡Ⅱ期官衙が第1次国府であり、720年前後に多賀城がそれを引き継ぎ、移転した第2次国府である。古辞書類が記す国府は10世紀前半以降の所在郡であり、それ以前、国府は名取郡の郡山遺跡Ⅱ期官衙から宮城郡の多賀城に移転した。

・出羽国

出羽国府の所在地については、秋田城に出羽国府が置かれたことがあったか否かをめぐる議論がある。天平5年(733)から9世紀初めの延暦年中の間、国府は秋田城にあったとみる説と出羽国府は一貫して出羽郡にあり、秋田に移転したことはなかったとする説とで決着をみていない(平川1977、今泉1995)。

古辞書類の記載では『和名類聚抄』に国府所在が国名下註「平鹿郡」と郡名下註「出羽郡」とそれぞれ異なり、三卷本『色葉字類抄』に2郡併記、十卷本『伊呂波字類抄』に平鹿郡のみ、『拾芥抄』に出羽郡のみとなっている。木下良は酒田市城輪柵、八森遺跡の発掘調査成果から9世紀から11世紀にかけて国府は出羽郡内に存在したとし、「三卷本『色葉字類抄』の2郡併記を文字通りに2国府並存と解すれば、『和名類聚抄』成立の当時から、その状態にあったとすることもできよう」とし、平鹿郡にも国府が並存していた可能性を考える(木下1986)。

現在、出羽国府については、『日本三代実録』仁和3年(887)五月条に、出羽郡井口の地に所在と記され、酒田市城輪柵跡に比定されており、同年に水害を避けるため「旧府近側高敵之地」に移された出羽国府が八森遺跡とされている(小野1997・2008)。

『和名類聚抄』に国府所在が国名下註「平鹿郡」と郡名下註「出羽郡」とそれぞれ異なる。平鹿郡にも国府が並存したという説もあるが、平鹿郡に国府が置かれた考古学的な証拠はなく、古辞書の平鹿郡記載の意味は不明である。また城輪柵跡に移転する前、8世紀代の出羽国府の所在地も不明である。

・越中国

古辞書の記載で二つの郡名記載のある国については時期の違いを示すとみられている(木下1986)。この中で国府の状況がわかっているのが、越中国府である。大東急記念文庫本『和名類聚抄』では、国名につく註(記)に射水郡と郡名下註に礪波郡が国府所在とあり、20巻本と名古屋市本『和名類聚抄』には射水郡となっている。三巻本『色葉字類抄』には「礪波国府」「射水府」と記され、10巻本『伊呂波字類抄』『拾芥抄』には射水郡のみとなっている。

越中国府は、国庁はみつかっていないが、射水郡の伏木台地上に8世紀以降、平安時代11世紀代まで機能していた可能性が高く、国府が移転したことを示す考古学的な証拠はない。礪波郡の国府候補地の手がかりも乏しく、大東急記念文庫本『和名類聚抄』の礪波郡記載の実態については不明である。

・加賀国

加賀国府は、『和名類聚抄』国名につく註(記)と『拾芥抄』および10巻本『伊呂波字類抄』は能美郡とし、東急本「和名抄」の郡名下註と三巻本『色葉字類抄』は加賀郡となっている。木下良は古辞書類の記載からまず能見郡に置かれた後に、平安中・後期の一時期に国府が加賀郡に移ったが、また能美郡に復したとした(木下1986)。11・12世紀については能美郡に国府が置かれていたと考えられるが、立国時に能美郡と確定しておらず、国府が加賀郡に所在したか否かは不明となっている。

・越後国

古辞書等の所在郡はすべて頸城郡となっている。越後国府は奈良時代前半から10世紀後半代まで、頸城郡の上越市今池遺跡・子安遺跡周辺にあり、同郡内で11世紀代に伝至徳寺跡周辺に移転したと推定される。越後国建国時点の8世紀初めには沼垂郡に国府は置かれ、後に頸城郡に移転している。

・但馬国

古辞書等の所在郡は全て気多郡となっているが、他の史料と考古学的成果から国府は三遷したと考えられる。延暦23年(804)に気多郡高田郷へと移転した第2次国府は祢布ヶ森遺跡一帯にあった。移転前の国府所在地は不明だが、同じ気多郡内が有力である。第2次国府(祢布ヶ森遺跡一帯)は10世紀後半には別地点に移転した可能性が高く、同郡内の国府地区が想定されているが、移転後の実態は不明である。

・備後国

備後国府は、古辞書の『和名類聚抄』『伊呂波字類抄』『色葉字類抄』『拾芥抄』に葦田郡と記されている。府中市街地における発掘調査によって、備後国府は7世紀末頃から葦田郡に設置され、その後も移転することなく機能した(府中市教育委員会2016)。

・肥前国

国府所在郡は、『和名類聚抄』は郡名下註で小城郡とし、『色葉字類抄』『伊呂波字類抄』は佐嘉郡、『拾芥抄』には記載がない。肥前国府跡は佐嘉郡に入る佐賀市で国庁跡が確認されている。古辞書類との問題点は、国府が8世紀以降、10世紀代まで佐嘉郡内にあったにも関わらず、『和名類聚抄』には佐嘉郡ではなく小城郡とし、より新しい『色葉字類抄』『伊呂波字類抄』に佐嘉郡とある点である。小城郡においては国府を推定する地名、関係社寺もないことから国庁発掘前から郡界移動説や移転説があった。木下は佐嘉郡から一時期、小城郡に移転した可能性を考えた(木下1986-242頁)。一方、肥前国庁は8世紀前半から10世紀代まで存続し、この間に移転していない。移転があった場合、11世紀以降を示すことになるが、現状では小城郡に移転した証拠はみつからない。

・肥後国府

肥後国府は古辞書類の記載から移転が指摘されてきた。木下良は託麻郡・益城郡・飽田郡の順に移転

したと考えた(木下1986)。発掘調査によって8世紀から9世紀後半代まで、飽田郡の二本木遺跡が国府であったとみられる。したがって10世紀前半頃を示すとされる『和名類聚抄』記載の託麻郡に先行して、まず飽田郡に置かれ、後に託麻郡・益城郡に移転し、最後の中世段階で飽田郡にあった可能性もあるが、10世紀以降の実態は不明である。

・豊前国

古辞書類は、すべて国府は京都郡となっているが、国分寺や総社などが仲津郡にある点を根拠とし郡界の変更や国府の移転が推定されてきた(豊津町1997、木本2004)。

現在、発掘調査成果から豊前国府がまず仲津郡域の福原長者原遺跡に置かれ、その後、約1.6km離れたみやこ町国作の豊前国府跡付近に奈良時代のうちに移転した可能性が高い(行橋市2016、亀田2017)。古辞書類の『和名類聚抄』、『伊呂波字類抄』、『色葉字類抄』、『拾芥抄』は、すべて京都郡の記載となっているが、豊前国府は7世紀末から8世紀初めには仲津郡域の福原長者原官衙遺跡で成立し、その後、8世紀中頃に同郡内にあたる、豊前国府跡周辺に移転し12世紀まで存続した可能性が高く、古辞書の記載とは合わない。

・日向国

発掘調査によって国府は児湯郡にあり、国庁が7世紀末頃から10世紀後半まで機能した。11世紀代の様相が不明であるが、11世紀後葉以降の遺構や遺物(中国陶磁器類)から、これ以降、古代末から中世には同じ場所にあったと推定される。『和名類聚抄』に児湯郡とあり、三卷本『色葉字類抄』が「児湯国府」「那珂府」の2郡を併記する点から、木下良は、国府に対して府と記された国衙機能の一部が一時期那珂郡に置かれたが、後にはすべて児湯郡に復したとし、那珂郡への分置の時期は11・12世紀と考えた(木下1986)。那珂郡において国府に関わる考古学的な成果はまだなく、11世紀代に移転があったのかを含めて不明となっている。

小結

古辞書類に記載された国府所在地と移転の問題について、考古学的成果を踏まえて検討した。ここで国府所在地について、古辞書記載と考古学的成果と

の対応を整理する(表2)。

古辞書記載前の国府移転

10世紀前半頃の『和名類聚抄』に先行する、8・9世紀代の国府所在地の場合、移転していることが、発掘調査の成果からわかるのが、伊賀・伊勢・相模・陸奥・出羽・越後・但馬・伯耆・豊前国である。8世紀前半(伊勢・相模・陸奥・越後・伯耆・豊前)と8世紀末から9世紀初め(伊賀・伊勢・出羽)にまとまる。また、肥後国府は10世紀前半頃を示す『和名類聚抄』に託麻郡と記載されたが、当初は飽田郡の二本木遺跡にあった。

古辞書間で所在郡が異なる国

『和名類聚抄』とそれより新しい状況を示すとされる三卷本『色葉字類抄』、10巻本『伊呂波字類抄』、『拾芥抄』との国府所在郡の違いを示す国(相模・出羽・越中・佐渡・肥前・肥後)について、木下良は国府移転を示すとした(木下1986)。このうち相模国府では大住郡から余綾郡へ10世紀後半以降に移転している可能性が高く、古辞書の記載と矛盾しない。他の国については不明な状況にある。史料には見えないが、相模国府は8世紀前葉にも移転していた可能性が高いが、当初の場所は不明である。

古辞書記載の違い

志摩・飛騨・出羽・加賀・越中・備前国の6国は、『和名類聚抄』に国名につく註(記)と郡名下註があるが、国府所在地については考古学的には不明な点が多く、2種の違いの理由はわからない。木下良は三卷本『色葉字類抄』に見る国府所在の2郡併記の出羽・越中・備前・日向・大隅の場合、国府と府とが併置される状態にあったのではないかとしたが、考古学的には国府と府という形での併置の実態について確認できない。

古辞書記載で移転が認められない国

古辞書類や他の史料に移転の記載はないが、考古学的成果からみると伊賀・鈴鹿・上野・下野・陸奥・筑後・肥後・豊前国では、同郡内もしくは別の郡から移転したとみられる。

伊賀国ではみつかっている国府は9世紀代から始まるので、それ以前は別の場所にあったが不明である。上野国府も古社寺や地名から有力視されていた

地区は8・9世紀代は群馬郡衛正倉院であり、10世紀以降に国府城内となっており、それ以前の国府がどこにあったかは不明である。一方、下野国では7世紀末から10世紀後半までの国府は発掘調査で解明されているが、地名などから同じ都賀郡内で移転した可能性が高い。

武蔵・常陸・備後・出雲・讃岐国では、国府は7世紀末頃から古代末までほぼ同じ場所を踏襲していた。古辞書では同郡内で移転した場合、移転の有無は不明だが、考古学的成果によると筑後国府のように同じ郡内で移転した国もあった。また、古辞書に別郡に移転を示すことはみえないが、発掘調査の成果によって、10世紀以降、遠江・下野・越後・但馬国でも移転があったと考えられる。明確な移転時期は不明だが、10世紀後半から11世紀以降と考えられる。伊予・土佐国府について、古社寺や地名から有力候補地となっている場所は奈良時代の遺構・遺物から明確に国府の存在を示すものが少なく、別の場所から移転した可能性も考慮しておく必要がある。

国府移転の時期

国府移転は、まず8世紀前葉から中葉にあり、近江・陸奥・相模・越後・伯耆国である。その後、8世紀末から9世紀初めの伊勢・伊賀・但馬国、もっとも多いのは10世紀後半から11世紀以降で、下野・遠江・相模・越後・但馬国が挙げられる。この時期、筑後国も同郡内で移転している。

国府は移転する場合が多かった。木下良は国府移転について平安時代中期と中世以降の2度の画期を想定し、一つは10世紀以降として「平安中期以降の律令衰退・崩壊期にかけては、国府は機能の変遷に応じて規模も縮小され、律令盛行期以来の国府形態の維持には困難を来すようになっていたので、各種の災害を契機として、国府の移転が多く行われるようになった」とし、もう一つは中世以降をあげて、「中世以降は国府の存在そのものが固定的ではなく、有力在庁や守護所との勢力関係などによって移転することも多くなり、災害が特に国府移転の事由となることもなかったものと考えられる」とした(木下1976-21頁)。

国府移転は、10世紀後半から11世紀以降に多い。

出羽国府のように水害を避けるために災害によって移転し災害が移転の契機となった国もあるが、8世紀前葉と10世紀後半から11世紀という、国郡制に基づく地方支配の整備時期と変容の時期にあたる国が多い点からみると、国府移転の理由としては地域支配と関わる政治的な動向との関わりが深い。

古辞書で別の郡に移転したとされる国のうち、相模国府は考古学的にも古辞書と矛盾しないことが明らかになりつつある。一方、古辞書から国府移転が推定できる国の多くは実態が不明な場合が多い。この要因として、三卷本『色葉字類抄』は12世紀後半、『拾芥抄』は三卷本『色葉字類抄』は12世紀末から13世紀初め頃、十卷本『伊呂波字類抄』は13世紀中頃の状態を示すようであり、古代国府の構造と大きく変わった時期であり、移転先の施設が考古学的に把握しづらい構造になっていることが考えられる。

引用文献

- 今泉隆雄1995「秋田城の初歩的考察」『律令国家の地方支配』吉川弘文館
- 小野忍1997「城輪柵遺跡」『日本考古学会1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本海』
- 小野忍2008「城輪柵遺跡の調査と保存(2)」『環境』21号 庄内測量設計舎
- 亀田修一2017「豊前国府の成立」『シンポジウム豊前国府誕生 福原長者原遺跡とその時代資料』行橋市教育委員会
- 木下良1976「災害による国府の移転」『歴史地理学紀要18』21頁 歴史地理学会
- 木下良1986「古辞書類に見る国府所在郡について」『国立歴史民俗博物館研究報告 第10集』国立歴史民俗博物館
- 木下良1988『国府』教育歴史新書 教育社
- 木本雅康2004「国府と郡家」『行橋市史 上巻』行橋市史編纂委員会
- 田尾誠敏2002「相模国府と律令制下の物流」『日々の考古学2』豊津町史編纂委員会1997『豊津町史 上巻』
- 行橋市教育委員会2016『福原長者原遺跡』
- 平川南1977「出羽国府論」『宮城県多賀城跡調査研究所研究紀要IV』
- 平塚市博物館2010『検証相模国府』
- 府中市教育委員会2016『備後国府関連遺跡1-第2分冊-』

表2 古辞書にみる国府所在郡と考古学的成果 (木下良1988『国府』、和名類聚抄名古屋市本から作成)

	国名	20巻本『和名抄』		大東急文庫本『和名抄』		名古屋市本『和名抄』	三巻本『色葉字類抄』	十巻本『伊呂波字類抄』	『拾芥抄』	調査による所在郡	存続時期など	
		国名下注	郡名下注	国名肩注	郡名下注	郡名下注						
畿内	山城	河陽離宮を国府と為す		河陽離宮		河陽離宮を国府と為す(国名下注)	乙訓府	乙訓府	乙訓			
	大和	高市		高市		高市府	高市府		高市			
	河内	志紀		志紀		志紀府	志紀府		大泉			
	和泉	和泉		和泉		和泉府	和泉府	和泉府	和泉			
	摂津	職を停め国となす				西生府	西成府	西成府	西生			
東海道	伊賀	阿拝	阿拝	阿拝	阿拝	阿拝郡府	阿拝国府		阿拝	阿拝	8c末-11c(8c代は別地点)	
	伊勢	鈴鹿	鈴鹿	鈴鹿	鈴鹿	鈴鹿国府	鈴鹿府	鈴鹿府	鈴鹿	鈴鹿	8c中-9c(8c前と10cは別地点)	
	志摩	英虞	英虞	英虞	答志	英虞府	答志府	英虞府	英虞			
	尾張	中島	中島	中島		中嶋府	中嶋府	中嶋府	中嶋			
	三河	宝飯	宝飯	宝飯	宝飯	宝飯国府	宝飯府	宝飯府	宝飯	宝飯	8c-11c	
	遠江	豊田	豊田	豊田	豊田	磐田府	豊田国府	磐田府	磐田	磐田	8c-10c後半(同郡内に移転)	
	駿河	安部	安部	安部	安倍	安倍府		安倍府	安倍			
	伊豆	田方	田方	田方		田方郡府		田方府	田方			
	甲斐	八代	八代	八代	八代	八代府	八代府	八代府	山代			
	相模	大住	大住	大住	大住	大住国府	大住国府	余綾府	大住	大住	8c-10c(11c以降、余綾郡移転)	
	武蔵	多磨	多磨	多磨	多磨	多磨府		多磨府		多磨	8c-12c	
	安房	平群	平群	平群	平群	平群郡府	平群国府	平栗府	平群			
	上総	市原	市原	市原	市原	市原郡府	市原府	市原府	市原			
	下総	葛飾	葛飾	葛飾	葛飾	葛飾郡府	葛飾府	葛飾府		葛飾	8c-	
	常陸	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城国府	茨城府	茨城府	茨城	茨城	8c-11c	
東山道	近江	栗本	栗本	栗太	栗太	栗太府	栗太国府	栗太府	栗太	栗太	8c中-	
	美濃	不破	不破	不破	不破	不破国府	不破府	不破	不破	不破	8c-	
	飛騨	大野	大野	益田	大野	大野府	益田国府	大野府	大原			
	信濃	筑摩	筑摩	筑摩	筑摩	筑摩府	筑摩府	筑摩府	筑摩			
	上野	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬府	群馬府	群馬府	群馬			
	下野	都賀	都賀	都賀	都賀	都賀府	都賀府	都賀府	都賀	都賀	8c-10c代(11c:同郡内で移転)	
	陸奥	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城府	宮城府		宮城	名取-宮城	8c初(郡山官衙)8c前(多賀城)	
	出羽	平鹿	出羽	平鹿	出羽	出羽府	平鹿府 出羽府	平鹿府	出羽	出羽	9c-11c(8cは別地点)	
	北陸道	若狭	遠敷	遠敷	遠敷		遠敷郡府	遠敷国府	遠敷府			
		越前	丹生	丹生	丹生		丹生国府	丹生府	丹生府			
加賀		能美	能見	能見	加賀	能見府	加賀府	能見府	能見			
能登		能登	能登	能登	能登	能登府	能登国府	能登府	能登			
越中		射水	射水	礪波	射水	射水府	礪波国府 射水府	射水府	射水	射水	8c-11c	
越後		頸城	頸城	頸城	頸城	頸城郡府		頸城府	頸城	頸城	8c中-	
山陰道	佐渡	雑太	雑太	雑太	雑太	雑太府	雑太府	羽茂府				
	丹波	桑田	桑田	桑田	桑田	桑田郡府	桑田国府	桑田府	桑田			
	丹後	加佐	加佐	加佐	加佐	加佐郡府	加佐国府		加佐 与謝			
	但馬	気多	気多	気多	気多	気多府	気多国府	気多府	気多	気多	9c-	
	因幡	法美	法美	法美	法美	法美府	法美府	法美府	法美	法美	8c-11c	
	伯耆	久米	久米	久米	久米	久米府	久米府	久米府	久米	久米	8c-11c	
	出雲	意宇	意宇	意宇	意宇	意宇府	意宇府	意宇府	意宇	意宇	8c-12c	
	石見	那賀	那賀	那賀	那賀	那賀府		那賀府	那賀			
	隠岐	周吉	周吉	周吉	周吉							
	山陽道	播磨	飫磨	飫磨	飫磨	飫磨	飫磨府	飫磨府	飫磨府	飫磨	飫磨	8c-10c
美作		苦東	苦東	苦東			苦東府	苦東府	苦東	苦東	8c-11c	
備前		御野	御能	上道	御野	御野府	上道国府 御野府	御野府	御野			
備中		賀夜	賀夜									
備後		鞆田	鞆田	鞆田	鞆田	鞆田府	鞆田府	鞆田府	鞆田	鞆田	8c-12c	
安芸		安芸	安芸	安芸	安芸	安芸府	安芸府	安芸府	安芸			
周防		佐波	佐波	佐波	佐波	佐波府	佐波府	佐波府	佐波	佐波	8c-12c	
長門		豊浦	豊浦	豊浦	豊浦	豊浦府	豊浦府	豊浦府	豊浦			
南海道	紀伊	名草	名草	名草	名草	名草府	名草国府	名草府	名草			
	淡路	三原	三原	三原	三原	三原府	三原府	三原府	三原			
	阿波	名東			名西	名西府	名東府	名東府	名方	名方(名東)	8c-11c	
	讃岐	阿野	阿野	阿野	阿野	阿野府	阿野府	阿野府	阿野	阿野	8c-12c	
	伊予	越智	越智	越智			越智府	越智府	越智			
西海道	土佐	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡府	長岡国府	長岡府	長岡			
	筑前	御笠	御笠	御笠	御笠	御笠国府	御笠国府	御笠国府	御笠			
	筑後	御井	御井	御井	御井	御井府		御井府	御井	御井	8c-12c	
	豊前	京都	京都	京都			京都府	京都府	京都	仲津	8c前半(福原長者原官衙遺跡)8c後-11c(豊前国府跡)	
	豊後	大分	大分	大分	大分	大分府	大分府	大分府	大分			
	肥前	小城	小城	小城	小城	小城府	佐嘉国府	佐嘉国府	佐嘉	佐嘉	8c-10c代	
	肥後	益城	益城	益城	飽田	飽田府	飽田国府	飽田府	飽田 益城	飽田	8c-9c代	
	日向	児湯	児湯	児湯	児湯	児湯府	児湯国府 那珂府	児湯府	児湯	児湯	8c-10c代	
	大隈	桑原	桑原	桑原	桑原	桑原国府 曾於或	桑原国府 曾於府		贈於			
	薩摩											
	志岐嶋	石田	石田	石田	石田	石田府	石田国府	石田府	石田			
	対馬嶋	下県	下県	下県	下県	下県府	下県府	下県府	下県			

はじめに

10世紀になると、国衙では国庁の基本構造が変化する例や、所在地が他所へ移転したとみられる例が多くなる。また郡衙は10世紀にはほとんどが衰退・消滅する。山中敏史氏は国衙・郡衙遺跡にみられるこうした変化に基づき、8世紀以来の律令国家の国・郡制による地方支配が大きく転換する画期を10世紀代に求めた(山中1994)。一方、山中氏は、大宰府や多賀城では旧来の左右対称の政庁構造が10世紀代にも存続していることから、上述した国衙の変容や郡衙の衰退が、ただちに律令国家そのものの解体を意味するものではないとし、国衙・郡衙にみられる画期の要因について、「具体的に論じ得ない」としながらも、各地域の諸条件の差異に対応した土着化した支配システムへ移行したことの表れとする見方を示している。

本報告では、近年までに調査が進化した陸奥国府多賀城と南部諸郡の遺跡を取り上げ(第1図)、地方官衙の転換期である10世紀の様相について、事例に即して具体的に検討を加えたい。

1. 陸奥国府多賀城の変容

多賀城は従来、10世紀後葉には衰退したと考えられてきた。しかし近年までの調査成果と、土器類の編年の見直しによって、政庁の建物群は11世紀前半まで存続したとみられるようになった(古川2007、宮城県多賀城跡調査研究所2010)。また、城内の実務官衙域でも貿易陶磁器を含む10～13世紀の遺物が出土することから、古代から中世に至る国府機能の継続が指摘されている(古川2011a・b)。

以下では、多賀城および陸奥国府として把握される周辺の関連遺跡の動向を整理する。

(1) 陸奥国府多賀城の概要

多賀城跡は、仙台平野北端の低丘陵地に位置し、標高4～52mと起伏に富んだ丘陵と、その周囲の沖積地にかけて立地する。築地堀と一部材木堀によって、最大で南辺が約870m、東辺が約1050m、北辺が約870

m、西辺が660mの不整形方形に区画し、その中央やや南寄りに政庁を、政庁周囲の丘陵尾根上にさまざまな実務官衙を配す(第2図)。実務官衙は沢や谷で画され地形的に独立した6つの地区に分かれ、政庁南東側に城前官衙、東側に作貫官衙、北東側に大畑官衙、北側に六月坂官衙、西側に金堀官衙、南西側に五万崎官衙が位置している。区画は各辺に櫓が附属し、南・東・西・西北に門が開く。城内は政庁南門—外郭南門間は政庁南大路、外郭東門—西門間を東西道路が結び、外郭南門から城外へ出て、南に広がる微高地へ向けて南北大路が延びる。

城外の南東側約200mの独立した台地上に立地する館前遺跡では、四面廂付掘立柱建物を中心とする国司クラスの館とみられる建物群が確認されている(第3図)。また城外の西側には名古屋川・砂押川の氾濫原が広がり、南正面から西側にかけては七北田川によって形成された東西に長い微高地が広がる。この微高地上に立地する山王遺跡・市川橋遺跡には、南北大路と東山道である東西大路を基軸に1町四方の方形に土地を区割りした方格地割による街区が、最大で東西約1,500m、南北約800mの範囲に広がっている。方格地割内には国司館とみられる建物群や庭園遺構、郡の施設とみられる建物群や、官人層や農民層・工人などの居宅と考えられる建物群が配されている。なお、多賀城前面の方格地割外でも西へ延びる東山道沿いでは中国産や国産の陶磁器類、袴帯金具や石帯の出土する範囲が長く続く。

多賀城の変遷は、政庁の遺構期区分を基軸に、第Ⅰ期：養老・神亀頃(717～728)～8世紀中頃、第Ⅱ期：8世紀中頃～宝亀11年(780)、第Ⅲ期：宝亀11年(780)～貞観11年(869)、第Ⅳ期：貞観11年(869)～11世紀前半の4時期に区分されている。第Ⅰ期は多賀城創建の契機となった養老4年の蝦夷反乱以後、多賀城碑にみえる神亀元年頃、第Ⅱ期は多賀城碑にみえる藤原朝鑑による修造の前後から伊治公皆麻呂の乱によってこの時期の施設が焼失するまで、第Ⅲ期は伊治公皆麻呂の乱後に復興した施設で貞観11年の陸奥

国大地震で被災するまで、第Ⅳ期は陸奥国大地震後の復興から多賀城の廃絶までである。

城内の実務官衙も地区毎に遺構変遷が捉えられるとともに、政庁の変遷を軸として対応関係が整理されている(第1表)。特にⅢ期に城内の官衙が拡充されている点が指摘されている。南側の方格地割についても、東西・南北大路は多賀城第Ⅱ期に遡る可能性があるが、大路を軸に方格地割に基づく街並みが形成されるのは第Ⅲ期からである(第4図)。蝦夷との戦乱を経た8世紀末以降、9世紀にかけて、国府全体が再整備されたと考えられる。

山中敏史氏は、国の行政機関の中樞をなす政庁の一院を「国庁」、その周辺に設けられた実務官衙(「曹司」)やそれらの施設の汎称として「国衙」、国衙関係の諸施設が営まれた地区の広がりを含む概念として「国府」の語を用いる(山中1994・2004)。この考えに従えば、多賀城では政庁が国庁、外郭で囲まれた城内の実務官衙を含む範囲が国衙、またこれら国衙の施設を含み、前面の方格地割内に国司館や国衙で使役される役人や篠丁らの宿舍や兵舎などが配されて街並みを形成する範囲を国府と捉えることもできる。ただし国衙関係の施設は、外郭の外側にも配されたと考えられる。以下では外郭の内側を「城内」、外側を「城外」と呼ぶ。外郭施設は他の国府にない特徴で、城柵には一般的にみられることから、後者の性格と関わり、多賀城の鎮守府としての機能と対応するものと考えてよい。

(2) 国府多賀城の変容

多賀城の変遷のなかで最終段階に当たる第Ⅳ期は9世紀後半から11世紀前半におよび、多賀城の遺構期のなかで最も長期にわたる(第5図)。政庁は、貞観地震直後にあたるⅣ-1期に、Ⅲ期に存在したのと同じ建物構成で復興されるが、続くⅣ-2期には後殿の後方左右と北辺築地の外側に接して掘立柱建物が増え、新たな機能が付与される。さらに後続するⅣ-3期は、東西両脇殿が2面廂付建物に改修され、正殿と東西脇殿の配置が維持される一方、政庁の区画北西部で掘立柱建物が5時期の変遷を示し(a~e期)、一部で建物配置の左右対称性が崩れる。また、十和田a火

山灰が築地崩壊土の上面に堆積していることから、10世紀前葉には政庁を区画する築地塀の崩壊が進んでいた。正殿と東西脇殿からなる政庁南側の主要な空間が維持され、政庁内での中国陶磁器や同時期の土器(第7図)の使用から、政庁は11世紀前半まで機能したとする考えに対し(村上2024)、井戸・溝・土坑など少数の遺構が存在するものの、築地塀の崩壊が進むなど政庁の荒廃がみられることから、国府に関わる施設が11世紀まで継続したかは不明とする見方もある(千葉2014)。

外郭施設については、貞観地震の復興として南辺が広範囲に改修されており、十和田a火山灰降下以降にも材木塀などの改修が確認されているが、終末まで維持された形跡は認められない。

城内の実務官衙では、城前官衙・作貫官衙・六月坂官衙は9世紀後半まで官衙施設が維持されるが、10世紀になると建物数の減少や建物の構成・配置に変化がみられる。一方、大畑官衙では、10世紀以降に四面廂付建物など大型建物が見られるようになる(第6図)。五万崎官衙でも10世紀以降の四面廂付建物にはじまる掘立柱建物7棟分が重複して確認され、計画的に配置された建物群の存在が明らかになっている(第8図上)。後者では緑釉陶器輪花碗や平安宮の儀式などで使用されたことが想定される白色土器が出土し(第8図下)、儀式や饗宴に関わる機能が指摘されている。これら10世紀以降に新たに機能した実務官衙も、終末期である11世紀前半まで維持されたことが確実なものはない(註1)。ただし、古川一明氏は城内各地から貿易陶磁器を含む10~13世紀の遺物が断絶なく出土していることを指摘し(第10図)、国府機能の存続を想定している(古川2011a・b)。なお、城内の道路は政庁南大路が11世紀末頃、東西道路が10世紀中頃に廃絶したと考えられている。

城外については南東約200mの台地上に位置する館前遺跡で9世紀頃の四面廂付建物を含む6棟の掘立柱建物跡が確認され、国司の館と考えられている(第11図右下)。城下の方格地割については、9世紀中葉~10世紀前半頃の方格地割Ⅱ期に街区がもっとも拡大したと考えられ、10世紀後半の方格地割Ⅲ期には、縁辺部から次第に地割が廃絶していったと想定され

ている（高橋 2024）。この頃には湿地化する地区が現れ、東西大路東道路の南側の地区では 10 世紀以降の遺構はほとんど確認できなくなるという。北 1 西 3 区（第 11 図上）や南 1 西 2 区では 9 世紀中頃や後半の国司館の遺構が確認され、北 1 西 7 区（第 11 図左下）では 10 世紀前半頃の国守館の遺構がみつきり、中国産や国産の陶磁器類が出土しているが、城内のように 10 世紀後半以後の継続を確認できない（註 2）。

多賀城と方格地割内（山王・市川橋遺跡）の廂付建物に検討を加えた高橋透氏によれば、10 世紀を境に多賀城で廂付建物が減って山王・市川橋遺跡で増加する現象がみられるという（高橋 2016）。その解釈を高橋氏は保留しているが、方格地割の拡大と軌を一にして地割内の施設が充実化したことは指摘できよう。ただし、これらの施設が廃絶してもなお、政庁が維持されたとみられることを考えれば、政庁から地割内の館へ政務・儀式の場が変化したというよりも、城内の実務官衙を中心とする国衙機構の一部が方格地割の整備された城外へ展開したとみることも可能であろう。また、それらも 10 世紀期後半には衰微しており、古川一明氏は 10 世紀前半まで方格地割に構成されていた国衙が、10 世紀後半以降は多賀城の城内に吸収されたとみている。

12 世紀以降になると、城内の政庁南大路のうち政庁から南に下るスロープや階段が雛段状に造成され、各平場に掘立柱建物や井戸が設けられるようになる。作貫地区では平場の周囲に土塁と空堀を巡らした区画が形成され、12～16 世紀頃の陶磁器が出土している。大畑官衙でも溝を巡らした区画から、12 世紀後半の陶磁器が出土している。

出土遺物から国府機能の継続を想定する古川氏に対し、千葉孝弥氏は 12 世紀以降の遺構・遺物が城内の各地区で発見されているが、それらは 8 世紀以降、10 世紀まで続く古代多賀城のそれとは様相を大きく異にすることを指摘している（千葉 2014）。古川氏も 10 世紀までの国衙の実務官衙施設がそのまま引き継がれたのではなく、11～12 世紀には留守処や在庁居館へと変質したと考えている（古川 2011 a・b）。そうした中、政庁の正殿・脇殿からなる儀礼空間は古代以来のそれが 11 世紀前半まで維持されたと考えられる。

古代国家の権威を示した多賀城政庁の象徴性だけが存続し、国衙機構の実態的な機能を担った施設は、この間の地方支配の変容に伴って、再編が行われたのであろう。

なお、方格地割では、城内のように 12 世紀になっても人々の活動が継続ないし再開された様子はない。12 世紀初頭頃にピークを迎える海水準の上昇に伴う環境の悪化が、城外への国府機能の拡散を妨げた可能性が指摘されている。

その後、12 世紀末～13 世紀にかけては、出土遺物にみられる多賀城内の優位性は失われ、国府の中心は七北田川流域に広がる新田遺跡や洞ノ口遺跡など、この時期以降に遺構・遺物の増加する多賀城から西の地域の遺跡へと移動したと考えられる。後者で確認されている屋敷群は官衙的施設としての特徴は認められないが、国衙における「所」の実務を分担した在庁官人の「館」として、多賀国府を構成する施設と考えられている（千葉 2022）。

（3）土器廃棄遺構と宴会儀礼

ところで、10 世紀以降の古代末期において須恵系土器の一括廃棄遺構が特徴的にみられ、土器の大量消費を伴う王朝国家的な宴会儀礼との関連が指摘されてきた。古川一明氏は、9 世紀までの土器廃棄遺構では土器以外の遺物や坏・高台坏以外の器種が多く含まれるのに対し、10 世紀以降のそれは須恵系土器坏・高台坏類を一括廃棄している点で異なるとし、前者に日常的な食膳具による饗宴、後者に須恵系土器＝儀式専用の土器を用いた饗宴を想定して、両者の明確な相違を指摘する（古川 2011 a）。

従来、こうした宴会・儀礼が確立する画期を 10 世紀とし、それが 12 世紀の平泉段階まで連続するとする見方が示されてきた（飯村 1998、古川 2011 a・b）。これに対し、近年、館内魁生氏は、多賀城周辺と胆沢城周辺の一括廃棄遺構を集成し、出土した土器の数量や年代、遺構の分布、出土遺構の性格や出土状況などから多角的な分析を加え、10 世紀～12 世紀にわたる土器廃棄遺構の時期による性質の相違を捉えている（館内 2021）。すなわち、多賀城周辺における土器廃棄遺構は、10 世紀には城下一帯に広がるのに対し、11

世紀には宴会・儀礼の場が城内に集約され、政庁内でも一括廃棄が行われるようになる。また11世紀には1遺構あたりの食膳具数も急増し、宴会・儀礼の大規模化、活発化がうかがえるという。また館内氏は、12世紀になると多賀城では大規模な一括廃棄が行われなくなり、それ以前の廃棄の在り方が引き継がれないことを指摘する。総じて、これまで古代から中世への連続性が強調されてきた一括廃棄行為は、多賀城においては10世紀からの宴会・儀礼が城外から城内へ場と規模を変えながら11世紀に存続するが、12世紀との間には不連続性がみられることになる。11世紀に前後の時期との画期を見出せることは、この時期に土器食膳具の構成が変化し、大小の器からなる「中世的土器様式」が成立する(井上1997)土器自体の変化とも対応する。

このようにみえてくると、土器の一括廃棄行為にみられる推移は、前述した古代以来の国府多賀城に関わる施設の消長とも関連するとみることができる。従来、国府としての多賀城は10世紀中頃で廃絶したとされ、廃絶前の10世紀前半には広く城内の国司館などで宴会・儀礼が行われたことから、政庁から館へと政務・儀式の場が移ったと考えられてきた。近年では出土土器・陶磁器の年代観が見直され、国府機能の中世への連続性を捉える見方も可能となった(宮城県多賀城跡調査研究所2010、古川2024)。しかし、遺構・遺物の推移からみて、古代以来の国府機能が継続したとみられるのは、政庁と大畑官衙など城内の限られた施設であり、とりわけ政庁の儀礼の場としての象徴性が、11世紀まで引き継がれたと考えられる。

城柵官衙の終末を検討した古川一明氏によれば、陸奥国において10世紀以降、11世紀まで確実に存続した城柵官衙遺跡は国府多賀城と鎮守府胆沢城に限られる。国司や鎮守將軍などの役職のもつ権威は後にも引き継がれたことが史料から確認できる。11世紀段階にはその実態的な機能を失っていたとしても、「国府」「鎮守府」としての場の象徴性が、宴会・儀礼を行う場として必要とされたのではなかろうか(註3)。

2. 陸奥国南部諸郡の動向—郡衙・寺院の動向と分郡— 多賀城が置かれた辺境地域に対し、陸奥国南部では

大化前代から大和王権による支配下で国造が置かれ、律令制成立後は国評制の下で安定的な公民支配が行われていた。陸奥国南部の諸郡では、評衙の創設と相前後する7世紀後半～末の時期に、郡衙(註4)に近接して創建された郡衙周辺寺院(山中2005)が評毎に1カ寺存在する。

そして10世紀は、全国的に郡衙や郡衙周辺寺院が廃絶していることが各地の遺跡例から知られ、史料上でも11世紀前半に成立する「上野国交替実録帳」から、郡衙や定額寺の伽藍はほとんどが無実となっていたと考えられている(山中1994)。陸奥国南部も同様であったと考えられる(戸田1994)。

9世紀末～10世紀は、郡衙や郡衙周辺寺院の衰退だけでなく集落も激減し、10世紀後半～11世紀は考古学的に確認できる集落がほとんどなくなる(菅原2011)。このように考古学的な手掛かりが乏しいなかで、この時期に活動をj確認できる事例を拾い、それを頼りに10世紀における陸奥国南部の様相を、浜通り・中通りを中心に探ってみたい。

(1) 陸奥国南部の郡衙・郡衙周辺寺院における終末期の様相

① 郡衙の終焉

行方郡衙である南相馬市泉官衙遺跡では、10世紀前葉の赤焼土器(須恵系土器) 坏・高台坏・皿などが郡庁院で多出しており(第11図)、そうした土器を廃棄した土坑もみつまっている。高級陶磁器の出土は見られないが、同時期の国府多賀城と類似する土器様相が見られることから、国府で行われているのと類似する宴会・儀礼が、行方郡庁でも開催されていたと考えられる。陸奥国内の郡庁院で、古代末期を特徴づけるこうした宴会・儀礼が行われたことを確認できる事例は他にない。行方郡衙では、この段階まで郡庁院が、儀式・饗宴の場として機能していたと考えてよい。

また日理郡衙である亶理町三十三間堂官衙遺跡は、9世紀前葉に他所から移転して創設された。郡庁院・郡庁東院・北東院の主要3院が4時期の変遷を示す(亶理町教委2016)。このうち、最終段階には主要建物が礎石建物化(=高質化)し、10世紀前半以降も存続したと考えられる珍しい例である(第12図)。こう

した通常の郡衙施設の格式からの逸脱もまた、それまでの地方官衙における等級序列の崩壊を示す可能性もある。しかしその後は、建物規模や柱穴が小型化し建物も減少しており、郡庁院が機能を保っていたかは不明で、それも10世紀後半～11世紀には廃絶する。

このように陸奥国南部の郡衙の終末期における様相が郡毎に異なることは、地域支配において果たした機能が個々に変容を遂げた結果と考えられる。それらも、遅くとも10世紀中頃前後に消滅している。

②郡衙周辺寺院の動向

前述のように「上野国交替実録帳」から、この文書が成立する11世紀前半には、郡衙や定額寺の建物はほとんどが無実となっていたことが知られる。そうした中、前橋市山王廃寺に比定される放光寺が、氏人の申請によって定額寺の例から除外された記事がみえ、創建に由来する檀越による運営が、この頃また維持されていた例もある(前澤2009)。多くの定額寺で伽藍の荒廃が著しい一方、経論などは保持され、寺としての命脈を繋ぐ例もあった。

磐城郡衙周辺寺院である夏井廃寺は、金堂・講堂→塔の順に堂宇が造営されるⅠ期(7世紀末～8世紀前半)、板塀を伴う溝で主要伽藍を区画するⅡ期(8世紀後半～9世紀前半)、西辺と南辺がそれまでよりやや内側に構築された土塁状遺構に変化するⅢ期(9世紀後半～10世紀後半)に区分される(第13図)。主要堂宇3棟がⅢ期まで存続したかは不明だが、10世紀前半頃までは何等かの形で存続していたと考えられる(猪狩2024)。

いわき市荒田目条里遺跡で出土した9世紀後半～10世紀の木簡から、周辺で經典の読誦が行われていたことが知られる(第14図)。そうした仏事が行われる場として夏井廃寺を想定でき、同廃寺がこの時期まで機能していたことを推測できるが、寺が荒廃しても仏像や経論が保持された上記の上野の例と同様であった可能性もある。

荒田目条里遺跡の木簡のなかで、津長に銘じて船の漕ぎ手を徴発した著名な郡符木簡に署名のみえる大領^{おほのおみ}於大臣について、『常陸国風土記』に記載された磐城評立評申請者のうち石城評造部志許赤を、姓に欠字があって正しくは丈部とする考えに立ち、神護景雲の

一括改賜姓(『続日本紀』神護景雲3年3月辛巳条)で丈部から改姓した於保磐城臣と同一と考える意見がある(今泉2000)。また『続日本後紀』承和7年(840)3月戊子条において、就任以来、大橋24処、溝池堰26処、官舎正倉190宇を修造して褒賞を受けた記事のみえる大領磐城臣^{おぎみ}雄公について、先の郡符木簡と同じ時期に活躍していることから、木簡に署名した大領を磐城臣雄公に比定する説があるが、雄公の方は石城直美夜部の系譜を引く磐城臣とも考えられる(今泉、前掲)。いずれにしても、『常陸国風土記』多珂郡条にみえる立評申請者である譜第郡領氏族が平安時代まで存続していた可能性が高く、先の放光寺と同様、氏人として郡衙周辺寺院である夏井廃寺の付近で法会を主催するなど、檀越による運営が継続していた可能性があるだろう。

(2) 平安時代中期の分郡

遺跡からみて多くの郡衙が10世紀で衰退しているのに対し、史料からは10世紀以降に分郡によって成立した郡が知られる。以下、陸奥国南部において平安時代中期に成立する郡の事例を取り上げ、その性格を検討する。

『延喜式』民部上頭注に、延喜6年(906)正月に安積郡から安達郡を分置したとする記述がみえる。10世紀に成立する『和名類聚抄』でも、国郡部に陸奥国信夫郡の下に伊達郡を分郡した旨の注記があるほか、白河郡より高野郡が分置されたことも記載されている。分郡の時期は、伊達郡は承安元年(1171)以前、高野郡は建武元年(1334)以前で、ともに『和名類聚抄』が成立する承平年間(931～938年)以降の平安時代と推定されている(弥永1977)。

このうち、分郡により成立した安達郡の郡衙は、二本松市郡山台遺跡である(吉田2024)。同遺跡では、8世紀中頃以降の正倉とみられる礎石建物や、規格性のある掘立柱建物が多数確認されている。変遷が把握できる東地区(第15図上)の掘立柱建物群は4時期の変遷を示し、もっとも多くの建物が計画的に配置された第3期が分郡の年代を含む10世紀前半で、続く10世紀中頃の第4期に建物数が減少し衰退する点で、終焉は他の郡衙と変わらない。

安達郡が分郡前に属した安積郡の郡衙および周辺寺院は、郡の中央部に位置する郡山市清水台遺跡に比定される(垣内 2024)。安達部分郡前の当初の安積郡の領域は、地形的にも大化前代の古墳分布からみても、大きく南部と北部の2つの地区に分かれる(第16図)。安積郡衙に比定される清水台遺跡は南部、安達郡衙である郡山台遺跡は北部のそれぞれ中心的な位置にあることから、北部一帯には大化前代から郡内第2位の在地氏族がいたと考えられる(木本 1999)。菅原祥夫氏は古墳のあり方に加え集落の分析から、古墳時代後期には北部の勢力が優勢であった状況から、終末期以後は南部の勢力が有力となり、続く評設置時に清水台遺跡の地に安積郡衙が置かれたと指摘している(菅原 2004)。

したがって、郡山台遺跡は安積郡内第2位の在地氏族の本拠地に置かれた官衙であり、10世紀の分郡前には安積郡衙の別院として機能し、分郡後に安達郡衙の本院となったと考えられる(藤木 2020)。遺跡範囲の西部には、8世紀前半頃に創建された塔1棟からなる寺院が伴う(郡山台廃寺、第15図下)。この寺院は後の安達郡一帯を支配した勢力が、自らの本拠地に建立した氏寺であろう。

郡衙はみつかっていないが同様な例として、信夫郡でも伊達郡にあたる地域に対応して、8世紀段階から郡内第2位の勢力の建立とみられる寺院(国見町徳江廃寺)が存在する(木本 1999)。また、石城郡の北部を構成し11世紀前半以前に檜葉郡として分郡される地域に、8世紀段階から存在した豪族居宅と寺院からなる富岡町小浜代遺跡が存在する例を挙げることができる(眞保 2020)。

これらの例は、立評期に評衙とともに郡衙周辺寺院が営まれた旧国造の本拠地とみられる地域とは別に、同郡内の離れた位置に、河川の流域など地形的なまとまりや前代の古墳の分布から知られる小地域のまとまりが存在し、その中心にこれらの寺院が位置するという点で共通する。これらの寺院も郡山台廃寺と同様、郡内第2位の勢力の氏寺と考えられる。律令制成立により一つの郡として包摂された地域のなかに、前代以来の歴史的支配を行ってきた複数の勢力が分立していたことがうかがわれる。そうした地域的なまとまり

が、平安時代になって分郡される範囲と一致することから、この時期の分郡は、もともと同郡内に分立した諸勢力の支配を反映して行われたものと考えられる(第17図)。

『和名類聚抄』の注記で分出を確認できる高野郡については、白河郡の中樞が所在する阿武隈川流域とは異なる文化圏を形成していた久慈川流域の地域が分郡されたものである。この地域における勢力分布はかならずしも明確でないが、常陸・陸奥の国境には古墳時代より祭祀が行われた建鉾山祭祀遺跡や都々古別神社が所在し、久慈川の東に形成された山林には9世紀後半～10世紀後半の山林寺院である流廃寺も近接する。また養老3年(719)に成立した陸奥国海道10駅が弘仁2年(811)に廃止された後、海道から久慈川を遡って陸奥国に入り白河郡で東山道に接続する岐路(「東海道白河延長路」と仮称)が開かれ、この岐路に新たに高野・長有の2駅が設置された。そして、「流(ナガレ)」の地名が「長有」に音通することから、長有駅家の所在は流廃寺の付近に推定されている。したがって、高野郡一帯にも支配拠点としての官衙の運営や地域信仰を担った有力層の存在が考慮される。

以上の例は、律令制下に1つの郡として編成された領域のなかにある勢力図が、奈良時代には郡衙別院や氏寺の造営という形で姿を現し、平安時代中期以降には分郡という形で顕在化していく動きと捉えることができる。古墳時代以来の地域的なまとまりを継承している安達郡の事例から、分郡は譜第郡領氏族の勢力分布を反映したと考えられる。

(3) 山林寺院の展開

多くの地域で郡衙や郡衙周辺寺院が衰退へ向かう一方、前述した高野郡の流廃寺は、9世紀後半～10世紀後半にかけて、それらと入れ替わるように活動を活発化させている(第18・19図)。同様の山林寺院として、南相馬市に所在する大悲山石仏と、相馬市と伊達市にまたがる霊山寺を挙げることができる。こうした寺院の活動が顕著になる点が10世紀の特徴の一つであることから、次には陸奥国南部における古代末期の様相を、これらの山林寺院から考えてみたい。

南相馬市に所在する大悲山石仏は、行方郡と標葉郡

の郡境に位置する山林寺院である（第21図）。磨崖仏を彫り出した3つの岩窟からなる石窟寺院で、そのうち薬師堂石仏は仏像の様式から平安時代前期（弘仁・貞観期）、観音堂石仏は発掘調査で出土した赤焼土器から、成立時期は10世紀前葉を下限とする（南相馬市教委2017）。観音堂石仏では、この時期に盛んに加持祈祷が行われていたことが判明している。

9世紀後半段階には、行方郡衙である泉官衙遺跡東端の館前地区に所在が推定される行方郡衙周辺寺院が補修を受けて存続する一方、郡内の河川流域毎に分立した在地氏族の本拠地毎に氏寺とみられる寺院が造営される。大悲山石仏もこれと相前後する時期に、行方郡の南部にあたる地域を本拠とし、付近に所在する浪岩横穴墓の被葬者の後裔を檀越とする氏寺として出発した可能性がある。ただし前述したように、大悲山石仏は行方郡と標葉郡の郡境に位置し、郡の領域を意識している点や、その大規模性から、一氏族のレベルではなく郡レベルの関与の下で造営されたとする指摘もある。したがって、平地寺院である行方郡衙周辺寺院とセットとなる山林寺院として機能したと考えている（藤木2021）。

霊山寺は、福島県の中通りと浜通りを分ける阿武隈高地、古代においては信夫郡と宇多郡の郡境に当たる山林に位置する、9世紀後半～10世紀中頃にかけての山林寺院である（第20図）。阿武隈高地の分水嶺を中心に、約2km四方にわたって多数の平場で構成される伽藍群が確認されている。同遺跡も信夫郡と宇多郡の郡境にあることから、宇多郡衙周辺寺院である黒木田遺跡や信夫郡衙周辺寺院の腰浜廃寺などの平地寺院と対になって、その機能を果たしたと考えられる。奈良時代以来の郡衙周辺寺院は、多くが定額寺に指定されたと考えられ、9世紀以降になると補修を受けて、この時期に成立する山林寺院とセットになって、国分寺と肩を並べて国家仏教の一翼を担うようになったのであろう（藤木2023）。

ところで行方郡衙周辺寺院の8世紀の瓦は、南の標葉郡衙周辺寺院（郡山五番遺跡）と同範・同系の関係がある。一方、9世紀の瓦は北の宇多郡衙周辺寺院と共通の特徴をもつ。後者は、軒丸瓦の嵌込式、軒平瓦の型押顎面施文など、他にみられない特異な文様や製

作技法を共有し、こうした特徴をもつ瓦は、上述した行方・宇多の郡衙周辺寺院に加え、行方郡の北半に位置する氏寺（植松廃寺・横手廃寺）や、信夫郡衙周辺寺院で出土する。これらの瓦にみられる関係（生産関係）は、各地域に存在した在地氏族間のネットワークを反映したものと考えられる（第22図）。大悲山石仏は行方郡と標葉郡、霊山寺は宇多郡と信夫郡の郡境にあって、これら郡を越えた氏族的ネットワークの中心にあり、律令期に各郡に分かれて存在した在地氏族を結節する位置にあると考えられる（第23図）。

なお、行方郡は大化前代の浮田国造・染羽国造の勢力圏の一部を割いて新置された郡である。郡内の後期・終末期古墳には、それぞれ浮田・染羽国造の本拠地に当たる地域の古墳との関係を認めることができることから、郡内には複数の系譜の異なる在地氏族の本拠地が分立していたと考えられる。行方郡衙周辺寺院の瓦にみられる宇多郡・標葉郡の瓦との共有関係もこれに重なることから、その生産・供給関係は、宇多郡・標葉郡の前身となる浮田国造・染羽国造の歴史的支配が背景に存在するとみている（藤木2017）。

さて、郡衙とセットで造営された郡衙周辺寺院は公的な性格をもち、郡内に分立した複数の系譜の異なる在地氏族を結集する機能をもっていた（山中2005、磐下2016）。その後、郡衙周辺寺院は定額寺となり、9世紀後半に成立する霊山寺や大悲山石仏などの山林寺院と対になって、国家的法会を担う機能を果たしたと考えられる。霊山寺や大悲山石仏はまた、律令制下の郡の枠組みを越えて存在した氏族的ネットワークの中心に位置し、その核としての機能も果たしたと考えられる（第23図）。そして、郡衙や郡衙周辺寺院が衰退する10世紀において、これらの山林寺院が活動を活発化させているのは、この時期における山林寺院が律令的な郡の領域と必ずしも対応しない、前代以来の氏族的結合を反映する位置にある点に鑑みて、郡を単位として編成された支配の枠組が衰退し、平安時代になって顕在化する新たな在地秩序への移行を示すのであろう。すなわち、平安時代の寺院にみられる新たな動向は、奈良時代に一旦、郡に編成されることにより律令制の枠組みのなかに埋没し、見えにくくなっていった前代からの在地氏族の存在が、再び顕在化した

点に特質があると言える。それには前述した平安時代における分郡と同じ背景が存在した可能性が高い。

以上、陸奥国府多賀城の変容と並行する時期における国内南部諸郡の動向を、わずかな史資料から検討した。史料から知られる分郡や、考古学的に把握される郡衙・郡衙周辺寺院の衰退や集落の消滅と、その一方で山林寺院の活動の活発化は、いずれも10世紀に進行しており、この時期における新しい在地秩序の形成という共通の背景を反映していると考えられる。具体的には、複数の系譜の異なる在地氏族を編成した古代的な郡から、その中に分立あるいは郡を越えて存在していた在地的な結合をより強く反映した支配単位への移行であり、この後、中世的な郡へと繋がっていくものと展望できよう。この時期に衰退する郡衙を活動の舞台とした郡司層の没落を指摘する意見もあるが、上述した考古学的な知見からは、旧来の在地氏族の関係を引き継いだとみられる事例も多く、彼らが新たな支配体制のなかで活動の場を変えて存続したとも考えられる。このことは、史料のうえからも譜第郡領氏族の没落や新興層の台頭はなかったことが指摘され（森 1996・2024）、国造・郡名氏族・郷名氏族など令制施行以前からの在地氏族が勢力を維持する事例が多いとされている（渡辺 2023）ことと符合する。しかし、彼らの活動の舞台となった遺跡の発見例は少なく、今後の調査の進展に待つほかはない。

おわりに

本報告では、陸奥国府多賀城の変容と国内南部諸郡の動向を、おもに考古学の視点から検討した。遺跡から知られる古代国府の変容と、国内南部諸郡の動向がいかなる関係にあるのかは、必ずしも判然としない。山中敏史氏は、国衙が変容し、郡衙が衰退する10世紀前半を、8世紀以来の律令国家の国郡制における地方支配の大きな転換期とし、国衙が象徴的画一的な地方行政機関から、実質的な地方支配の実務を担う機関へ変化したとする（山中 1994）。すなわち山中氏は、律令国家による地方支配が、全国画一的に遂行されてきたそれまでの段階から、各地域の諸条件の差異に対応したいわば土着化した支配システムへ移行したと

の見解を示している。陸奥国南部の郡庁において終末期の様相にみられる郡毎の個別性も、同様に理解できるであろう。また氏は、国衙は郡衙が果たしてきた機能の多くをも吸収する形で、在地の諸条件に対応した多様な構造へと機構を改編し、官衙施設の姿を変えていったと理解する。

陸奥国南部における平安時代中期の分郡や、郡衙・郡衙周辺寺院の衰退、山林寺院の展開などの動向も、律令的な郡に代わって、旧来の氏族的結合を含むより地域に根差した新たな在地支配の枠組みが形成されたという点で、より実質的な機関となった国衙の変容と軌を一にするとの理解も可能であろう。

史料からは、在地支配層が受領の支配下で「雑色人」という形で組織され、国郡の業務に従事したことが明らかにされている（山口 1991）。平安中期の分郡は古代的な郡が中世的な郡へと移行する過程で起こったものであり（大石 1978）、中世的な郡・郷に加え、収取物を収納する正倉の所在に基づいて郡郷を再編した公領の単位である「院」も成立する（坂本 1972）。郡衙は本院・別院とも10世紀前半には衰退していることから、中世的郡郷制へ向かう再編のどの程度影響したか不明である。しかし、すでにみたように、再編された郡には分郡以前から郡衙別院が置かれ、その領域が旧来から存在した在地支配の枠組みを反映したものと考えられることから、旧来の支配単位が、収納所が置かれ収納使が国務を遂行する単位である中世的な郡・郷・院（大石 1973）に置き換えられることにより、それまで在地氏族が歴史的支配に基づいて遂行してきた徴税などの郡務が、国務に吸収されていく過程として捉えられるかも知れない。そうした活動の舞台となった遺跡については、なお今後の調査の進展に待ちたいと思う。

一方、10世紀に活動を活発化させる山林寺院については、久保智康氏が越前・加賀の山林寺院の事例から、国府周辺や郡境・国境に所在する山林寺院には薬師如来や十一面観音を奉じる例が多く、それらが9世紀半ば以降10世紀に拡大発展する背景には、国衙が宗教政策の中心として梃子入れを行い、国域内の疫疾消除を求めて薬師悔過や十一面悔過を勤修させたことを指摘する（久保 1999）。荒木隆氏も流廃寺跡が東海道

白河延長路の途上で陸奥・常陸の国境に位置することを重視し、陸奥国の関与を想定している(荒木 2015)。山林寺院は先行する 9 世紀後半において、定額寺である郡衙周辺寺院とセットとなって鎮護国家の機能を担う修行の場として始まったと考えられるが、郡衙周辺寺院が 10 世紀前半までに衰退した後、国府と繋がる山林寺院としてその機能の一つを引き継ぐことにより、命脈を保ったことも予察される。国府多賀城でも 10 世紀前半に方格地割の施工範囲の東西両境界や東西大路付近で万灯会が行われたことが知られ、「観音寺」銘墨書土器の出土から、陸奥国府主催で附属寺院である多賀城廃寺(陸奥観世音寺)が関わった公式な法会と考えられる(柳澤 2016)。この時期には寺院内部の組織運営の変化や法会の多様化が指摘され(山岸 2005)、遺跡からみた寺院の活動の活発化も、これと関わるのであろう。そこで行われた活動の性格については不明な点が多く、陸奥国における地域的な資料に即して検討することを、なお今後の課題としたい。

末筆ながら、本報告をまとめるにあたり、種々のご教示と資料の提供をいただき村田晃一氏、館内魁生氏に深謝します。また、これまであまり考えを及ぼせなかった陸奥国南部の郡衙・寺院の 10 世紀の動向について改めて勉強し、拙いながら報告をまとめる機会をいただいた大橋泰夫氏に謝意を表します。

註

- 註1 古川一明氏は、大畑官衙で確認された四面廂付建物を、11 世紀に奥六郡を支配した安倍氏の拠点である鳥海柵跡で確認された建物との類似から、在庁官人の主屋である可能性を指摘している(古川 2011)。
- 註2 高橋透氏は多賀城政庁の終末が 11 世紀前半まで下ることを受けて、再検討の必要性を指摘している(高橋 2024)。
- 註3 館内氏は胆沢城内の一括廃棄遺構の多賀城との様相の違いを明らかにし、儀礼の内容の違いを指摘している。胆沢城については蝦夷への饗応に関わる可能性が想定されており、両者は同列に扱えない可能性もあるが、今回、儀礼の内容について踏み込むことはできず、今後の課題としたい。
- 註4 評制段階の官衙も「郡衙」と表記する。

参考文献

- 荒木 隆 2015 「史跡『流廃寺跡』成立の背景」『福島県立博物館紀要』第 29 号
- 荒木 隆 2024 「流廃寺跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡』古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集
- 飯村 均 1998 「東国のかわらけ」『中近世土器の基礎的研究』

XIII 日本中世土器研究会

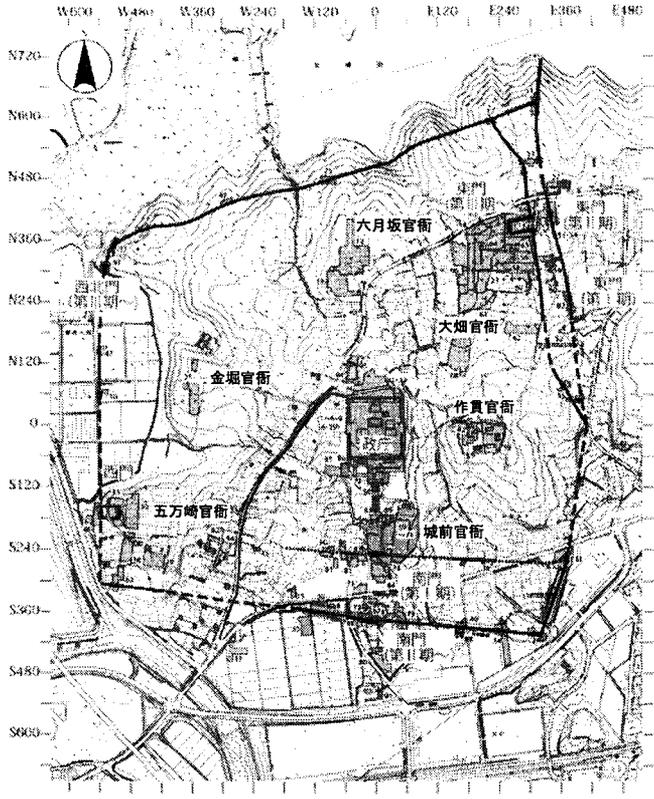
- 猪狩みち子 2024 「夏井廃寺跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡』古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集
- 今泉隆雄 2000 「陸奥国と石城郡」『根岸遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第 72 冊
- 井上雅孝 1997 「陸奥における 10・11 世紀の土器様相」『北陸古代土器研究』7 北陸古代土器研究会
- 弥永貞三 1977 「大東急記念文庫本『和名類聚抄』の国郡陪記載について」『歴史地理』第 93 巻第 1 号
- 磐下 徹 2016 『日本古代の郡司と天皇』吉川弘文館
- いわき市教育委員会 2004 『夏井廃寺跡』
- いわき市教育委員会・財団法人いわき市教育文化事業団 2001 『荒田目条里遺跡—古代河川跡の調査—』いわき市埋蔵文化財調査報告第 75 冊
- 大石直正 1973 「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」『日本古代・中世史の地方的展開』豊田武教授還暦記念会編、吉川弘文館
- 大石直正 1978 「中世の黎明」『中世奥羽の世界』東京大学出版会
- 垣内和孝 2008 『郡と集落の古代地域史』岩田書院
- 垣内和孝 2024 「清水台遺跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡』古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集
- 木本元治 1999 「阿武隈川流域における奈良時代寺院に関する新知見」『福島考古』第 40 号記念号 福島県考古学会
- 久保智康 1999 「国府をめぐる山林寺院の展開—越前・加賀の場合」『国宝と歴史の旅』3 号 神護寺と薬師如来像の世界、朝日新聞出版
- 坂本賞三 1972 「郡郷制の改変と別名制の創設」『日本王朝国家体制論』東京大学出版会
- 眞保昌弘 2020 「古代陸奥国南部の拠点地域と建郡—福島県富岡町小浜代遺跡の検討から—」『芙蓉峰の考古学』II 池上悟先生古稀記念論文集
- 菅原祥夫 2004 「古墳時代終末期の在地社会再編」『原始・古代日本の集落』山岸良二編 同成社
- 菅原祥夫 2011 「城柵終末期前後の陸奥南部」『第 37 回古代城柵官衙遺跡検討会—資料集—』
- 高橋 透 2016 「陸奥国府域における掘立柱廂付建物の特質」『宮城考古学』第 18 号
- 高橋 透 2018 「陸奥国府域における 10 世紀の土器様相」『宮城考古学』第 20 号
- 高橋 透 2024 「山王・市川橋・館前遺跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡』古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集
- 伊達市教育委員会 2013 『宮脇遺跡確認調査報告書』
- 館内魁生 2021 「一括廃棄遺構からみた平安時代の土器とその使用」『歴史』第 137 輯、東北史学会
- 館内魁生 2022 「多賀城の古代末期の土器様相—基準資料 SK 078 出土土器の再検討—」『宮城考古学』第 24 号
- 千葉孝弥 2014 「考古学からみた多賀国府」『講座 東北の歴史』第 2 巻 都市と村、清文堂
- 千葉孝弥 2022 「古代国府から中世国府へ」『古代国府の実像を探る』季刊考古学別冊 37 大橋泰夫・江口桂編、雄山閣
- 戸田有二 1994 「官衙に於ける瓦葺の終末—出羽国・陸奥国を中心として—」『第 3 回東日本埋蔵文化財研究会古代官衙の終末めぐる諸問題』
- 廣谷和也 2024 「三十三間堂官衙遺跡」『古代東北の城柵・官衙』

- 遺跡』古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集
- 藤木 海 2017 「泉官衙遺跡と寺院—官衙と寺院の造営をめぐる生産関係—」『古代東国の地方官衙と寺院』佐藤信編 山川出版社
- 藤木 海 2020 「陸奥国安積・安達郡(郡山市清水台遺跡・二本松市郡山台遺跡)『古代日本における国郡階形成に関する考古学的研究』大橋泰夫編
- 藤木 海 2021 「山寺としての大悲山石仏」『季刊考古学』156 雄山閣
- 藤木 海 2023 「仏教と神祇信仰の展開」『相馬市史』第 1 巻通史編 I 原始・古代・中世
- 藤本 誠 2022 「地方寺院と村堂」『東国と信越』シリーズ地域の古代日本 吉村武彦ほか編 株式会社 KADOKAWA
- 古川一明 2007 「多賀城跡の 11 世紀～12 世紀の土器について」『宮城県多賀城跡調査研究所年報 2006 多賀城跡』
- 古川一明 2011 a 「陸奥国城柵の終末」『第 37 回古代城柵官衙遺跡検討会—資料集—』
- 古川一明 2011 b 「11～12 世紀の陸奥国府と府中」『都市のかたち—権力と領域—』中世都市研究 16 号、山川出版社
- 古川一明 2024 「政治拠点としての多賀国府—新たな拠点平泉との関係—」『岩手大学平泉文化研究センター年報』第 12 集
- 前澤和之 2009 「『上野国交替実録帳』に見る国分寺と定額寺—国守による管理を中心に—」『国土館考古学』第 5 号 国土館大学考古学会
- 南相馬市教育委員会 2007 『泉廃寺跡 陸奥国行方郡家の調査報告』
- 南相馬市教育委員会 2012 『泉官衙遺跡 陸奥国行方郡家出土土器・木簡の報告』
- 南相馬市教育委員会 2017 『大悲山石仏保存修理事業報告書—東日本大震災にともなう災害復旧事業と史跡整備事業—』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1982 『多賀城跡—政庁跡本文編—』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2010 『多賀城跡 政庁跡補遺編』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2019 『多賀城跡 政庁南面地区 II —城前官衙総括編—』
- 村上裕次 2024 「多賀城跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡』古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集
- 村田晃一 2007 「陸奥国北辺の城柵と郡家—黒川以北十郡の城柵からみえてきたもの—」『宮城考古学』第 10 号
- 村田晃一 2024 「東山官衙遺跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡』古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集
- 村田晃一 2024 「壇の越遺跡・早風遺跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡』古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集
- 森 公章 1996 「律令国家における郡司任用方法とその変遷」『弘前大学国史研究』101
- 森 公章 2009 「郡家の施設と部署」『地方木簡と郡家の機構』同成社古代史選書 5
- 森 公章 2013 『古代豪族と武士の誕生』歴史文化ライブラリー—360 吉川弘文館
- 森 公章 2024 「『郡的世界』から国衙の支配へ—讃岐国の事例を中心に—」『東洋大学文学部紀要』第 77 集
- 山岸常人 2005 「古代社会の変質」『古代社会の崩壊』シリーズ 都市・建築・歴史 2、鈴木博之ほか編、東京大学出版会
- 山口英男 1991 「10 世紀の国郡行政機構—在庁官人制成立の歴史的前提—」『史学雑誌』第 100 編第 9 号 史学会
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- 山中敏史 2004 「国府の空間的構成」『古代の官衙遺跡』II 遺物・遺跡編、奈良文化財研究所
- 山中敏史 2005 「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題—氏寺論の再検討—」『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』奈良文化財研究所
- 柳澤和明 2016 「陸奥国府多賀城の万燈会」『歴史』127 東北史学会
- 吉田陽一 2024 「郡山台遺跡」『古代東北の城柵・官衙遺跡』古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集
- 渡辺 滋 2023 「国司と地方社会の関わり」『平安時代とはどんな時代か—撰関政治の実像—』小径選書 8 小径社
- 亙理町教育委員会 2016 『国史跡三十三間堂官衙遺跡—平安時代の陸奥国日理郡衙跡発掘調査総括報告書—』亙理町文化財調査報告書第 19 集

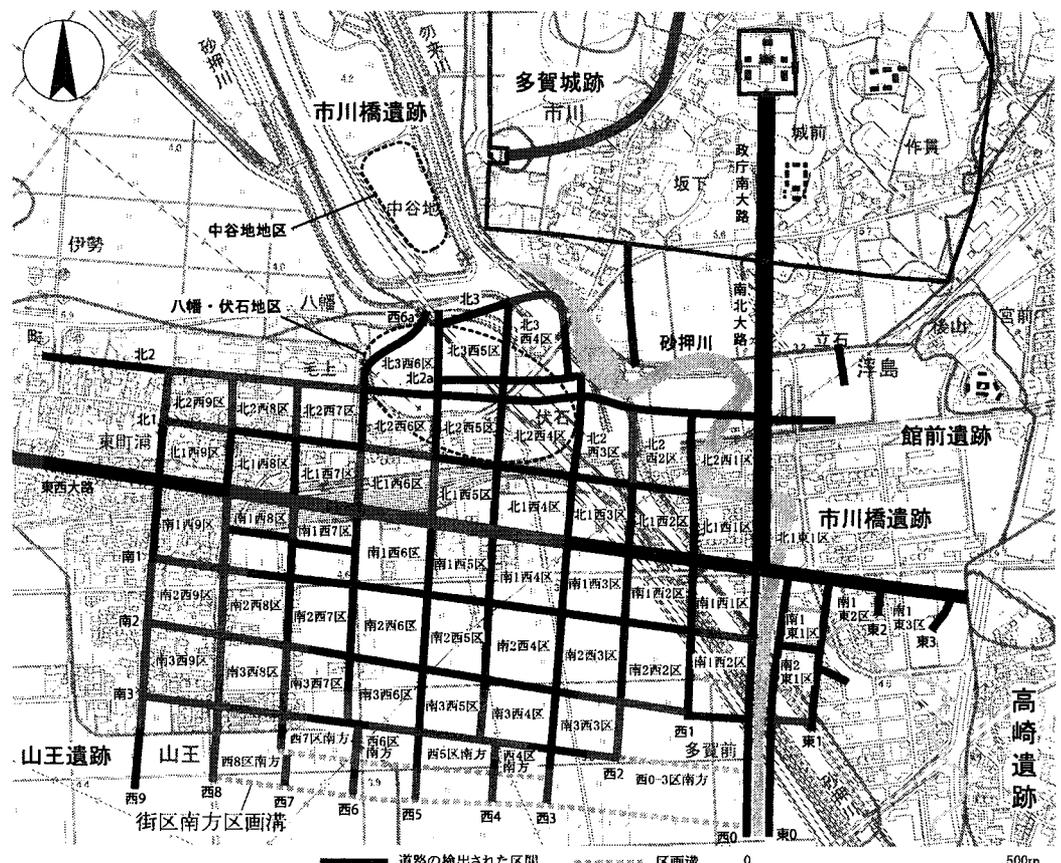


1. 多賀城跡
2. 泉官衙遺跡
3. 三十三間堂官衙遺跡
4. 清水台遺跡
5. 郡山台遺跡
6. 腰浜廃寺跡
7. 徳江廃寺跡
8. 夏井廃寺跡
9. 小浜代遺跡
10. 郡山五番遺跡
11. 大悲山石仏
12. 黒木田遺跡
13. 霊山寺跡
14. 大畑遺跡
15. 関和久遺跡
16. 流峯寺跡

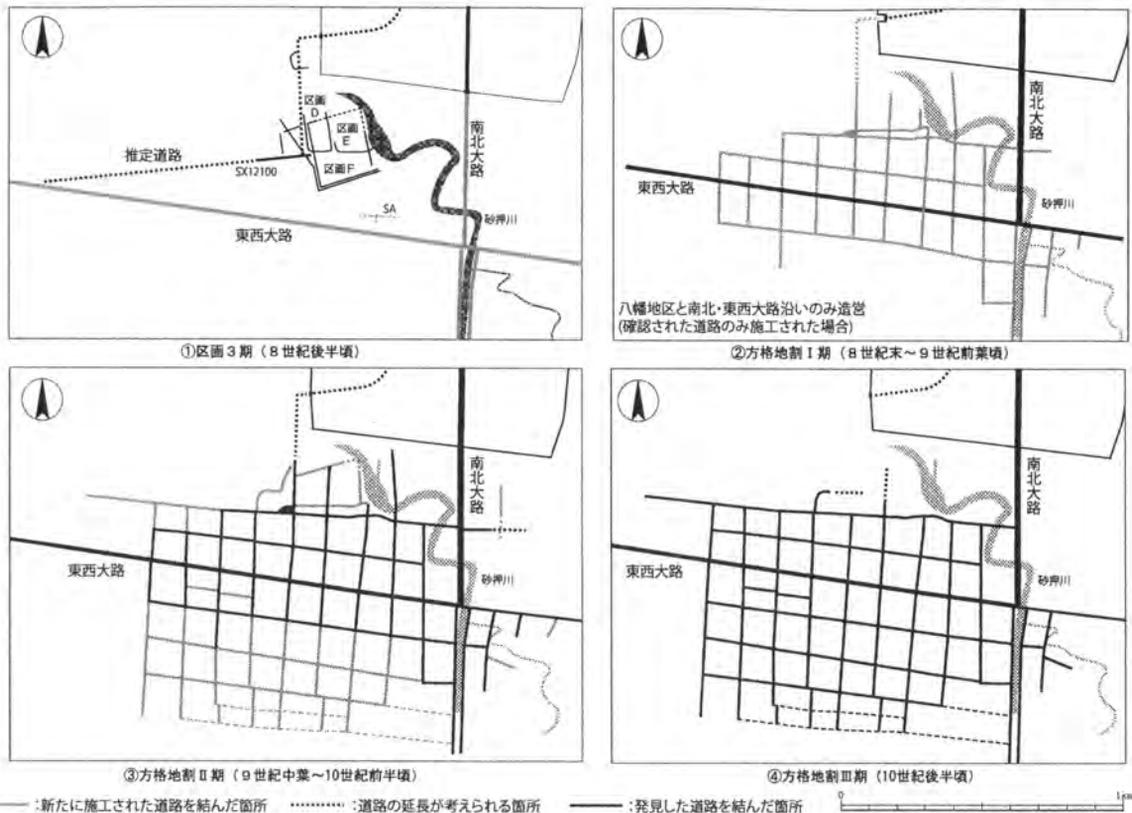
第1図 関連遺跡地図



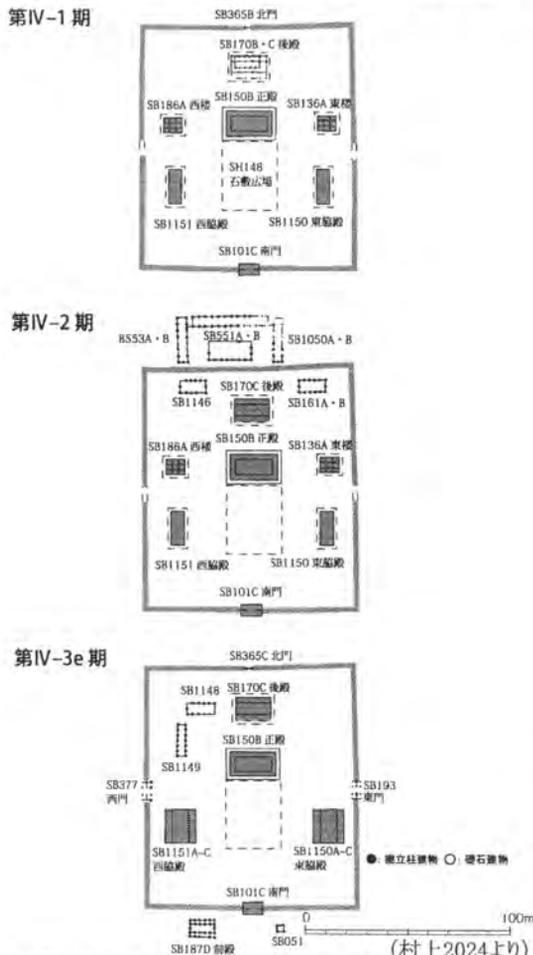
第2図 多賀城跡全体図(村上2024より)
 調査区(数字は調査次数) 0 500m (S=1/14,000)



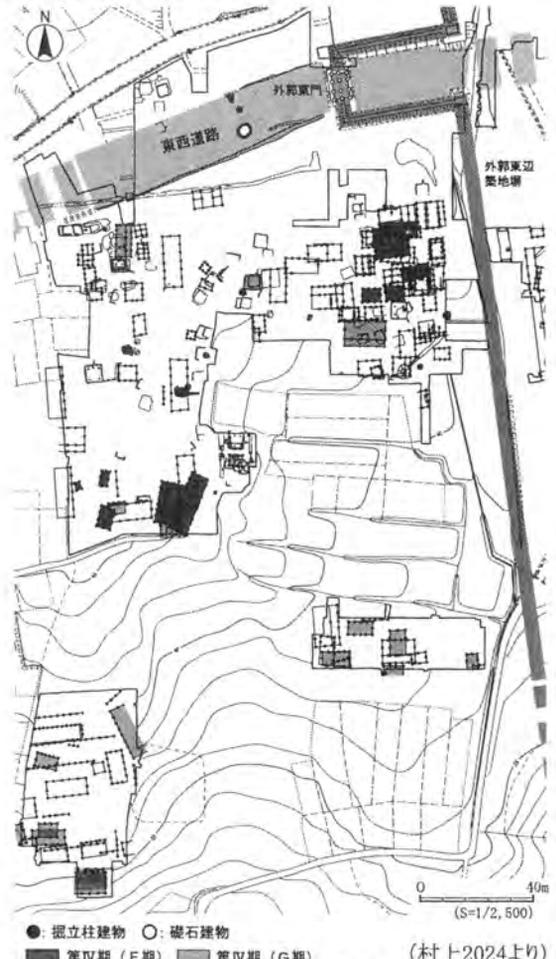
第3図 多賀城城下の遺跡(山王・市川橋・館前遺跡)(高橋2024より)
 道路の検出された区間 区画溝 0 500m (S=1/12,000)



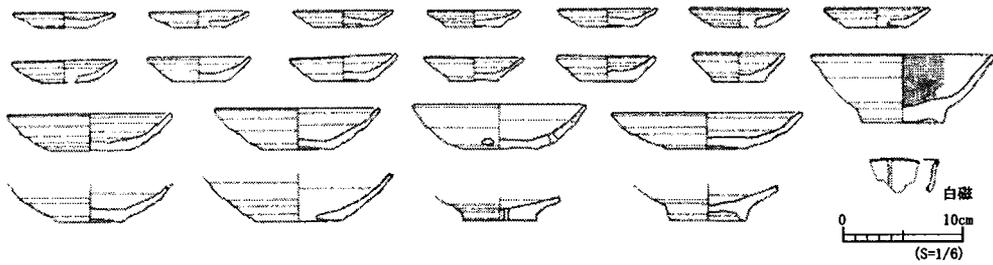
第4図 多賀城城下の方格地割変遷図(高橋2024より)



第5図 多賀城政庁第IV期遺構変遷図



第6図 多賀城城内の実務官街①(大畑地区 F・G期)



第7図 多賀城政庁内SK078土坑出土土器類(村上2024より)

第1表 多賀城城内実務官衙の消長

官衙	地区	年層など/ 文字資料	遺 構 期							掲載報告書			
政庁	全体	本文編・補遺編	I期	II期		III-1期	III-2期		IV期	本文編・補遺編			
城前	全体	遺構期	i期	ii期		iii-1期	iii-2期		iv期	-			
		年代	724~762年	762~780年		780年~	783年頃~9c後半		10c前半	-			
		主要施設	堀立3、堀立堀2	堀立堀1、堅穴1、土壕1	堀立21、材木堀2、堀立堀13、通路1	堀立4、堀立堀2、堅穴8、土壕7	堀立39、材木堀3、堀立堀19、土壕4、通路1		堀立4、堀立堀5、溝2、土壕7	-			
		特徴	主屋は瓦葺	-	ロ字型配置、官衙は北向き、主屋は二面廊付東西棟で瓦葺、火災で廃絶	火災処理やii-2期の造営	南北3列の建物群が東西棟で細分される、官衙の基本形はii期と同じだが南向き、主屋は二面廊付東西棟で瓦葺、9c後半は西列と東列の建物配置の踏襲性が弱まる		建物激減、実務一歩進・進札に変化か?	-			
		主な文字資料	-	-	鎮守府関係木簡-2	-	-	-	刻書「厨」-1	-			
大堀	全体	遺構期	A期		B期		C期	D期	E期	F期	G期	年1971・1974・1989~1997	
		年代	8c前半~中頃		8c中頃~後半		8c後半~9c初頃	9c前半~中頃		9c中頃~後半	10c前半	10c中頃~	
		主要施設	×	堅穴13	堀立4	堀立7、井戸1、土壕1		堀立7、堅穴3、井戸4	堀立17、井戸2、土壕13	堀立2、堅穴2	堀立1、井戸5、土壕3	年1974・1989~1992	
	北東	特徴	×	廃絶時にカマド撤去、埋戻し→造営段階	外郭東門南西に城内最大の長倉(A期に遡る?)		主屋は南北棟で西に広場	官衙北辺は築地塀と材木堀、東辺は築地塀、西辺は材木堀で、西門は二本柱、広場を挟んで東西棟が並立、南建物の南に井戸4基(2小期以上)、堅穴は建物群の北に位置		建物群は井戸を持つ広場を囲む		広場に井戸	主屋は四面廊東西棟、広場に井戸
		文字資料	×	-	-	-	-	-	墨書「曹司」-1、「厨」-2、「政所」-1、「石田」-1、「南館」-1、米支給木簡-3	墨書「厨」-1	-	-	
		主要施設	-	-	-	-	堅穴14	堀立3、堅穴1、井戸1	堀立5、堅穴1	堀立5	井戸1	年1992	
	南東	特徴	-	-	-	-	小鍛冶工房主体	-	-	-	-	-	
		文字資料	-	-	-	-	-	-	墨書「介」-1	-	-	-	
		主要施設	-	-	-	-	堀立1、堅穴6	堀立7、材木堀4、棟門2、井戸1	堀立5、堅穴12、土壕5	堀立4、堀立堀1、堅穴2、土壕5	堀立4、土壕	堀立5、井戸5	年1971・1974・1993・1996
	北西	特徴	-	-	-	-	堅穴工房主体+小型建物	官衙北辺と東辺は材木堀で、西門は二本柱、北向きのコ字型配置、主屋は無廊建物		工房を含む堅穴+小型建物	工房を含む堅穴+小型建物	主屋は南南付東西棟	主屋は四面廊南北棟
		文字資料	-	-	-	-	-	-	墨書「厨」-1	-	-	-	
		主要施設	堀立2、堀立堀2	堅穴1	-	-	-	堀立4、材木堀2、堀立堀2、土壕1	堅穴8	堀立7	土壕6、溝1	年1997	
	南西	特徴	長倉	-	-	-	-	堀で囲繞? 主屋は無廊で南に前庭	小形堅穴主体、1棟から刀・鉄錐出土	-	-	-	
		文字資料	-	-	-	-	-	-	刻書「厨」-1	-	-	-	
		主要施設	-	-	-	-	-	堅穴2	堅穴3	-	-	-	
城路内東北西道	特徴	-	-	-	-	-	-	-	小形堅穴2棟から勝手刀・刀・鏃・斧出土	-	-	年1971・1993	
	文字資料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	主要施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
作真	全体	遺構期	-	A期			B期		C期		-		
		年代	-	8c後半			9c		10c前半~		-		
		主要施設	-	堀立8、堀立堀2			堀立16		堀立1		年1980~1982		
		特徴	-	8間以上の長倉が広場側に廊を持って南北に並立(第1期に遡る?)			ロ字型配置orコ字型配置(新旧不明)、主屋は二面廊付南北棟、官衙は西向き		-		-		
六月坂	全体	遺構期	-	-	-	A期		B期		-			
		年代	-	-	-	9c前半		9c後半		-			
		主要施設	-	-	-	堀立8		堀立3、礎石2		-			
		特徴	-	-	-	政庁正殿に匹敵する規模の四面廊付建物が東西に並立、ロ字型配置orコ字型配置、官衙は南向き		ロ字型配置orコ字型配置、官衙は東向き?、A期主屋の位置には礎石倉庫が並立、庫か?		-			

*城内の実務官衙は、ほかに金堀地区と五万崎地区があるが、遺構期や遺構期ごとの内容が不明確であることから、本表に加えていない。

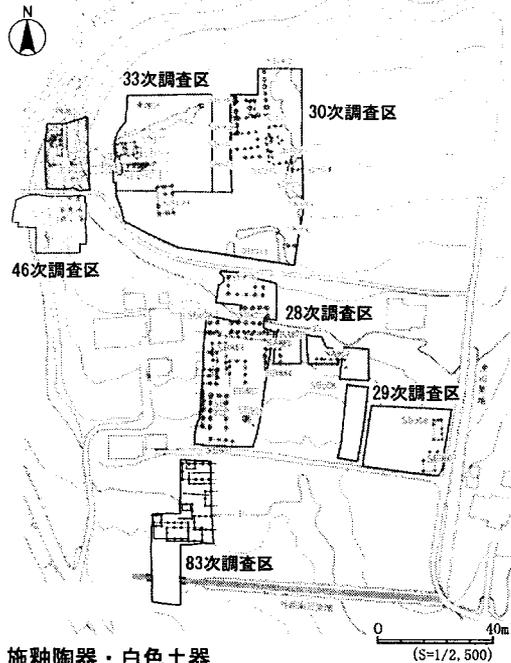
*「年」は年報、「南面!」は城前官衙遺構・遺物編を指す。

*建物・堀・堅穴住居・堅穴建物の数は建替えを含む。

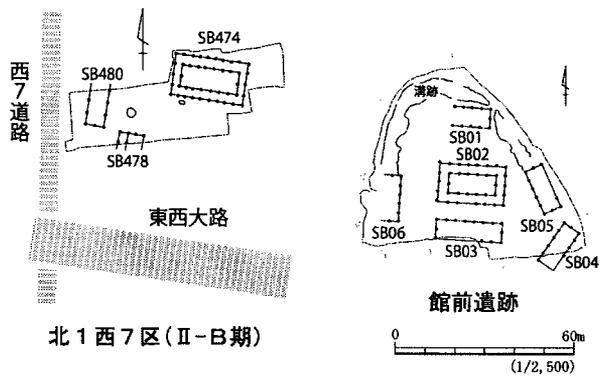
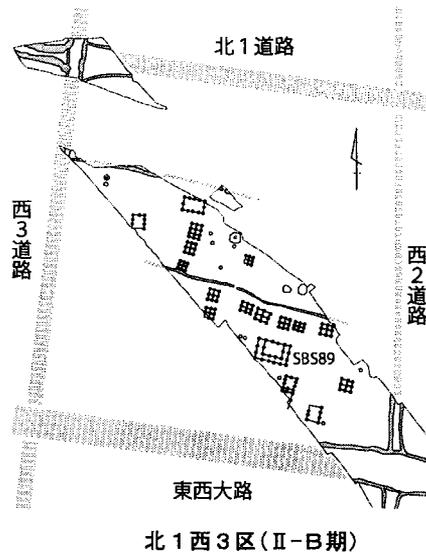
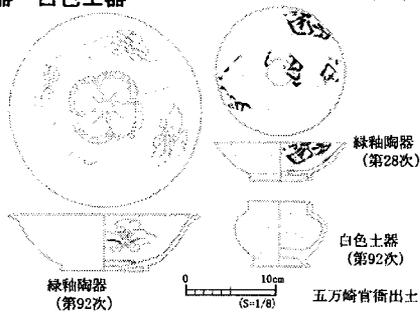
*作真官衙の遺構期名は、A群・B群・C群であるが、それぞれ期と置き換えている。

(宮城県多賀城跡調査研究所2019より)

五万崎官衙西部



施釉陶器・白色土器



第8図 多賀城城内の実務官衙②
(五万崎官衙と施釉陶器・白色土器) (村上2024より)

第9図 多賀城城外の官衙
(山王・市川橋遺跡、館前遺跡) (高橋2024より)

年代	層位	土器	口ワロ碗形土器					手捏碗形土器		須恵器・陶器類
			高台付	弁	小皿	その他の碗形	弁	小皿		
十世紀前半	第6次調査 SK058 土層									瀬原系 灰
										白磁 蓮花文 須恵
十一世紀前半	第4次調査 SK078 土層									白磁 蓮花文 須恵
十一世紀後半	第32次調査 SE1066 井戸									白磁 蓮花文 須恵
十二世紀前半	第80次調査 SX2030 聖地 跡									白磁 蓮花文 須恵
十二世紀後半	第50次調査 SA3641 土層 (SX1629 平場)									須恵系陶器 三系文書 須恵

第10図 多賀城政庁跡周辺の古代末期の土器 (宮城県多賀城跡調査研究所2010より)

郡山台遺跡東地区



郡山台遺跡西地区（郡山台廃寺）



第15図 郡山台遺跡の遺構(吉田2024より)

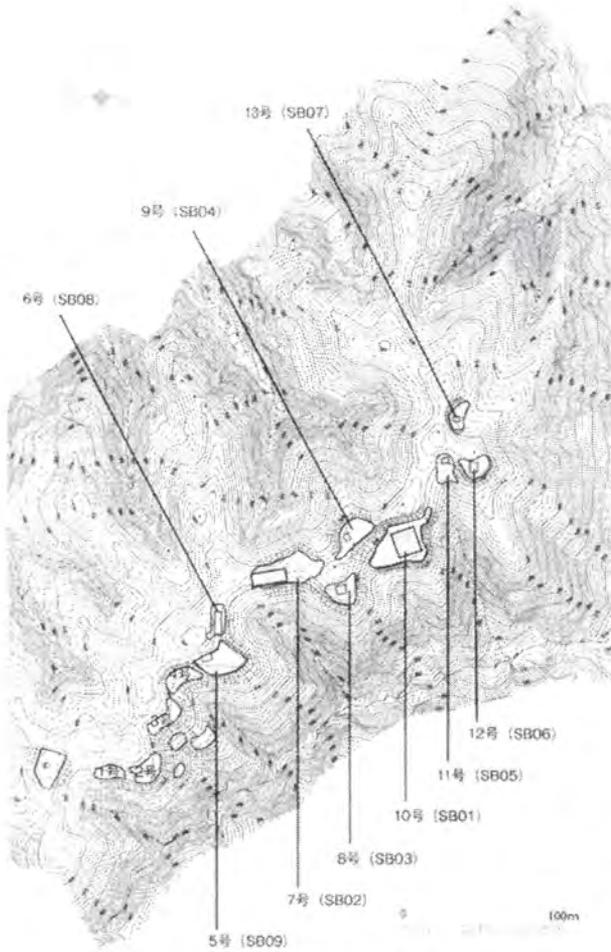


第16図 安積・安達郡域の勢力分布



1. 清水台遺跡(安積郡衙・寺院)
 2. 郡山台遺跡(安達郡衙・寺院)
 3. 腰浜廃寺跡(信夫郡衙周辺寺院)
 4. 徳江廃寺
 5. 根岸官衙遺跡群(石城郡衙・寺院)
 6. 小浜代遺跡
- ※()内は平安時代以降に成立する郡

第17図 奈良時代の官衙・寺院と平安中期の分郡(藤木2023より)



第18図 流廃寺跡遺構配置図(荒木2024より)

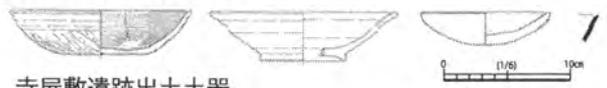


(荒木2024より)

第19図 流廃寺跡出土土器(SB07造成下)

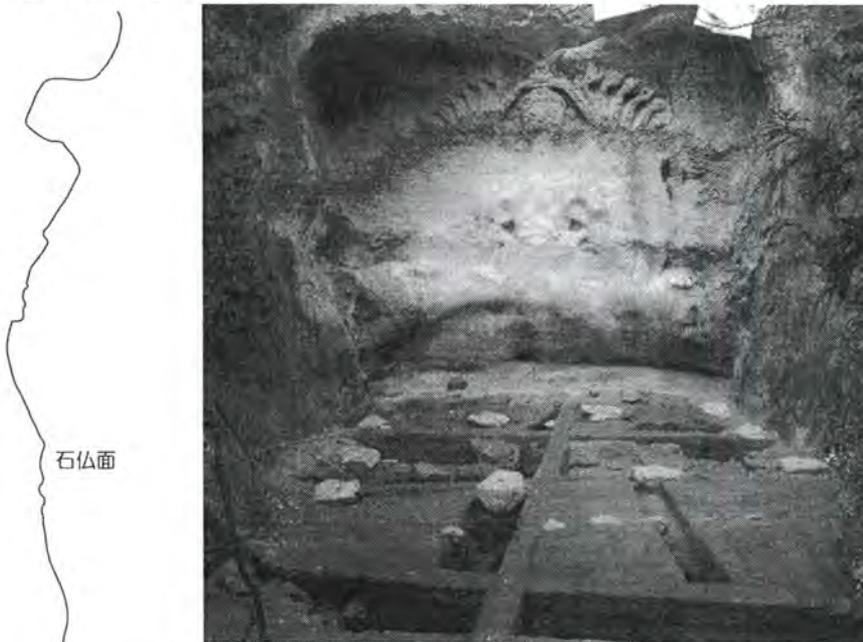


寺屋敷遺跡の主要堂宇

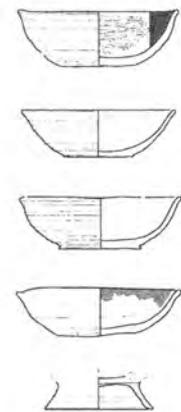


寺屋敷遺跡出土土器

第20図 霊山寺跡(藤木2023、伊達市教委2013より)



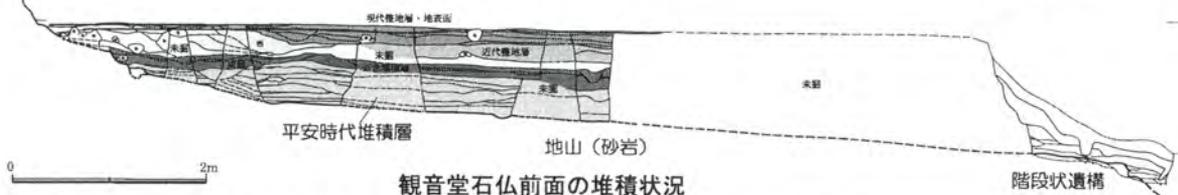
観音堂石仏の発掘調査



■ 内面黒色処理 ■ 油煙

0 (1/6) 10cm

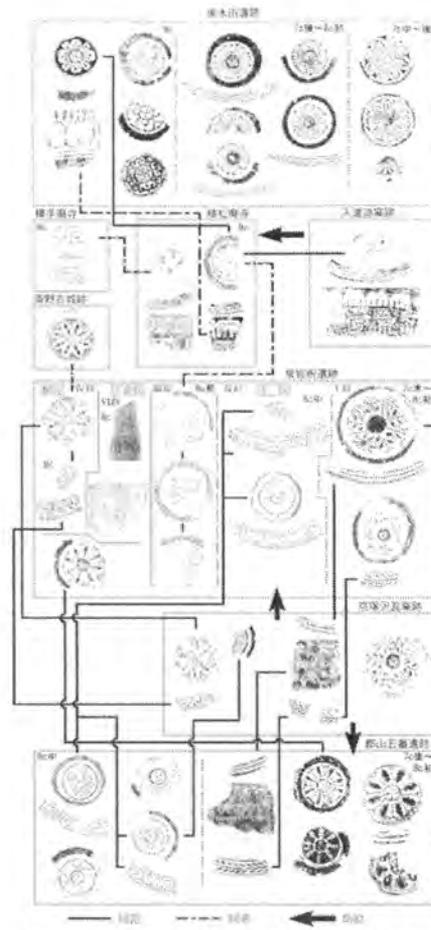
出土した赤焼土器



観音堂石仏前面の堆積状況

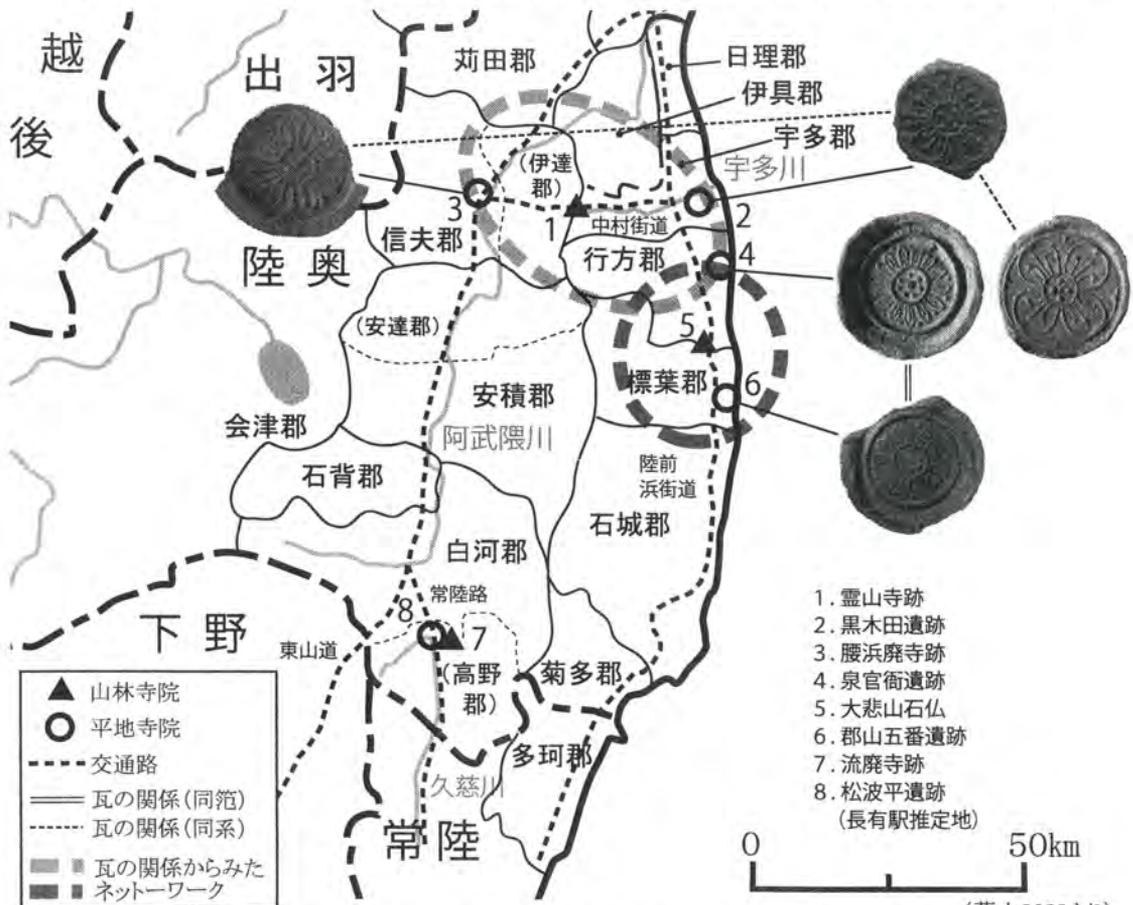
階段状遺構

第21図 大悲山石仏(観音堂石仏の発掘調査状況)(藤木2021より)



(藤木2017より)

第22図 宇多・行方・標葉郡の勢力分布と瓦生産にみられる地域的ネットワーク



(藤木2023より)

第23図 陸奥国南部の山林寺院と地域的ネットワーク

まとめ

かつて国府の形状は平城京などの都城の縮小版であり、街路が一町単位の基盤目状に施工された地方都市と考えられ、国府方八町説などが有力とされ各国の国府が復元されたが、現在、各地の国府の発掘調査によって方八町の方形を備えている例は確認できず、旧来の国府像は修正されている。国府における方格地割は造営当初から一貫した計画によって施工されたものでなく、国衙機構の充実に対応して国府域が拡大し道路や溝による区画が付加・整備されるという過程をたどったと推定され、国府域の境界は明確なものではなかった(山中1994)。金田章裕は8世紀から10世紀前半ごろ、国府域は方形とか、一まとまりの連続した空間であるとは限らず、国府周辺に東西あるいは南北方向の道路が存在し、それに沿って多様な施設群が立地し、大宰府や多賀城とも共通の形態であったことを示し、南北中軸型・東西中軸型・外郭官衙型とでも名付け得る類型としてまとめた。その後、10世紀中ごろから12世紀ごろの国府は、自立性を強めた国衙機能である「所」の分散的ないしルースな集合状況であったと考えられる場合や、12世紀ごろには実体が館の集合となっていたと判断される場合もあるとした(金田1995)。

国府の基本構造は、国庁を中心に国庁・曹司・館などが設置されたことであり、曹司は国衙機能との関わりで置かれたり、場所を移したりして位置や配置は変わった。重要な点は、曹司や国司館は配置を変えたり廃止されても、国庁は同じ位置を踏襲して建て替えを繰り返していたことである。国庁は国府創設時点の7世紀末から8世紀初頭から場所を変えずに国府の中心になって、11世紀以降も存在した国が多い(表3)。

国府構造の成立と変容

地方において官衙の出現時期にあたる7世紀後半、郡山官衙遺跡(Ⅰ期官衙)や出雲・筑後・日向国府などの国庁下層などでみつかると大型建物群は建物配置に高い計画性があり、規模も初期評衙と大きな格差が認められる(大橋2022)。大宝令前、国司(国宰)がいつから常駐したかは明確ではない。一方で、7世紀中葉以降、諸国において拠点の官衙が設置されていた。

こうした国庁下層などの官衙施設は、大型建物を中心として限定的なものであり、後の国府のように国庁を中心に曹司や国司館が分散的に展開せずコンパクトにまとまり、行政機能も限定的であったと推測する。国庁下層でみつまっている施設ではどの建物が正殿か不明な例も多いが、儀礼施設としての役割も担っていたと考えている。

諸国において国府の基本構造が成立する時期は、7世紀末から8世紀初頭である。この時期に正方位を採用し、国庁を中心に曹司、館、工房などが分散的に配置され、周辺に徭丁の居所も設けられた。

出雲国府では7世紀末の評段階に国庁北側に曹司などの官衙施設が一定の広がりを持って展開している。国庁が中心施設として設けられ、その周辺に曹司や国司館などの諸施設が設置・増築されていった。武蔵国府では国庁そのものは不明だが、東西約2.2km、南北約1.8kmにわたって曹司・国司館、徭丁の堅穴建物が配置され始めていた。

8・9世紀代を通して曹司とみられる官衙施設の増減は国ごとに多少の違いが認められる。国府では郡衙が衰退・廃絶していく9世紀後半から10世紀初頭、武蔵・陸奥(多賀城)・筑後国府のように施設が拡充し機能が充実する時期となっている。多賀城では城内の曹司がもっとも充実するのが9世紀代であり、実務施設が計画的に配置され、城外の方格地割に基づく町割りも整備される。各地の国府において10世紀初頭頃まで曹司や国司館が各所に配置され、各施設で硯が出土する点からみて活発な文書行政実務を伴う活動が行われていた。

国府の構造が大きく変わるのは、10世紀前半から後半にかけてである。国ごとに時期の違いはあるが、変化の方向性は同じであった。国府域に配置されていた曹司の衰退と集約化である。武蔵・下野・出雲・筑後国府などでみられるように、10世紀前半から後半にかけて曹司が大きく減少し、国庁周辺にまとまるようになり、手工業生産も衰退した。国府域の調査が進んでいる武蔵国府では、11世紀以降になると国府域は大幅に縮小し、国衙北方地域と国府

西方地域の二極化がより一層進むことが明らかにされている（江口2024）。

松原弘宣によると、8・9世紀代における国府出土文字資料などにみえる「所」と、10・11世紀以降の史料にみえる「所」について、10世紀の『朝野群載』巻22「国務条々」にみえる形態は8世紀代に遡るが、地方行政機能という点では文書の作成・送達という部分に限定されていたとする（松原2014）。こうした行政実務の違い、日常的な業務の減少が、10世紀前半以降において国府の曹司が減少し、国府周辺に官衙施設がまとまっていくことに関わるのであろう。

10世紀前半以降、各所に分散していた曹司がなくなっていき、国府周辺に官衙施設はまとまっていた。10世紀後半以降、考古学的成果からみると数多くの曹司が国府域に分散的に施設を伴って配置されていた状況を復元できない。国府周辺に置かれた施設で機能を果たしていたのか、あるいは国府域でない場所、在庁官人の館や周辺などに置かれていたとも推測できる。10世紀後半以降、国府域に曹司が数多く配置されることはなくなっていた。それまでの国府の空間構成とはかなり違ったものになっていた。

古代国府の終焉と地域支配の変質

国府移転が10世紀以降に多いとされた点について、考古学的成果を踏まえて検討した結果、10世紀後半から11世紀以降に多いことを明らかにした。この時期は文献史学の研究によると、受領（国司）が地方行政組織を再編し、地方支配における役割が大きくなる変革の時期である（寺内2004、佐藤泰弘2017・2022）。受領による地方支配の再編とも関わって国府移転が行われたのであろう。

国府は国府を中心に曹司・国司館、工房などを計画的に配置することを基本とした。創設以来、国府が中心という構造が古代国府の特徴である。国府は10世紀後半以降も曹司が衰退していく中で、儀礼的空間として存続した。国ごとに多少の時期の違いはあるが、おおむね11世紀前半から後半まで存続した。古代国府の終焉は国府の中心施設である国府が消滅する、この時期である。

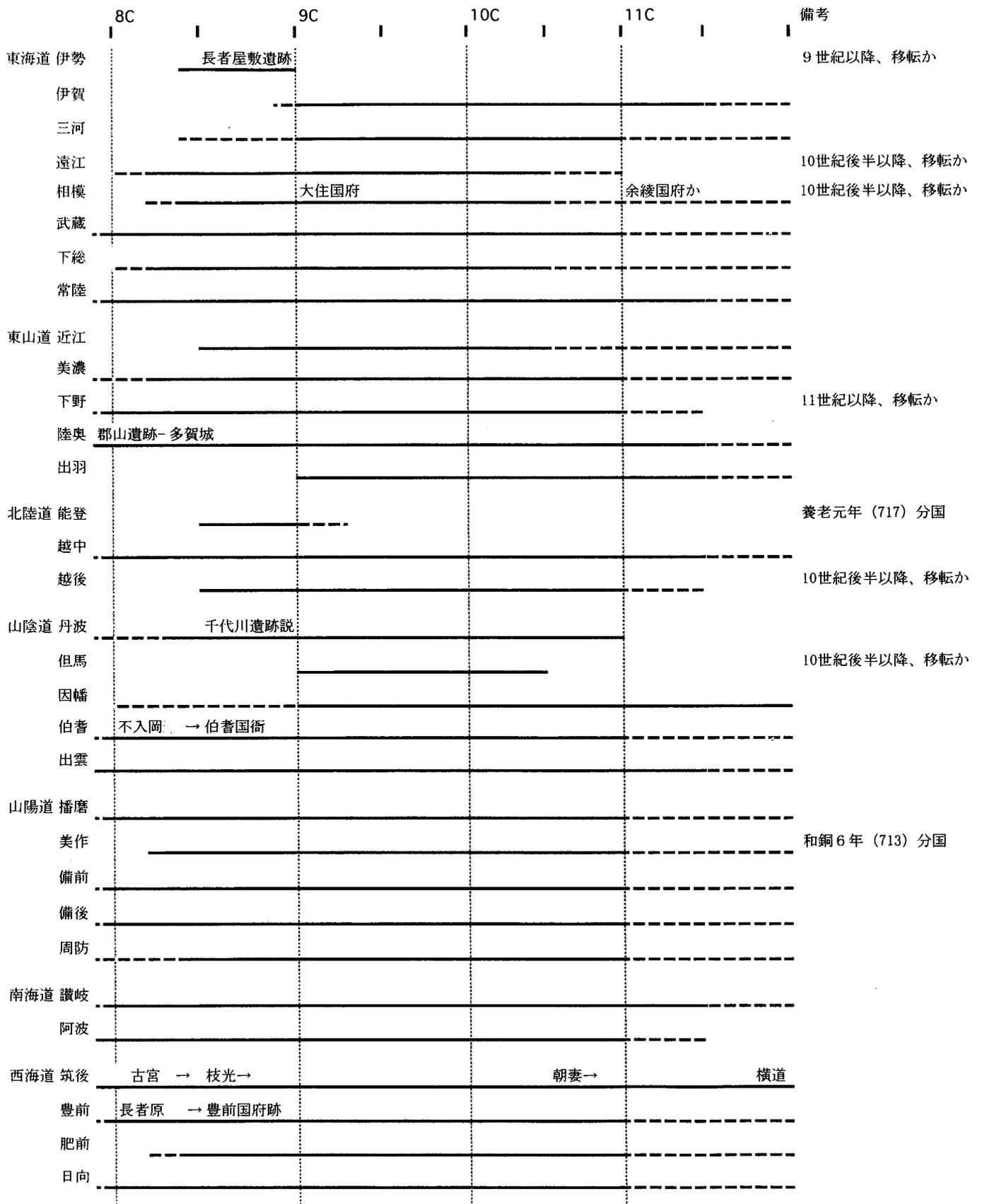
国府を中心とした国府が衰退・廃絶していく背景と

して、在庁官人制の進展が深く関わると考える。11世紀以降、受領は在京し目代に留守所を任せ、儀礼的に赴任するようになっていく。留守代は館で執務を行い、雑色人がそこで仕えるという、受領の交替に左右されない在地勢力による在庁官人制が成立する（佐藤泰弘2022、森2013）。都から受領が下向せず、在庁官人が中心になって執務を館を中心に行う中で、古代国府は官衙としての機能を停止し終焉を迎えた。

引用文献

- 江口桂 2024 「第7章第2節 国府の景観と変遷」『新府中市史 原始・古代通史編』府中市
- 大橋泰夫2022 「国府の成立」『古代国府の実像を探る 季刊考古学・別冊37』雄山閣
- 金田章裕1995 「国府の形態と構造について」『国立歴史民俗博物館研究報告6』
- 佐藤泰弘2017 「受領の支配と地方の都市」『条里制・古代都市研究32』条里制・古代都市研究会
- 佐藤泰弘2022 「国府の変容 ―文献史学から―」『古代国府の実像を探る 季刊考古学・別冊37』雄山閣
- 寺内浩2004 『受領制の研究』塙書房
- 松原弘宣2014 「8・9世紀代における地方官衙の『所』」『日本古代の支配構造』塙書房
- 森公章2013 『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

表3 国府の存続時期



後記

国府の変容をテーマに各地の国府を訪ねながら検討し、古代国府の特質は国庁が国府の中心で儀礼的空間として11世紀まで存続した点にあったとまとめた。中世国府との違いである。

1982年、大学を終えて最初の発掘現場は下野国府であった。ミニ都城説が有力な中、見学に来た小学生たちに、国府は平城京のような整然とした姿をしていたとイラストを使って説明した。今、大きく国府の景観のイメージは変わっている。当時、国庁から1キロ近く離れた寄居地区、長原東地区で建物跡を調査、井戸跡から木簡が出土し、国府域は広いということを感じた。国庁西側の廃棄土坑から多量の木簡や漆紙文書を掘り出し、目の前の西辺堀跡を挟んで西脇殿があったので、国庁が実務的な場でもあったことを実感できた。介館地区や南大路の調査にも関わったが、木組の井戸を掘りながら、なぜこんな新しい11世紀以降かとされた土師器皿が出土するのか不思議に思った。40年以上経ち、国府の構造を自分なりに理解し、下野国府の調査で感じた疑問をようやく形にできたように思う。

当時、木下良先生から国庁からまっすぐ延びる南大路と東山道駅路の十字街を調査するよう指導を受けたが、実施できず残念だった。古辞書類記載の国府所在地について、新たな考古学的成果を踏まえて、木下先生ならどのように考えるのかと思いつつ検討したが、解決できなかった課題も多い。木本雅康さんが20年ほど前になるが、木下先生による古辞書や地名、国分寺・総社などをもとにした国府推定地について、結果的には多くは古代国府でなく中世国府であったと話していたことを思い出す。現在、土佐国分寺の調査に関わっている。土佐国府は国分寺東方で地名などから想定され、発掘調査されたが、まだ奈良時代の官衙建物はみつかっていない。別の場所から移転しているのかもしれない。今回の研究を通して、古辞書や地名や総社などが示す国府は、移転後の中世国府が多いと考えられるようになった。

これまで地方官衙研究を進める中で、常に山中敏史先生の研究に導かれてきた。那須官衙遺跡などの発掘調査現場では掘立柱建物の調査方法、建物の解釈などの指導をいただいた。いつも懇切丁寧に厳しくも温かい助言をいただくことができ、次の研究に活かすことができた。江口桂さんと編集した季刊考古学の国府特集号『古代国府の実像を探る』(2022.6)について、書評をお願いしたところ、闘病生活の中であったが、ご快諾され国府成立や構造などについて多くの貴重なご提言をいただいた。今回の科学研究に関する内容としては、「定型化国庁が10世紀を画期として衰退・変貌していく姿は、儀礼や政務などの変貌を意味するだけでなく国郡制下の国の領域を統治する拠点とは異質の、別の学術用語を用いるべき新たな政治支配拠点への非連続的な転換を示唆するようにも思われ、そうした分析視点も必要であろう」との提言を出された(山中敏史2022.11「書評 古代国府の実像を探る」『季刊考古学161号』120頁)。

今回の科研報告書を作成中に、山中先生の訃報が届いた。今回の研究報告も山中先生の地方官衙研究の延長線上にあり、ご意見をいただきました。山中先生のご提言に、今回の研究でどれだけ応えられたかわかりませんが、ご霊前に捧げたいと思います。長年にわたる学恩に感謝します。

今回の研究にあたって、各地で多くの方々にお世話になりながら検討を進めました。ご協力、ご支援をいただいた多くの方々に感謝申し上げます。

平安時代後期における国府変容に関する考古学的研究 令和2年度～令和6年度科学研究費補助金 (基盤研究(C)研究成果報告書)

発行日	2024年12月5日発行
編集・発行	大橋泰夫(研究代表者) 島根大学法文学部教授 〒690-8504 松江市西川津町1060
印刷	東京印刷株式会社 〒690-0859 松江市国屋町452-2
